

みやこ町社会福祉協議会

1411

第1期 みやこ町 地域福祉総合計画

令和6年3月 みやこ町 みやこ町社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化等により地域社会が変容するなか、住民同士のつながりの希薄化や地域活動の担い手不足による地域コミュニティの衰退が課題となっています。また、福祉施策においては、高齢者福祉・障がい福祉等の個別の福祉制度だけでは十分な解決を図ることが困難な複雑化・多様化した課題が増加しています。

そのような中、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や



分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現を図る計画として「第1期みやこ町地域福祉総合計画」を策定いたしました。

本計画は、福祉に関する10計画を共通の目標のもとで策定を行い、お互いの整合・連携を図ることで、福祉に関する複雑化・多様化した課題に対応し、福祉のまちづくりを総合的に推進する福祉分野の総合計画となっています。計画の基本理念である「手と手をつなぎ 誰もが元気で安心して暮らしていくための福祉のまちづくり」の推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様、関係機関・団体の皆様には、より一層の御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、限られた時間の中で熱心にご議論をいただきました「みやこ町地域福祉総合計画審議会」委員の皆様、アンケート調査や関係団体インタビューにご協力をいただきました多くの町民の皆様、関係機関・団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

みやこ町長 内田 直志

「みんなでつくる やさしさの こころ」を目指して

近年、超少子高齢化や核家族などの進展により、家族や地域で支え合う力の弱体化や住民相互の繋がりが希薄化する中で、社会的孤立、生活困窮、ひきこもりなど、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化し、地域住民を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らしていくためには、行政・地域住民・福祉関係事業者・ボランティアなどによる地域福祉活動を推進することが、これまで以上に重要になっています。



これまで、みやこ町社会福祉協議会では、地域での生活や福祉課題の解決に向け、みやこ町地域福祉活動計画を策定していましたが、みやこ町役場と協議のうえ、地域福祉を推進していくうえでの理念や方向性を共有し、福祉に関する計画と同じ目標・同じ理念ですすめていくため「みやこ町地域福祉総合計画」として、策定することにいたしました。

地域福祉の課題やニーズは、地域の中にあり、それを的確に解決する方法も地域の中にあると思います。地域福祉の推進主体であります町民の皆様には、今後も引き続き積極的な福祉活動をお願い申し上げます。

今回を基に「手と手をつなぎ 誰もが元気で安心して暮らしていくための 福祉のまちづくり」を新たな基本理念とし、みやこ町とも連携を図りながら、地域福祉の一層の充実のために、町民の皆様とともに、本会が一緒になって更なる取り組みを進めてまいります。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただいた審議会委員の皆様や町民アンケートにご協力を頂いた町民の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 みやこ町社会福祉協議会 会長 中尾 文俊

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 地域福祉とは	1
2 地域福祉総合計画策定の経緯	2
3 計画の構成	3
4 各種計画との関係	5
5 計画の期間	6
6 計画の策定の流れ	7
7 計画の策定に向けた取り組み	8
第2章 みやこ町の現状と課題	10
1 地域福祉に関わる状況	10
2 高齢者福祉に関わる状況	12
3 障がい福祉に関わる状況	13
4 福祉に関わる様々な状況	15
5 みやこ町における福祉分野の現状と課題	16
第3章 計画の基本的な考え方	28
1 基本理念	28
2 横断目標	29
3 基本目標	30
4 計画の体系	31
第4章 取り組みの内容	32
基本目標1 共生の心を持った人 支え合う地域	32
基本目標2 安全な環境 安心できるつながり	42
基本目標3 安定したサービス 分野を超えた連携	55
第5章 高齢者福祉施策の見込み量と介護保険料の算出	64
1 日常生活圏域の設定	64
2 人口・要介護(要支援)認定者数の推計	64
3 高齢者福祉施策の見込み量	66
4 介護保険サービスの見込み量	78
5 介護保険事業費の算定	85
6 介護保険サービスの質の確保と適正化	93
第6章 障がい福祉サービス等の見込み量と目標の設定	95
1 成果目標の設定	95
2 障がい福祉サービスの見込み量	103
3 障がい児福祉サービスの見込み量	108
4 地域生活支援事業の見込み量	110
第7章 計画の推進	115
1 計画の推進体制	115
資料編	116

[※]本町では法令や条例等の名称及びそれらの中で特定のものを指す用語、組織、関係団体、関係施設などの名称を除き、「障害」を「障がい」と表記することとしています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 地域福祉とは

「福祉」という言葉は、生活の安定や充足から得られる「幸せ」を意味しています。 私たち一人ひとりが安定した暮らしを実現し、幸せを感じることができるようにするためには、地域で暮らす全員が人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことが重要です。「地域福祉」とは、誰もが幸せに暮らせるよう、地域の一員として、行政や医療・保健・福祉などの専門機関と力を合わせ生活の基盤となる「地域社会」そのものをより良くしていくこと、そのためにお互いに「つながり」「助け合い」「支え合う」ことなのです。



2 地域福祉総合計画策定の経緯



福祉に関する様々な取り組みを一つの方向性で定め、誰もがつながり、 支え合う「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいくために「地域福 祉総合計画」を策定することとしました。

背景:地域の課題の複雑化・多様化により、分野ごとでは対応できなくなっている

福祉分野においては、地域福祉だけでなく、高齢者福祉、障がい福祉など地域の中でも支援を必要としている住民に向けた個別の分野に分かれて取り組むものもあります。 また、自殺対策や権利擁護など福祉と関連が強い分野もあります。

近年では、<u>一人ひとりが地域で暮らしていくうえで抱えている課題は、複雑化・多様化</u>しており、分野に分かれて取り組むだけでは支援が行き届かず、課題の解決に進まないケースも出てきています。

今後の福祉のあり方:今後は分野を超えてつながり、支え合うまちづくりが必要

今後は、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民 や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること で、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会、「地域共生社会」 を実現することが福祉分野の大きな目標となっています。

みやこ町としても、今後は福祉に関するそれぞれの分野が別々に取り組みを行うので はなく、互いに連携し、総合的に取り組みを展開していくことが望ましいといえます。

みやこ町の方針:福祉に関する計画を同じ目標・方向性で策定

みやこ町においては、「地域共生社会」の実現に向けて、第2期みやこ町地域福祉計画(平成31年3月)を策定し、取り組みを進めてきました。

次期みやこ町地域福祉計画(令和6年4月~)策定に向けた見直しにあたり、地域共生社会の実現に向けた取り組みをさらに深化させていくため、福祉に関する計画が一体となった計画書(第1期みやこ町地域福祉総合計画)とすることとしました。

町が取り組むうえで指針となる<u>福祉に関する計画を共通の目標のもとで策定を行い、</u> 互いの整合・連携を図ることで、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応し、福祉の まちづくりを総合的に推進していきます。

3 計画の構成



地域福祉総合計画は、福祉のまちづくりを目的として、地域福祉・高 齢者福祉・障がい福祉に関する取り組みを定めた計画、福祉に関連す る自殺対策や成年後見制度の利用促進、再犯防止の推進についての 計画を包含して策定しました。

(1) みやこ町地域福祉計画・みやこ町地域福祉活動計画

- ●地域福祉計画は、誰一人取り残さずともに生きる社会、「地域共生社会」の実現に向けた、支え合いの地域づくりや課題を解決するための総合的な支援体制の構築などの取り組みを定めた計画です。自治体において定める基本構想に即した福祉分野の最上位計画として位置づけられています。
- ●地域福祉活動計画は、社会福祉協議会が策定する計画で、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

根拠となる法律

地域福祉計画

社会福祉法107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」

地域福祉活動計画

社会福祉法第109条に基づいた民間組織である社会福祉協議会が策定する計画

(2) みやこ町高齢者福祉計画・みやこ町介護保険事業計画

- ●高齢者福祉計画は、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域を作るため、健康づくりや生きがいづくり、支援体制の構築などの高齢者福祉事業を推進していくための計画です。
- ●介護保険事業計画は、介護保険事業を運営するための計画で、介護サービスの見込みや介護保険料などを見込みます。

根拠となる法律

高齢者福祉計画

老人福祉法第20条の8に基づく「市町村 老人福祉計画」

介護保険事業計画

介護保険法第117条に基づく「市町村介 護保険事業計画」

(3) みやこ町障がい者計画・みやこ町障がい福祉計画・みやこ町障がい児福祉計画

- ●障がいのある人もない人も、互いに支え合い、明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人への理解や支援体制の構築、サービスの提供について定めます。
- ●障がい者計画は、障がい者施策の基本的方向性について定める計画です。
- ●障がい福祉計画は、18歳以上の障がい者が日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービス量の見込みなどを定める計画です。
- ●障がい児福祉計画は、18歳未満の障がい児が日常生活を営むことができるよう障がい福祉サービス量の見込みなどを定める計画です。

根拠となる法律

障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく「市 町村障害者計画」

障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づ ぐ「市町村障害福祉計画」

障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく 「市町村障害児福祉計画」

(4) みやこ町自殺対策計画

■国の定める自殺総合対策大綱の基本理念に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に必要な方策を明らかにするものです。

根拠となる法律

自殺対策計画

自殺対策基本法第13条第2項に規定される「市町村自殺対策計画」

(5) みやこ町成年後見制度利用促進基本計画

●様々な理由により判断能力が十分でない人の権利を守るために、成年後見制度の利用促進を定める計画です。

根拠となる法律

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法第14条に基づき市町村が定める、成年後見制度の利用促進 に関する取り組みを定めた計画

(6) みやこ町再犯防止推進計画

●犯罪や非行をした人が、課題を抱えて再び罪を犯すことの無いよう、また、地域社会で 孤立することなく必要な支援を受けることができる環境を整えていくための計画です。

根拠となる法律

再犯防止推進計画

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき市町村が定める、再犯防止の 推進等に関する取り組みを定めた計画

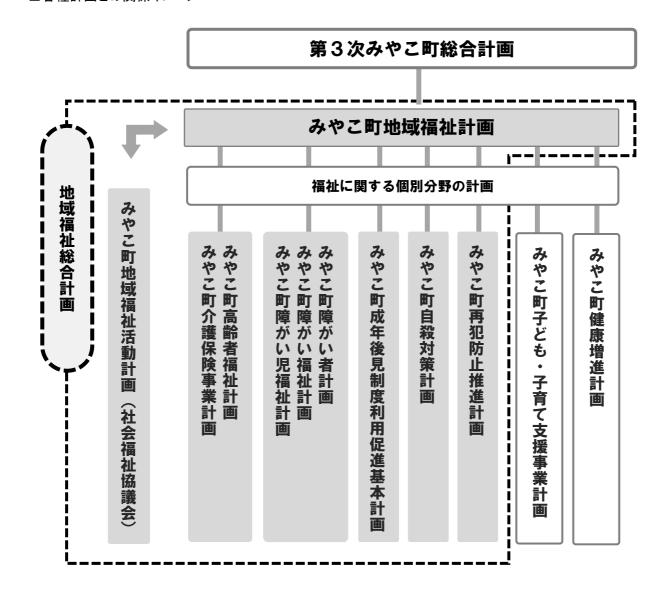
4 各種計画との関係



まちづくりを進めていくために、みやこ町は様々な計画を策定しています。地域福祉総合計画は、それらの計画や国・県の計画とも整合を取りながら、「福祉のまちづくり」を推進します。

本計画は、本町のまちづくりの指針である「第3次みやこ町総合計画」の福祉分野の施策を具体的に定める分野別計画であり、本町における福祉や保健に関するほかの計画との整合性を取ったうえで策定しました。地域福祉計画については、福祉に関する個別分野計画の上位計画として位置づけます。また、計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行いました。

■各種計画との関係イメージ

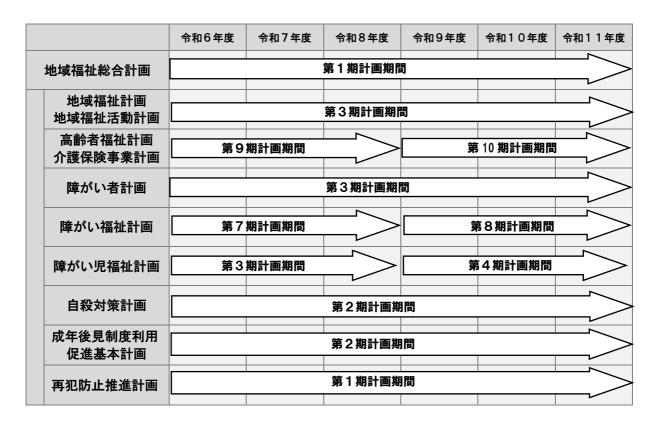


5 計画の期間



地域福祉総合計画は、福祉の分野ごとの計画を包含しています。それぞれの計画には定められた計画期間があり、計画期間の終了と同時に該当部分を見直します。

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。ただし、高齢者福祉計画・介護保険事業計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画については、3年ごとに見直しを行うため、計画の期間は令和6年度から令和8年度までです。なお、それ以外の計画の部分についても、進捗状況や社会情勢に合わせて、必要に応じて見直しを行います。

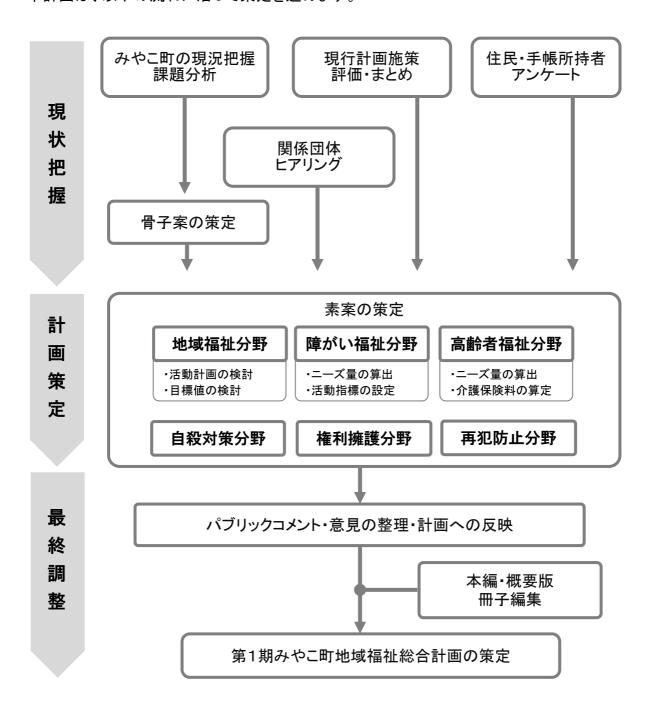


6 計画の策定の流れ



住民を対象としたアンケート調査や関係団体とのヒアリングを通して、 みやこ町の現状・課題を把握し、計画の内容に反映しました。

本計画は、以下の流れに沿って策定を進めます。



7 計画の策定に向けた取り組み



地域福祉総合計画のために実施したアンケート調査やヒアリングに 関する概要です。ご協力いただき、ありがとうございました。

(1) アンケート調査

本計画の策定にあたって、住民の意見や二一ズを把握し計画の内容に反映させるため、 以下の調査を実施しました。

①地域福祉に関するアンケート調査

調査対象者	18 歳以上の町内在住者 2,500 人		
調査方法	郵送による配布・回収または QR コードによる WEB フォームでの回答		
調査期間	令和 5 年 9 月 1 日(金)~20 日(水)		
回収数	854 件(34.2%)		

2 障がい福祉に関するアンケート調査

調査対象者	町内の障害者手帳所持者・福祉サービス利用者 1,323 人		
調査方法	郵送による配布・調査票への記入方式		
調査期間	令和 5 年 9 月 1 日(金)~20 日(水)		
回収数	556 件(42.0%)		

③介護予防・日常生活圏域ニーズに関するアンケート調査

調査対象者	要介護認定を受けていない 65 歳~85 歳 5,961 人		
調査方法	郵送による配布・調査票への記入方式		
調査期間	令和 5 年 2 月 7 日(火)~24 日(金)		
回収数	3,897 件(65.4%)		

④在宅介護実態に関するアンケート調査

調査対象者	在宅で生活をしている要支援・要介護認定者のうち、対象期間中に更新申		
	請・区分変更申請をし、認定調査を受けた人		
調査方法	介護認定訪問調査時に聞き取り方式(一部ケアマネによる聞き取り)		
調査期間	令和 4 年 10 月 3 日(月)~令和 5 年 2 月 28 日(火)		
回収数	130 件(100%)		

(2) 関係団体インタビュー

地域福祉総合計画の策定にあたって、福祉に関する各分野で活動されている関係団体の意見を広くお伺いするため、紙面によるインタビューを実施しました。また、地域で活動されている関係団体の方にお集まりいただき、「地域での課題」や「分野を超えた連携」などについて自由に意見交換を行っていただくグループインタビューを実施しました。

紙面インタビュー概要			
配布数	介護関係団体等	26 団体	
	障がい関係団体等	17 団体	
回収数	26 件		
調査期間	令和 5 年 10 月 23 日(月)~11 月 6 日(月)		

グループインタビュー概要			
参加団体	民生委員児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、		
	地域包括支援センター、権利擁護団体(社会福祉協議会)		
調査期間	令和 5 年 12 月 4 日(月)		

(3) 地域福祉総合計画審議会の開催

学識経験者、福祉関係団体及び地域団体の代表者等で構成する地域福祉総合計画審議会を設置し、計画の内容を協議しました。

(4) パブリックコメントの実施

住民や関係機関・団体等に広く意見を募集しました。

第2章 みやこ町の現状と課題

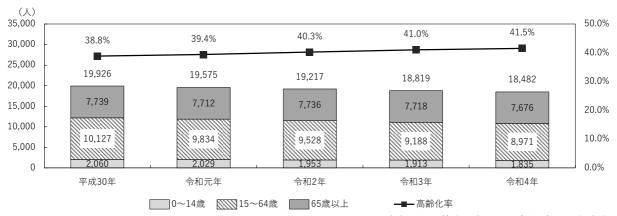
1 地域福祉に関わる状況



福祉全般、みやこ町で暮らす誰しもに関係のある、地域福祉に関する数字をまとめています。

(1) 3区分別人口と高齢化率

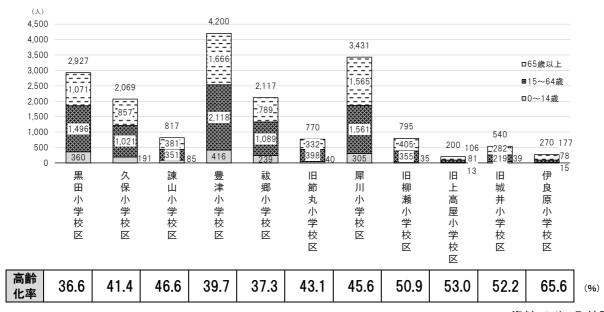
本町の人口は減少傾向となっており、平成30年から令和4年にかけて1,444人の減少となっています。65歳以上の高齢者も減少傾向となっていますが、高齢化率は上昇傾向にあり、令和2年以降は高齢化率が40%台で推移しています。



資料:住民基本台帳人口(各年度9月末時点)

(2) 校区別の人口

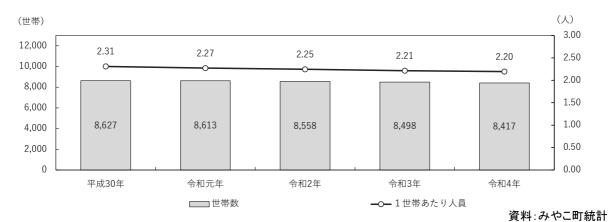
本町の人口を校区別にみると、豊津小学校区が最も多く4,200人となっています。一方で、高齢化率をみると、旧柳瀬小学校区、旧上高屋小学校区、旧城井小学校区、伊良原小学校区では、高齢化率が50%を超えています。



資料:みやこ町統計

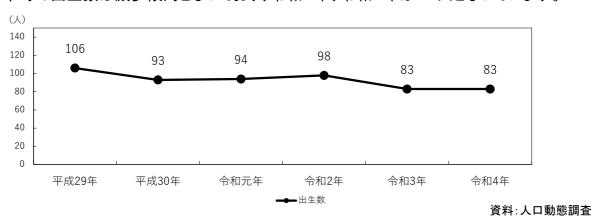
(3)世帯数と1世帯当たり人員

本町の世帯数は減少傾向となっており、1世帯あたりの人員も減少傾向となっています。



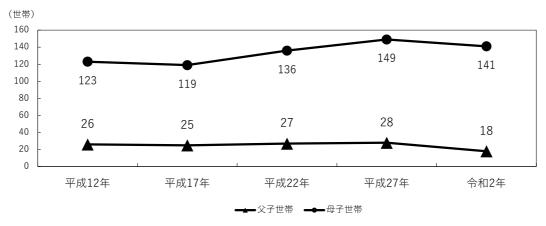
(4) 出生数

本町の出生数は減少傾向となっており、令和3年、令和4年は83人となっています。



(5) 母子世帯・父子世帯の状況

本町の母子世帯は平成17年から平成27年にかけて増加し、令和2年には141世帯となっています。一方で父子世帯は令和2年には18世帯であり、母子世帯と比べると少ない状況です。



資料:国勢調査(平成12年・平成17年は合併前の各町の合計) ※母子世帯・父子世帯数は他の世帯員がいる世帯を含まない。

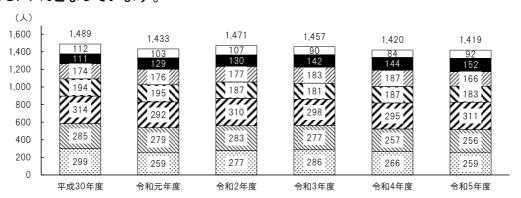
2 高齢者福祉に関わる状況



65歳以上の方のうち、介護保険サービス等の対象となる要支援・要介護認定者や高齢者世帯の状況です。

(1)要支援・要介護認定者と認定率の状況

本町の要支援・要介護認定者は減少傾向となっており、平成30年度と令和5年度を比較すると70人の減少となっています。要介護度別でみると、要支援1が40人の減少となっているほか、要介護4が41人の増加となっています。要介護認定率を県・国と比較すると、県・国の認定率が上昇している一方で、みやこ町の認定率は減少傾向にあり、令和5年度には18.7%となっています。



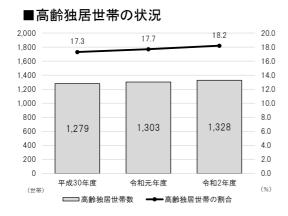
☑ 要支援1 ☑ 要支援2 ☑ 要介護1 ☑ 要介護2 ☑ 要介護3 ■ 要介護4 □ 要介護5

要介護認定率	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和 4 年度	令和5年度
みやこ町(%)	19.4	18.6	19.0	19.0	18.6	18.7
福岡県(%)	19.1	19.1	19.2	19.2	19.2	19.4
全国(%)	18.3	18.4	18.7	18.9	19.0	19.3

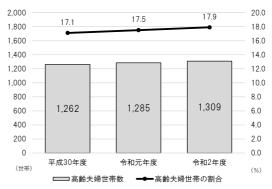
資料:介護保険事業状況報告(各年度末時点・令和5年度は9月末時点)

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者独居世帯・高齢者夫婦世帯は、ともに増加傾向となっています。



■高齢夫婦世帯の状況



資料:地域包括ケア「見える化」システム

※高齢独居世帯の割合・高齢夫婦世帯の割合は総世帯に対する各世帯が占める割合

障がい福祉に関わる状況 3



瞳がい福祉サービスの対象となる障害者手帳をお持ちの方の状況です。

(1) 障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳所持者数はおおむね1.300人台で推移しています。



□ 身体障害者手帳 □ 療育手帳 ■ 精神障害者保健福祉手帳

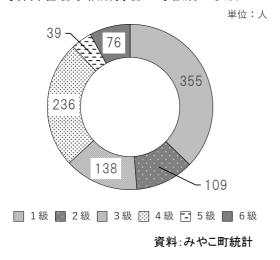
資料:みやこ町統計

資料:みやこ町統計

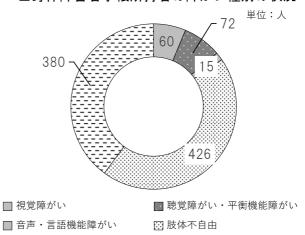
(2) 身体障害者手帳所持者の状況(等級別・障がい種別・年齢3区分別)

令和5年7月31日現在の身体障害者手帳所持者数を見ると、等級においては、1級が 最も多く、次いで4級が多くなっています。障がい種別においては、肢体不自由が最も多く、 次いで内部障がいが多くなっています。年齢3区分別においては、65歳以上が最も多くな っています。

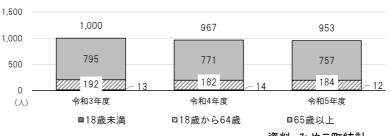
■身体障害者手帳所持者の等級別の状況



■身体障害者手帳所持者の障がい種別の状況



■身体障害者手帳所持者の年齢3区分別の状況



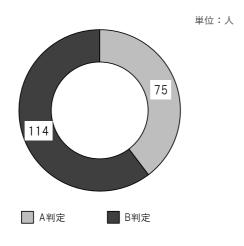
□ 内部障がい

資料:みやこ町統計

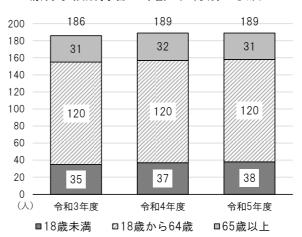
(3)療育手帳所持者の状況(判定別・年齢3区分別)

令和5年7月31日現在の療育手帳所持者数を見ると、判定においてはB判定が多くなっています。年齢3区分別においては、18歳未満が増加しています。

■療育手帳所持者の判定別の状況



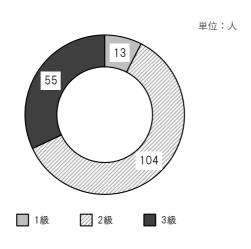
■療育手帳所持者の年齢3区分別の状況



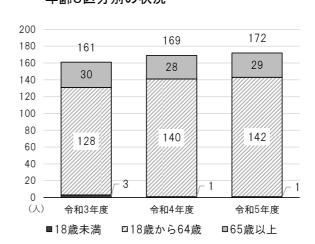
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況 (等級別・年齢3区分別)

令和5年7月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数を見ると、等級においては 2級が多くなっています。年齢3区分別においては、18歳から64歳が増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の 等級別の状況



■精神障害者保健福祉手帳所持者の 年齢3区分別の状況



福祉に関わる様々な状況 4



支援が必要な方や地域の民生委員・児童委員など、みやこ町の福祉に 分野横断的に関係する数値です。

(1)児童扶養手当支給件数

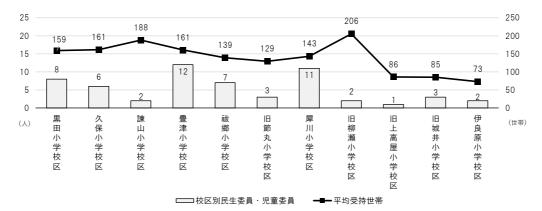
児童扶養手当支給件数は減少傾向となっており平成30年度から令和4年度にかけて、 54件の減少となっています。



資料:みやこ町統計

(2) 校区別の民生委員・児童委員の状況

令和5年8月1日現在の校区別民生委員・児童委員数は、豊津小学校区と犀川小学校 区が10人を超えています。また、平均受け持ち世帯数は、旧柳瀬小学校区が206世帯で 最も多く、次いで諫山小学校区・久保小学校区・豊津小学校区が続いています。

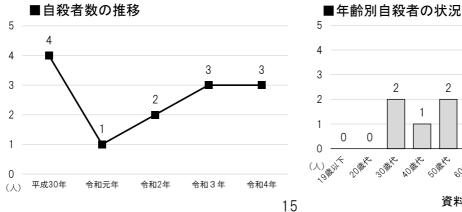


(3) 自殺に関する状況

資料:みやこ町統計

4

令和元年に1人となった自殺者はその後増加し、令和4年には3人となっています。また、 平成30年から令和4年の累計を年代別でみると、80歳以上が最も多くなっています。



資料:みやこ町統計

2 2 2

5 みやこ町における福祉分野の現状と課題



みやこ町の福祉分野の課題について、「住民・地域」「安全・安心」「支援体制」の3つに分類し、行政が行っている取り組みやアンケート調査の結果をまとめています。

(1) "住民・地域"に関するみやこ町の取り組みと現状

本町においてはこれまで、"住民・地域"に関する取り組みを進めていくため、地域福祉計画における「住民参加による協働のまちづくり」「健康福祉のまちづくり」の基本目標のもと、福祉意識の啓発・健康づくり・疾病予防・情報提供・地域のつながり・担い手育成・生きがいづくり等に取り組んできました。

●行政・社会福祉協議会の取り組み

- ・住民主体の地域活動の活性化のため、地域の中での支え合う仕組みや話し合える仕組 みを作るための懇談会や講演会を実施しています。【行政・社会福祉協議会】
- ・小学校・中学校等で高齢者や障がい者に関する理解を促すため、体験等を含めた福祉教育を実施しています。【社会福祉協議会】
- ・同和問題啓発強調月間、人権週間等で街頭啓発や広報活動を行っています。【行政】
- ・広報紙だけでなく、SNSを活用した情報発信を行い、必要な情報が手に入りやすい環境 づくりを行っています。【行政・社会福祉協議会】
- ・地域でのサロン活動は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い活動休止の地区もありましたが、徐々に通常の開催に戻り始めており、活動再開に向けた支援やサロン同士のつながり、関係団体との関係づくりなどの取り組みを行っています。【行政・社会福祉協議会】
- ・障がいのある方の当事者団体や、在宅介護家族の会などの支援を行っています。【社会 福祉協議会】
- ・フレイル予防を担うフレイルサポーターの養成を行っています。【行政】
- ・健康や疾病に関する地域への出張講座とともに、健康に関する測定もあわせて行うことで、身近な場所での健康意識の醸成を進めています。【行政】
- ・地域での福祉交流の場として、ふれあいふくしまつりを実施しています。【行政】
- ・身近な相談先として地域で活動する民生委員児童委員と連携し、地域の課題把握を行うとともに、活動の支援を行っています。【行政・社会福祉協議会】

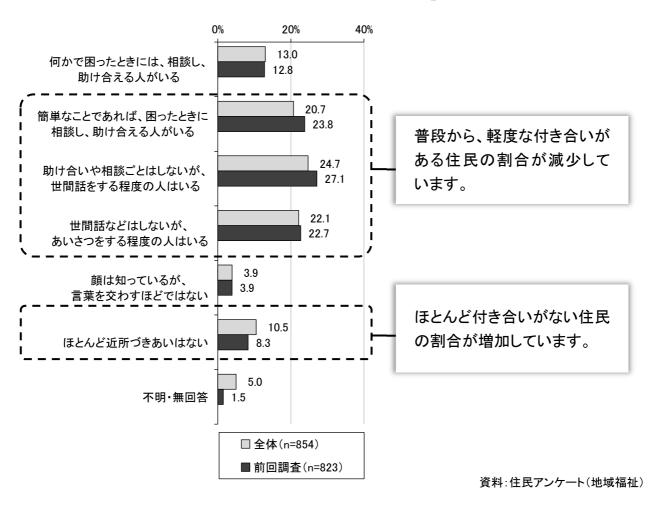
住民アンケート(地域福祉): 平成30年実施・回収数823件・回収率32.9%

住民アンケート(障がい者福祉): 平成29年実施・障がい者 一回収 642件・回収率 45.8% 障がい児 一回収47件・回収率56.0% 介護予防日常生活圏域ニーズ調査: 令和2年実施・回収数4,503件・回収率60.8%

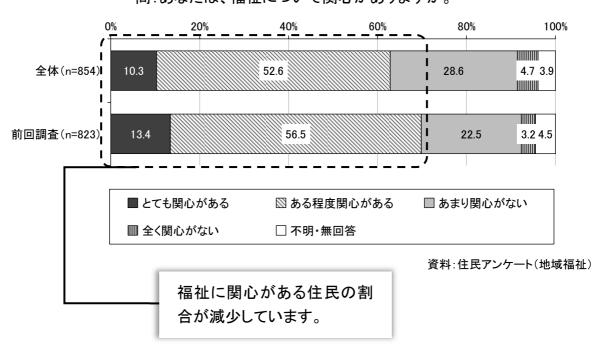
一部の調査においては、前回調査との比較をしています。各調査における前回の概要は以下の通りです。

2アンケート調査結果

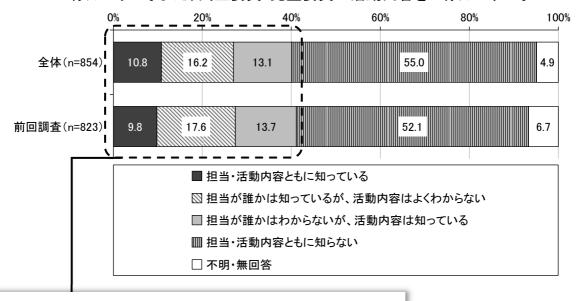
問:あなたは、現在、どの程度「ご近所づきあい」をしていますか。



問:あなたは、福祉について関心がありますか。



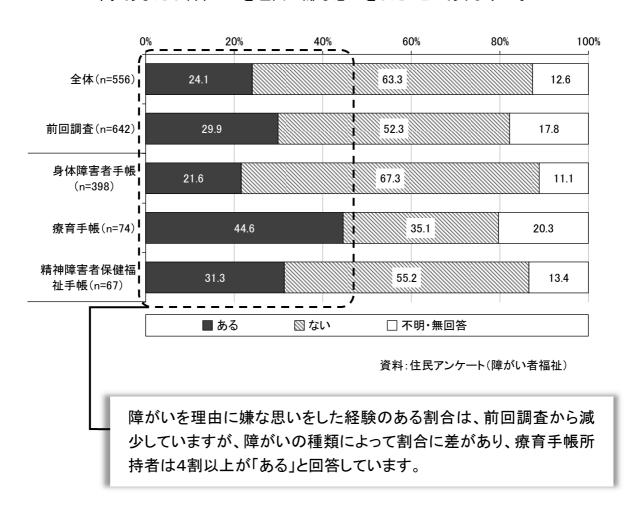
問:あなたがお住まいの地域を担当している民生委員・児童委員(主任児童委員を含む)を ご存知ですか。また、民生委員・児童委員の活動内容をご存知ですか。



民生委員・児童委員の認知度は4割を超えています。

資料:住民アンケート(地域福祉)

問:あなたは、障がいを理由に嫌な思いをしたことがありますか。



❸関係団体ヒアリング結果

"住民・地域"に関する声

コロナ禍以前は小学校、幼稚園の子どもたち、地域の老人会とも交流があった。このような交流を再開していきたい。

多世代の住民が参加できる集いの場が 増えるよう間口を広げていく必要があ る。

高齢者が多い中で、地域の担当者が声かけなどをしていてとても良いと思う。その輪を広げ、誰もが気軽に声かけし合う町になれば、お互い助けてほしいときは「助けて」と声に出せるのではと考える。

地域において誰が何の役目をしている のか等の周知ができておらず、面識もない。

地域福祉活動の拠点として徒歩圏内の公民館等を活用する必要がある。

認知症の方や身体が不自由な方だけでなく、元気な高齢者がいることも忘れてはならないと思う。元気な高齢者も大切にしていきたい。

施設を利用する子どもたちと地域の子どもたちとのふれあいの場が持てるとよい。また、公共施設(公園、体育館)の活用や地域行事に参加しやすくなるとよい。

廃校した建物を有効に使い、障がいの 有無や年齢に関わらず共生できる場づく りや、まちづくりを進めていけないか。



課題のまとめ

- ・福祉のまちづくりに向けては、地域で暮らす住民一人ひとりの意識が非常に重要です。ですが、本町においては、福祉に関心のある住民が減少しているだけでなく、近所づきあいについても希薄化が進んでいます。まずは、隣近所とのコミュニケーションなどを通して地域のつながりを作りながら、支え合える土壌づくりが必要です。
- ・障がいを理由に嫌な思いをした経験のある障がいのある方は、前回調査と比べて減少傾向にあり、地域内での障がいや障がいのある方に対する理解は進んでいるといえます。今後は、誰もが健やかに生活できるよう健康に関する啓発や、障がい福祉だけでなく、認知症などの高齢者福祉分野やヤングケアラーなど、福祉に関する様々な事柄について理解を広げ、地域で困難を抱える人にいち早く気づき、課題の解決に向けて理解を得られる地域を作っていく必要があります。
- ・地域の中での福祉の担い手である民生委員・児童委員を半数以上が知らない と回答しています。地域の課題が行政や関係機関と連携され、適切な支援へと つながるよう、民生委員・児童委員をはじめとした身近な相談先の周知が必要 です。また、民生委員・児童委員だけでなく、地域で福祉活動を行うボランティア などの団体の立ち上げや活動の支援といった、地域福祉の担い手育成と活動 支援を進めていく必要があります。
- ・本町においては、現在主に高齢者が集うサロン活動を地域ごとに実施できるよう支援を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、地域での集まる場所が休止せざるを得なくなっていました。近年では、感染症対策を実施しながら徐々に活動を再開されており、今後は高齢者だけでなく、子育て世代や障がいのある方といった地域の誰もが気軽に集える場所、文化・スポーツなどの多様な機会を作っていく必要があります。
- ・全国的に障がいが疑われる子どもの増加や放課後等デイサービスなどの利用 意向が高まるなか、障がいの有無に関わらず、子どもたちが学ぶことができる 環境の整備が必要です。
- ・福祉に関する情報は、広報紙やホームページだけでなく、SNSを活用して情報を発信しています。アンケート調査において、高齢者でもパソコンやスマートフォンを持っている方が6割を超えていることから、今後は誰もが必要な情報を必要なときに得られるよう、情報提供の手段を多様化させていくとともに、発信の内容等にも工夫が必要です。

(2) "安全・安心"に関するみやこ町の課題

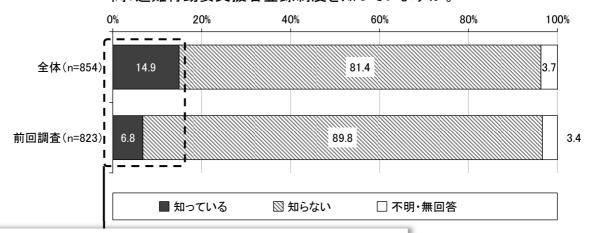
本町においてはこれまで、"安心・安全"に関する取り組みを進めていくため、地域福祉計画における「安心して暮らせるまちづくり」の基本目標のもと、防犯・防災対策や権利擁護施策の推進等に取り組んできました。

●行政・社会福祉協議会の取り組み

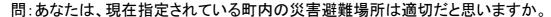
- ・認知症への理解を広めるため、町職員や地元企業、学校、住民への認知症サポーター養成講座受講を推進しています。【行政】
- ・高齢者見守りネットワークの拡大に向けて、連携できる事業所・店舗等に働きかけを行っています。【行政】
- ・自殺対策の取り組みとして、行政が行う取り組みの中から、自殺対策と関連があるものを、 「みやこ町生きる支援関連施策」として推進しています。【行政】
- 自殺予防週間における広報紙等での啓発、こころの健康相談を実施しています。【行政】
- 学校において、「しの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育を実施しています。【行政】
- ・暴力やDV防止に向けた啓発として、啓発パンフレットの配布やそれらを活用した授業を 実施しています。【行政】
- ・身近な相談先として民生委員・児童委員の周知を広報紙などを通して行っています。【行政・社会福祉協議会】
- ・ハザードマップの更新と配布を行うとともに、自主防災組織や学校における防災講座を開催し、防災意識の醸成に努めています。【行政】
- ・災害ボランティアの活動促進と担い手育成のため、広報啓発と活動支援を行っています。 【社会福祉協議会】
- 公共施設等におけるバリアフリー化を計画的に進めています。【行政】

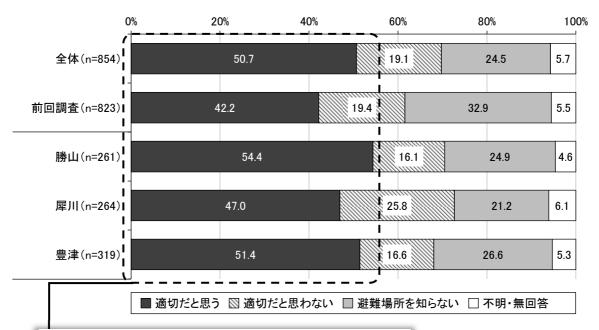
②アンケート調査結果

問: 避難行動要支援者登録制度を知っていますか。



避難行動要支援者登録制度の認知度は、前回調査から 増加しています。 資料:住民アンケート(地域福祉)

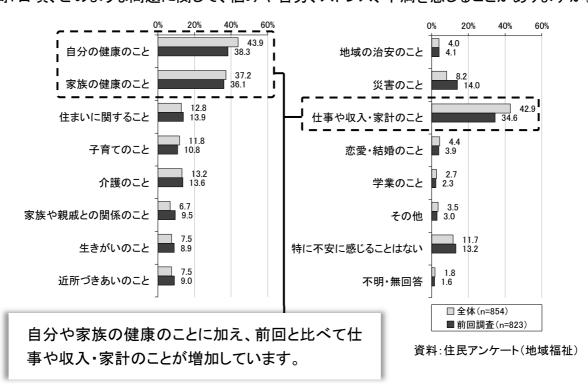




避難場所を知らない方の割合は、前回から減少しています。避難場所が適切だと思う割合は、勝山、豊津で半数を超えていますが、犀川では5割をわずかに下回っています。

資料:住民アンケート(地域福祉)

問:日頃、どのような問題に関して、悩みや苦労、ストレス、不満を感じることがありますか。



❸関係団体ヒアリング結果

"安全・安心"に関する声

ひとり暮らし、または高齢者単独世帯が増加し、様々な支援が必要。

サービス利用者の相談窓口が明示されている一方で、サービス事業者の相談窓口が明確化されていない。

住民の方が些細なことでも相談しやすい環 境づくりが必要。 災害対応など、ここまでは行政が管理 し、ここからは地域住民で助け合うという 線引きが誰にでもわかり、根拠を示せる ようなシステムづくりと広報が必要。

犯罪防止を図るために、地域コミュニティの形成や環境の維持管理、防犯活動の活発化などの地域の共同意識の向上とともに、監視カメラ等の物理的なハード設備の取り組みも必要。

人の住んでいない空き家等も増えていく と思うので、空き家の防犯対策が必要。

共働き世代が多くなったことで登下校の見 守りが手薄かと思う。 将来の担い手不足に備えて、福祉職員の仕事を知ってもらうため(今後の高齢化)、職場体験や小学校や中学校へ話をしに行くなどを行いたい。

子どもの数が少ない分、集団の中での人と の上手な交流の仕方などが培いにくいの ではと思う。積極的に他校、他園との交流 などできればいいのでは。 独居の方、身寄りのない方の入院、入所時の緊急連絡先、保証人が不在のケース(後見制度などに該当しない場合)など町の対応方針などがあればよいと思う。このようなケースが増えている。



課題のまとめ

- ・認知症への理解を広めるため、町内の様々な機会を活用し認知症サポーター養成 講座を開催しています。高齢化が進む本町において、認知症になっても安心して暮ら せる体制を整えるために、認知症への理解と見守りや支援につながるネットワークを 構築していくとともに、認知症の方とその家族を支援する体制づくりが必要です。
- ・近年、全国的に豪雨や地震などの災害が激甚化する中、災害発生時の対応や防災に向けた地域での取り組みが重要視されています。アンケート結果を見ると、避難行動要支援者登録制度の認知度は前回調査から増加しているだけでなく、「災害避難場所は適切だと思う」と答えた住民は半数を超えているとともに、「避難場所を知らない」と答えた住民は前回調査と比べて減少傾向にあります。今後は、避難場所情報についてさらに周知を広めていくだけでなく、障がいのある方や高齢者が安心して避難生活を送ることができる避難所環境づくり、そして災害発生時に住民が取り残されることの無いよう、災害時の情報共有と支援体制の構築が必要です。
- ・本町においては、虐待防止に向けて様々な啓発と情報の発信を行っています。虐待は家庭内や事業所など、様々な場所において行われる可能性があり、発見が難しいため、早期発見と早期支援に向けて、地域や行政、事業所が連携した体制を構築する必要があるほか、引き続き幅広い世代への相談窓口の周知や虐待防止に向けた啓発を行っていく必要があります。
- ・自殺対策については、庁内の各課の取り組みを横断的に自殺対策の取り組みとして 位置づけ推進しています。今後も様々な困難を抱える人にいち早く気づき、相談や支 援につながるよう連携していくとともに、自殺の要因の一つとなるあらゆる差別やいじ めの根絶、自殺を防ぐゲートキーパーなどの人材の育成を進めていく必要がありま す。
- ・生活困窮者への自立支援に向けて、コロナ禍の影響など実態を把握し、総合的な支援体制を整備していく必要があるほか、高齢者や障がいのある方などを支援する成年後見制度について、制度に関する周知や市民後見人の育成を推進する必要があります。
- ・公共施設のバリアフリー化やタクシー利用券の配布など、誰もが安心して移動や利用ができるまちづくりを推進しています。今後も、公共施設のバリアフリー化の計画的な実施や利用意向に合わせた適切な移動支援など、地域の実情や住民の意向を把握したうえで改善をしていく必要があります。

(3) "支援体制"に関するみやこ町の課題

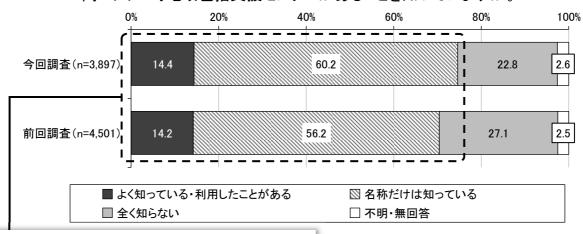
本町においてはこれまで、"支援体制"に関する取り組みを進めていくため、地域福祉計 画における「あたたかな福祉サービスが受けられるまちづくり」の基本目標のもと、関係機 関の連携体制・福祉サービス・支援体制整備等に取り組んできました。

●行政・社会福祉協議会の取り組み

- 福祉サービスや相談窓口を一覧にしたパンフレットを作成し、必要に応じて適正なサービ スを受けることができる環境づくりに努めています。【行政】
- 福祉の個別分野におけるサービスにおいては、事業所と連携を行い、柔軟な対応に努め ています。【行政】
- 保健師等と連携しながら、乳幼児から就学までの療育を実施しています。【行政】
- ・地域ケア会議や民生委員・児童委員の定例会などを通して関係機関・団体との情報共有 や課題の検討と対応を行っています。【行政・社会福祉協議会】

②アンケート調査結果

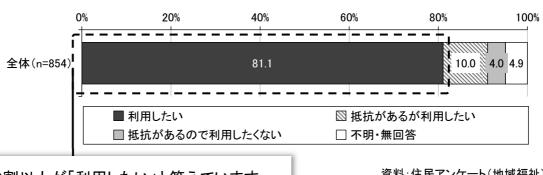
問:みやこ町地域包括支援センターがあることを知っていますか。



地域包括支援センターの認知度は、前回 調査から増加し、7割を超えています。

資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

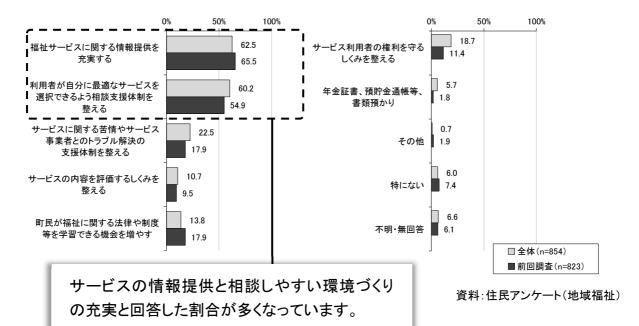
問:あなた自身やあなたのご家族に福祉サービスが必要になったとき、 サービスを利用したいですか。



8割以上が「利用したい」と答えています。

資料:住民アンケート(地域福祉)

問:福祉サービス利用者が自分に最適なサービスを選び、安心してサービス を利用するために、町はどのようなことに取り組む必要があると思いますか。



❸関係団体ヒアリング結果

"支援体制"に関する声

役場内での保険福祉課、子育て・健康支援課との横のつながりが必要。

行政、福祉、地域、医療との横のつながりができていない。ひとつひとつはとても良い活動がたくさんあるのに"つながる""連携"ができていない。

利用者の特性に合わせた療育内容の充実とそれを実践するスキルが足りないこと。 利用者の特性や支援方法について支援者が相談できる機関や専門アドバイザーが 身近にいるとありがたい。

施設やサービスがあっても知らなければ使えない。支援が必要な人がサービスを利用できるようアナウンスしてほしい。

まずは町職員が「我が事」と考えることが大切。

福祉施設の人材不足は今後より深刻になっていくと考える。

障がいごとの専門性の共有、また、障がい者手帳を取得していない方への対応、 意思表示、意思決定が難しい方に対し てできる限り意思を汲み取れる仕組みづ くり。



課題のまとめ

- ・住民アンケートにおいては、福祉サービスを「利用したい」と答えた方が8割を超えているだけでなく、サービスを安心して利用するために必要なこととして「情報提供を充実する」が最も多く、「最適なサービスを選択できるよう相談支援体制を整える」が続いています。サービスを利用するにあたって、情報提供と相談支援体制は関わりが深いことから、わかりやすい情報提供などの配慮と、連携した対応をとることで、サービスの利用開始までの切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。
- ・団体ヒアリングにおいては、庁内関係課や関係団体の横のつながりがないことやサービスの情報が足りないといった意見が上がりました。支援が必要となった場合に相談することができない、サービスや支援につながらないということの無いよう、アウトリーチを通じた相談や、相談内容に対し分野横断的に支援をつなげることのできる体制を構築していく必要があります。
- ・現在福祉の個別分野における連携については、事業者や関係機関等と連携しサービスの維持と充実に努めています。今後は、誰もが必要に応じて適切なサービスを選択できるよう、高齢者福祉、障がい福祉、子育て支援など福祉に関する個別分野のサービス支援体制の強化と専門的な人材の育成が必要です。
- ・複数の課題を抱えている人や、制度の狭間の課題を抱えている人に福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労など、様々な分野が協力して支援する包括的で重層的な支援体制を作っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念



基本理念は、地域福祉総合計画の取り組みを進めるうえで、足並みをそろえ、連携して取り組んでいくための分野共通の考え方です。

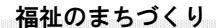
本町ではこれまで、福祉に関する各分野において計画の理念を定め、福祉施策の推進に努めてきました。地域共生社会の実現に向けて、今後はより分野間の連携や、地域内での支え合いの関係を強化していく必要があります。そのためには、各分野が共通の考え方をもって、足並みをそろえて取り組むことが必要不可欠です。

地域福祉・障がい福祉・高齢者福祉といった福祉に関する分野において、誰もが元気で安心して暮らせることは、共通の目標であるといえます。また、地域で暮らすすべての人を誰一人取り残さず、ともに暮らしていくためには近所づきあいなどの身近なところから関係団体、事業所、行政、社会福祉協議会が互いにつながりを持っていく、手をつないでいくことが重要です。

以上のことから、本計画では「手と手をつなぎ 誰もが元気で安心して暮らしていくための 福祉のまちづくり」を福祉分野共通の基本理念としました。

手と手をつなぎ

誰もが元気で安心して暮らしていくための





2 横断目標

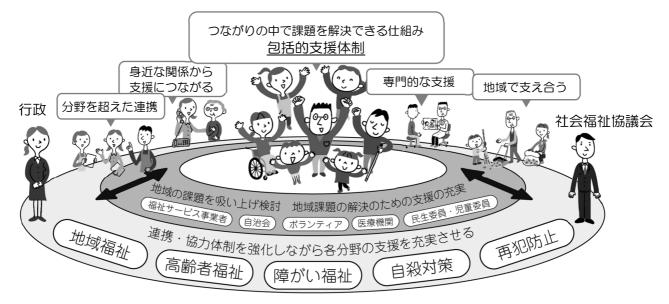


横断目標は、地域福祉総合計画のいずれの取り組みも関わりがある 大きな目標です。地域福祉総合計画は、この目標に向かって取り組み を進めていくこととします。

横断目標 包括的な支援体制の構築

福祉のまちづくりを総合的に進めていくことは、行政や社会福祉協議会、サービス事業所などの専門機関だけが連携を強化するだけでなく、地域で暮らす人と人がつながり、暮らしの中での異変や気づきが地域の団体や専門機関につながり、適切な支援につながることができる環境を作ることが必要不可欠です。

「包括的」とは、対象を限定せず、全体を包含するという意味です。包括的な支援体制は、誰もが日常的に無理のない範囲での地域でつながりを持ち、困ったときには自ら相談したり、誰かが気づいたりすることで、支援へとスムーズにつながることができるような体制です。本町が抱える課題を解決し、将来にわたって誰もが安心して暮らしていくことができるよう、横断目標として、「包括的な支援体制の構築」を設定することとします。



重層的支援体制整備事業について--

国においては、地域住民の抱える複雑・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難となっている現状を背景として令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、属性を問わず広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業の創設等について規定されました。

これは、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない I. 相談支援、II. 参加支援、II. 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業です。本町においては、現在、重層的支援体制整備事業は実施していませんが、将来的な実施を見据えて、取り組みを検討していきます。

3 基本目標



基本目標は、基本理念に基づき取り組みを進めていく中で、取り組みの目的や方向性が共通のものをまとめ、取り組みの結果としてあるべきまちや人の姿を目標に設定したものです。

基本目標1 共生の心を持った人 支え合う地域

地域共生社会の実現に向けては、地域を構成している住民一人ひとりが、自らの健康を 気にかけたり、地域内の課題を自分のこととして考える意識、そして隣近所や地域の中で、 ときには支え、ときには支えてもらうという気持ち、共生の心を持って「お互い様」の関係を 作ることが基礎となります。

そのために、福祉意識の醸成や健康管理に関する啓発、地域の中で世代を超えて交流し、活躍できる場づくり、地域活動の支援を進めます。

基本目標2 安全な環境 安心できるつながり

自然災害の激甚化やDV・虐待などの暴力、高齢者・障がいのある方を狙った犯罪や消費者被害が全国的に問題になるなど、住民の安全な暮らしを揺るがす問題や課題が増加しています。

災害への備えを地域で進めるほか、いざというときに誰もが安全かつ適切に避難やその 後の支援、避難生活が送れる体制を構築するとともに、高齢者や障がいのある方をはじめ とした住民の犯罪に巻き込まれないための啓発と支援を行います。

また、DV・暴力にいち早く気づき、支援につながる連携体制づくりや未然に防ぐ取り組み、 高齢者や障がいのある方などの権利を守る成年後見制度に関する取り組みや生活困窮者 支援を推進し、地域の誰もが安全で安心な暮らしを送ることができる環境と関係を作ります。

基本目標3 安定したサービス 分野を超えた連携

家庭や地域の力で解決できない課題を抱えている場合、適切な福祉サービスや支援を 受けることができるよう、多職種・異分野、関係機関との幅広い連携体制づくりやネットワーク化を進めます。困りごとを抱えた人から、家庭、地域、学校、団体、関係機関が重層的に つながりあい、不安や困りごとに合わせて柔軟に対応できる体制を構築することで、住み慣れた地域で適切な支援を受けながら、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4 計画の体系

-----横断目標: 包括的な支援体制の構築

基本目標 1 共生の心を持った人 支え合う地域

基本目標2 安全な環境

安心できるつながり

- (1)情報提供の充実
- (2)福祉意識の向上と福祉教育の推進
- (3)健康づくりの推進
- (4)交流の場と活躍の機会・生きがいづくり
- (5)担い手育成・活動支援
- (1)災害時や緊急時の支援の充実
- (2)防犯・交通安全対策の推進

(3)人にやさしい生活環境の整備

- (4)こころの健康づくりの推進
- (5)権利擁護施策の推進
- (6)成年後見制度等の利用促進
- (7)再犯防止の推進

基本目標3 安定したサービス 分野を超えた連携

- (1)誰一人取り残さない支援の充実
- (2)相談支援体制の充実とネットワークづくり
- (3)専門的な人材の育成
- (4)高齢者福祉サービスの維持・充実
- (5)障がい福祉サービスの維持・充実

第4章 取り組みの内容

基本目標1 共生の心を持った人 支え合う地域

(1)情報提供の充実

取り組み方針

- ■福祉制度やサービス、相談窓口などの情報を、誰もが得ることができるよう、 様々な手段や機会を活用して情報提供を行います。
- ●高齢者や障がいのある人などに配慮した情報提供の方法を工夫し、誰にでもわかりやすい情報提供の充実に努めます。

一人ひとりのこころがけ

●行政や社会福祉協議会、関係機関 や団体が発信する情報を得て、積 極的に活用しましょう。

- ●日ごろから、地域で情報交換をしましょう。
- ●地域や団体で取り組んでいることを、積極的に発信しましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●広報紙や社協だよりを活用し、民生委員・児童委員等の身近な相談先や、行政や社会福祉協議会が実施している相談窓口の役割、機能についてわかりやすく伝え、周知と適切な利用を促進します。	保険福祉課社会福祉協議会
●パンフレットや各種ガイドブック等を、庁内窓口や関係施設などで配布し、相談窓口の情報を入手しやすい体制づくりに努めます。	保険福祉課
●幅広い世代に必要な情報が行き渡るよう、ホームページやSNSなど、状況に応じて様々な媒体を活用した情報発信に努めます。	保険福祉課 子育で・健康支援課 社会福祉協議会

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●相談窓口や訪問、サロン等の機会を利用して、高齢者に必要な医療・介護・福祉情報を発信します。	保険福祉課社会福祉協議会
■広報紙やチラシの作成の際には、高齢者でも見やすく、視認性の高いものとなるよう努めます。	保険福祉課
■認知症と疑われる場合、適切な支援につなぐことができるよう、症状や生活機能低下の進行に合わせて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスがあるのかをまとめた認知症ケアパスの周知・普及に取り組みます。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●広報紙や町のホームページ等を活用し、各種サービスの内容・利用 方法や制度等の情報提供に努めます。また、窓口での情報提供として、新規手帳交付時に「障がい者(児)福祉のしおり」を配布します。	子育で・健康支援課
●本町で提供される各種サービスの内容や利用方法、悩み・不安を相談できる場所について、必要な情報が障がいのある人やその家族に的確に伝わるよう、わかりやすいパンフレットの作成に努めます。	子育で・健康支援課
●各種障がい福祉サービスの内容・利用方法や制度等の情報提供の 充実のため、特別支援学校や施設・事業所等と協働で説明会や研 修会の開催を検討します。	子育で・健康支援課
●所得税、住民税の控除、自動車税等の減免、福祉タクシー利用券の 交付、障がい年金等の制度や手続きに関する情報提供に努めます。	子育で・健康支援課 税務課 保険福祉課 住民課

(2) 福祉意識の向上と福祉教育の推進

取り組み方針

- ●子どもから高齢者まで、誰もが支え合いの心を持てるよう、地域における福祉意識の啓発を進めます。
- ■認知症の人や障がいのある人への理解を地域全体で深め、地域で支え合い助け合える土壌づくりを進めます。

一人ひとりのこころがけ

- ●年齢や障がいの有無に関わらず、 様々な人と関わりを持ち、地域福祉 について考えてみましょう。
- ●地域で行われる講座などに積極的に参加しましょう。

- ●地域での活動を通して、地域福祉 について周囲の人と考える機会を 作りましょう。
- ●普段の活動から、地域福祉の推進 のために何ができるか、考えてみ ましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●町ホームページや広報紙、社協だより、SNS等を活用して、地域共生社会や地域福祉に関する周知・啓発に努めます。	保険福祉課 社会福祉協議会
●福祉講演会等を開催し、住民の福祉に対する意識の向上を図ります。	社会福祉協議会
●人権が尊重される心豊かな地域社会を目指し、様々な人権啓発、 人権教育の取り組みを進めます。	総務課
●募金や寄付への参加を呼びかけ、福祉に貢献する意識の醸成に努めます。	保険福祉課 社会福祉協議会
●各学校で、ボランティア活動や交流などの体験教室を通した福祉教育を進めます。	社会福祉協議会

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者を含め、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。	保険福祉課
●広報紙やホームページ、SNS等を活用して、広く認知症に関する理解の普及に努めるほか、一人ひとりが認知症の人への支援を身近なものだと感じることができるよう普及啓発を行います。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●「障害者週間」や「人権週間」等において、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、啓発事業や講演会の開催、車いす体験など、広く啓発・広報活動に取り組みます。また、人権作品の募集、人権の花運動などの取り組みにより、特に小中学生の人権意識向上に力を入れます。	総務課 子育で・健康支援課 社会福祉協議会
●聴覚障がいや音声・言語機能障がいがある人の意思伝達の手段と して手話や要約に関する人材(手話奉仕員・手話通訳者・要約筆記 奉仕員・要約筆記者)の育成や派遣を行います。	子育で・健康支援課
●町職員が障がいや人権尊重に対する理解認識を深め、人権に配慮 した対応ができるよう研修会を通じて職員の資質向上に努めます。	総務課 子育て・健康支援課
●障がい特性に応じた選挙等に関する情報提供や、移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、投票所への移動支援など、選挙等における配慮を行います。	総合行政委員会事務局
●学校行事等への町民の参加と協力を呼びかけ、学校・地域・家庭が 連携し、特別支援教育に対する理解を深めます。	学校教育課
●合理的配慮が必要な人に提供されるよう、配慮の具体例等の情報 提供や相談体制の強化を図ります。	子育で・健康支援課

(3)健康づくりの推進

取り組み方針

- ●一人ひとりが自らの健康を意識し、積極的に健康づくりに取り組めるよう、情報発信を行います。
- ●健康づくりや高齢者の介護予防、重度化防止に向けて、各種検(健)診の実施や健康づくりに関する講座等を関係機関と連携しながら実施します。

一人ひとりのこころがけ

- ●自らの健康を気にかけ、検(健)診を 積極的に受けましょう。
- ●適度な運動やバランスの良い食事を心がけましょう。

地域や団体でできること

●地域ぐるみでの健康づくりに向けて、地域でのスポーツ活動や、スポーツイベントなどを企画しましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●出張講座や各種健康教室などを通じて、ライフステージに応じた食生活や運動習慣の改善、生活習慣病予防の普及・啓発活動を実施します。	子育で・健康支援課
●健康づくりに関する情報を、広報紙・社協だより・チラシ・回覧板・ホームページ・SNSなどを通じて提供します。	子育で・健康支援課
●疾病の予防や早期発見、早期治療に向けた特定健康診査等を実施するとともに、住民に対し個別通知での受診勧奨、広報紙やホームページ等を通じて健康づくりに向けた啓発を行うことで、受診率や健康意識の向上に努めます。	子育て・健康支援課 保険福祉課
●特定健康診査等において、健診結果から特定保健指導対象者に対し、生活習慣病予防・重症化予防のための保健指導を実施するとともに、継続受診を呼びかけます。	子育て・健康支援課 保険福祉課

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●介護保険の要介護認定を受けていない高齢者を対象に、通所により日常動作訓練や趣味活動などを行う、いきがいデイサービス事業を実施します。	保険福祉課
●介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス)や一般介護予防事業の実施を通して、高齢者の健康づくりと介護予防を進めます。	保険福祉課
●ふれあいサロン事業等を通じて、体操や口腔ケア等の各種介護予防のための講座を実施します。	保険福祉課
●高齢者の栄養指導において、高血圧予防や低栄養予防にも取り組みます。	子育て・健康支援課 保険福祉課
●高齢者の通いの場や介護予防事業全般の機会を利用し、認知症の 理解及び予防について周知を進めます。認知症予防教室におい て、認知症に対する正しい知識と理解、認知症簡易テストなどを行 い、認知症の予防に努めます。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期受診・早期治療から円滑な社会復帰に向けた支援体制を構築するとともに、こころの健康に関する電話相談など悩みを抱え込まない環境づくりを進めます。	子育で・健康支援課
●療育教室及び専門職(言語聴覚士、臨床心理士、作業療法士)による療育、その他児童の発達を促すための相談業務を実施します。	子育で・健康支援課

(4)交流の場と活躍の機会・生きがいづくり

取り組み方針

- ●年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが交流し顔の見える関係を構築するため、地域における交流の機会を作ります。
- ●誰もが生きがいや役割をもって生活ができるよう、社会参加や就労の機会を充 実させます。

一人ひとりのこころがけ

- ●サロンや交流会など、地域での活動に関心を持ち、参加しましょう。
- ●周囲の人を地域活動や交流の場に 誘いましょう。

地域や団体でできること

● 得意なことやできることを活かして、地域活動や交流の場の活性化につなげましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●既存のふれあいサロン事業等を活用しつつ、地域において年齢や 障がいの有無等に関わらず、幅広く住民同士や福祉に関わる様々 な団体、専門職が交流できる場、機会づくりを推進します。	保険福祉課社会福祉協議会
●地域活動や行事への参加を促すため、町ホームページや広報紙などを活用したPRを行い、SNSも活用しながら、若い世代が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。	保険福祉課社会福祉協議会
●障がいのある人やその家族、認知症の人や介護をしている家族などの当事者団体を支援します。	保険福祉課 子育で・健康支援課 社会福祉協議会
●子どもが安心して放課後を過ごすことができる居場所づくりに向け、 放課後児童クラブ事業を推進します。	子育で・健康支援課
●誰もがスポーツや文化・芸術活動を楽しみ、生きがいを持てるよう、 スポーツ施設や文化施設の適切な整備・充実に努めます。	生涯学習課
■福祉施設での交流会や、ふれあいふくしまつりの開催を通して、住民 同士の交流機会や地域における福祉の現場を知る機会を設けます。	保険福祉課

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●高齢者の生きがいづくりの場として、老人クラブ活動を支援します。	保険福祉課 社会福祉協議会
●長年にわたり社会に貢献してこられた功績と長寿を祝うため、敬老会の開催や敬老祝金支給事業を実施します。	保険福祉課
●シルバー人材センターと連携を図り、高齢者の二一ズに即した就労機会を確保することで、高齢者の生きがいや社会参加の機会を作ります。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●生活介護、自立訓練、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援事業等、様々な日中活動の場の確保に努めます。また、医療ケアを必要とする重度の障がいのある人を受け入れる日中活動の場の確保に向け、広域での検討を行います。	子育で・健康支援課
●創作的活動や生産活動の機会を提供するため、行橋市にある地域 活動支援センターの利用促進に取り組みます。	子育で・健康支援課
●就労に関する関係機関と連携し、障がい者トライアル雇用やジョブコーチ等の制度を活用し、障がい者雇用の促進と定着支援を推進します。	子育で・健康支援課
●障がいのある人の就労拡大について、企業に対して啓発活動や助成制度の周知を行い、雇用者側の理解を促進するとともに、法定雇用率の達成を促します。また、町役場等の公的機関における障がいのある人の雇用を促進します。	子育て・健康支援課 総務課
●「みやこ町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、町が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入します。	子育で・健康支援課
●一般就労は困難な状況であるものの、就労を希望する障がいのある人に対し、就労継続支援及び地域活動支援センター等を活用した福祉的就労に対する支援と各種サービスの提供を行います。	子育で・健康支援課
●障がいのある人のスポーツを普及させるために、当事者団体等と協力して、スポーツイベントの開催を支援するとともに、多くの人が参加できるよう、広報・周知を行います。また、障がいのある人に対するスポーツ指導者の養成に取り組みます。	社会福祉協議会 子育て・健康支援課 生涯学習課
●障がいのある人が積極的に文化・芸術活動を行えるよう、活動や創作作品の発表・展示の機会を設けます。	子育で・健康支援課

(5)担い手育成・活動支援

取り組み方針

- ●地域で活動する様々な団体や組織を支援し、リーダーの育成やボランティアの 登録を進めます。
- ●福祉に関する団体や組織が互いに情報を共有し協働することで、より活動の幅を広げることができるよう、団体同士の交流や情報共有の機会を設けます。

一人ひとりのこころがけ

- ●地域ではどんな団体や組織が活動 しているのか、興味を持ちましょう。
- ●ボランティアの活動内容を理解し、困ったときには活用しましょう。

地域や団体でできること

●地域や町内で活動しているほかの 団体の活動を知り、意見交換や情 報共有をするなど、連携を深めましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●民生委員・児童委員、ボランティア、認知症サポーター、ほっとサポーター等の地域福祉を担う人材育成を支援します。	保険福祉課社会福祉協議会
●ふれあいサロン等において、地域の福祉活動の推進役となるリーダーの育成に努めます。	社会福祉協議会
●ボランティア登録の周知・啓発を行うとともに、支援の担い手(ボランティア等)と受け手(要支援者)を結びつける生活支援コーディネーターとしての活動を促進します。	保険福祉課 社会福祉協議会
●地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動を推進するために、活動に必要な情報の入手、必要な知識、技能の習得等の支援を行います。	保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会
●地区のサロンなどで、フレイル予防を担うボランティアであるフレイルサポーターの育成に努めます。	保険福祉課
●民生委員・児童委員やその他の地域の団体や組織に対し、関係団体や関係機関の取り組みの内容、相談先について周知を行い、地域の身近な相談役・つなぎ役として積極的な活動ができる環境を作ります。	保険福祉課社会福祉協議会

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●高齢者福祉に関する地域課題の解決に向け、ボランティアとのマッチングを行い、高齢者福祉サービスだけでは対応できない課題に柔軟に対応できるよう、活動の支援を行います。	保険福祉課社会福祉協議会
●認知症サポーター養成講座とあわせて、フォローアップ講座を行うことで、認知症高齢者とその家族に対する実践的な支援を視野に入れたボランティアの育成(ほっとサポーター)などのチームオレンジの活動活性化に取り組みます。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●各種サロンや福祉入門教室等の講座や研修を開催し、障がい者団体の活動やボランティアの育成を支援します。	社会福祉協議会

基本目標2 安全な環境 安心できるつながり

(1) 災害時や緊急時の支援の充実

取り組み方針

- ●防災訓練や支援が必要な人の把握を行うことで、防災意識を高め、住民が協力 した地域の防災体制を構築します。
- ●行政や消防、地域団体、住民がそれぞれの役割分担を明確にし、連携した避難 行動や災害対応を行える環境づくりを進めます。

一人ひとりのこころがけ

- ●地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ●災害に備え、非常用持ち出し品を 準備するとともに、避難場所や避難 ルートの確認をしましょう。

- ●いざというときに助け合えるよう、地域で顔の見える関係を作りましょう。
- ●高齢者や障がいのある人、その支援者にも防災訓練等への参加を促しましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●ハザードマップ等は随時情報を更新し、災害時の避難所や危険箇所、緊急連絡先等の防災に関する情報の周知に努めます。また、自主防災組織や駐在員を通じて防災に関する各区の危険箇所の情報交換を行い、把握に努めます。	総務課
●防災行政無線やメール配信等を通じた、災害情報等の伝達手段の整備・確保を進めるとともに、災害発生情報や避難情報を迅速かつ的確に提供します。	総務課
●地域や学校において、防災に関する講演会を行うとともに、地域で行われる防災訓練等に行政や消防等関係機関が連携して取り組むことで、より実践的で誰もが参加できる防災活動となるよう努めます。	総務課
●地域での自主防災組織の加入を働きかけ、地域主体の防災体制 の構築に向けて取り組みます。	総務課

地域全体に関わる取り組み(続き)	
取り組み内容	担当課
●一人暮らしの高齢者や障がいのある人等が、災害時に地域で支え合い、迅速な避難行動がとれるよう、区長や民生委員・児童委員と協力し、要支援者の状況を把握するとともに、避難行動要支援者登録制度の周知と理解の促進に努めます。	総務課 保険福祉課 子育で・健康支援課
●避難行動要支援者名簿の情報を、同意を得たうえで関係機関と共有し、地域の実情を踏まえながら個別避難計画の作成を進めます。	総務課 保険福祉課 子育で・健康支援課
●災害ボランティアセンターの設置運営訓練を行い、災害発生時の迅 速な対応ときめ細かな支援体制を構築します。	総務課 社会福祉協議会

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●高齢者福祉施設における福祉避難所の指定に向け、事業所との協議を進めます。	保険福祉課総務課
●高齢者福祉施設や介護サービス事業所における避難訓練や非常時における対応を確保するため、避難計画の策定や定期的な見直しを働きかけます。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●救援者に対して研修会等を実施し、障がいのある人等への救援が 適切に行えるよう体制づくりに努めます。	総務課
●一般の避難所では生活が困難な障がいのある人等を対象とする福祉避難所について、事業所等の協定の締結など、安心して避難できる福祉避難所の拡充を目指します。	総務課

(2) 防犯・交通安全対策の推進

取り組み方針

●子どもや高齢者、障がいのある人など、あらゆる人を犯罪や事故から守るため、 地域の防犯・交通安全意識を高め、地域ぐるみの防犯・交通安全活動を推進し ます。

一人ひとりのこころがけ

- ●不審な人や車を見かけたり、不審な 電話などの被害にあったら、警察や 行政、関係機関に相談しましょう。
- ●交通安全を意識し、交通マナーを 守りましょう。

- ●不審者や危険箇所等の防犯情報 を共有し、注意しましょう。
- ●学校や警察などと連携し、地域で の防犯活動や交通安全対策を進 めましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●高齢者や障がいのある人を狙った悪質商法や消費者被害などを防ぐため、啓発や相談事業に努めるとともに、地域や関係団体との連携を強化し、被害を未然に防げる地域づくりに取り組みます。	産業振興課 保険福祉課 子育で・健康支援課
●地域における見守り活動を支援し、日ごろから犯罪の未然防止に 努めます。	総務課
●警察署や地域の関係団体の協力を得ながら犯罪の防止に関する助言や情報提供を行い、地域の安全確保に努めます。	総務課
●高齢者や児童・生徒などを対象とした、交通安全教室等を実施し、 交通安全の啓発に努めます。	総務課

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●犯罪被害を未然に防ぐため、地域、警察署、行政が連携して情報共有しながら、高齢者宅への個別訪問、啓発チラシや啓発グッズの配布、防災行政無線での呼びかけ等を行います。	保険福祉課総務課
●ケース検討会議等において、警察等関係機関との情報共有や対応 についての検討等を行います。	保険福祉課
●民生委員・児童委員やケアマネジャーなど、高齢者の身近な相談先に対し、消費者被害や特殊詐欺に関する情報提供を行うことで、被害を未然に防ぐ取り組みを推進します。	保険福祉課産業振興課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●障がいのある人の消費者トラブル防止に関する情報の発信を行うとともに、被害からの救済に関する必要な情報提供を行い、消費者被害からの救済を図ります。	産業振興課 子育て・健康支援課

(3) 人にやさしい生活環境の整備

取り組み方針

- ●年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが地域の中で行き来ができるよう、道路 や公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインのまちづ くりを進めます。
- ●住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けていくために、住まいに関する情報 提供や生活に関する支援を行います。

一人ひとりのこころがけ

- ●地域の生活環境に関心を持ち、改善や整備に取り組みましょう。
- ●住まいについて困っていることがあれば、相談窓口を利用しましょう。

- ●地域での清掃活動など、誰もが住みよい環境づくりを推進しましょう。
- ●地域における高齢者や障がいのある人の移動を手助けしましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
■ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、道路や公共施設等を 計画的に整備・改善に努めます。	都市整備課
●みやこ町公共施設等総合管理計画のもと、公共施設などの計画的な整備を進めるとともに、バリアフリー化の推進に努めます。	関係各課
●広報紙や公共施設において、「ふくおか・まごころ駐車場」の普及と 啓発に努めます。	子育で・健康支援課
●職業安定所やシルバー人材センター、障害者就業・生活支援センター等と連携して、生活困窮者、高齢者、障がいのある人、子育て家庭等のうち、就労に困難を抱える人に対する支援を推進します。	保険福祉課 子育て・健康支援課
●生活困窮者、高齢者、障がいのある人、子育て家庭等のうち、生活 や住宅に配慮を要する人に対して、公営住宅の情報提供を行うな ど、住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取り組みを推 進します。	建設課保険福祉課
●運転免許証を自主返納した高齢者に対してのタクシー共通回数券の交付や、重度心身障がい者及び虚弱高齢者へ福祉タクシー利用券の交付を行うことで、移動支援を推進します。	保険福祉課

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●軽費老人ホーム等高齢者の住まいの適切な利用を促進します。	保険福祉課
●環境上の理由及び経済的理由のため、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象に、養護老人ホームの入所調査・判定を適切に行います。	保険福祉課
●高齢者が自宅での生活を継続できるよう、階段やトイレ、浴室など の手すり設置、段差の解消など、高齢者に適するように住宅を改造 する費用の一部を助成します。	保険福祉課
●日常生活の利便性向上と社会活動の範囲拡大のため、運転免許証を自主返納した高齢者に対して、タクシー共通回数券を交付します。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●町内におけるバリアフリー化や点字案内板の設置等、障がいのある人に配慮したまちづくりを積極的に働きかけ、障がいのある人の生活や移動を円滑にする取り組みを推進します。また、バリアフリー化に関する要望が寄せられた場合は、各事業者と協議を行います。	関係各課
●障がいのある人の外出や移動の利便性向上を図るため、移動支援 や同行援護などの外出支援サービスの提供と充実に努めます。	子育で・健康支援課
●グループホームや地域移行支援の居住支援サービス等の適切な利用や整備を推進します。また、関係課と連携を図りながら、公営住宅の活用や民間住宅への入居支援等を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備に向けて協議を行います。	建築課 子育て・健康支援課
●公営住宅の新規建設に際しては、「福岡県福祉のまちづくり条例」に 基づく整備を行い、段差・階段等のバリアを解消する適切な整備を 行います。	建築課

(4) こころの健康づくりの推進(みやこ町自殺対策計画)

取り組み方針

- ●社会情勢や経済状況の変化に伴い自殺者数は全国的に増加していることから、これまでの取り組みを踏まえたうえで新たな課題や二一ズを踏まえた自殺対策を推進します。
- ●自殺対策の取り組みについては、国が定める「地域自殺対策施策パッケージ」において、すべての自治体で取り組むことが望ましいとされる「基本施策」と、地域の自殺の実態を分析した「地域自殺対策実態プロファイル」により示された「重点施策」を踏まえ、地域の特性に応じた施策を推進していきます。
- ●庁内における自殺対策の推進に関連する施策を「生きる支援関連施策」と位置づけ、包括的な自殺対策を推進していくこととします。
- ●自殺対策施策の推進においては、多分野・多機関が連動して取り組んでいくことが望ましいことから、地域福祉総合計画におけるほかの項目の取り組みとも連動して取り組むこととします。

基本施策

●地域におけるネットワークの強化

- ●自殺対策を支える人材の育成
- ●町民への啓発と周知
- ●生きることの促進要因への支援
- ●児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- ●高齢者対策
- ●生活困窮者対策

一人ひとりのこころがけ

- ●つらいと感じたり、行き詰った気持ちになったときには、一人で抱え込まず、専門の窓口などに相談しましょう。
- ●一人ひとりができることからゲート キーパーとして悩みを抱えている人 に寄り添いましょう。

地域や団体でできること

- ●地域の見守り活動において、悩みを抱えていたり、自殺の危険を抱えていると思われる場合は、関係機関につなぎましょう。
- ●日ごろから地域でのつながりづくりを意識し、孤独・孤立を感じて悩みを抱え込まない環境づくりを進めましょう。

基本施策の推進に関する取り組み

取り組み内容	担当課
●地域自立支援協議会を実施し、医療や福祉をはじめとした支援機関の連携のもと、困難事例の検討を行います。	子育で・健康支援課
●庁内関係課や関係機関との連携した協議の場において、自殺の予防に向けた、課題の検討や情報交換、支援方針を検討する機会を設けます。	子育で・健康支援課

基本施策の推進に関する取り組み(続き)	
取り組み内容	担当課
●相談支援の際に、精神保健的視点や社会的な要因に対する視点をもって対応できるよう、職員の資質向上を行うとともに、職員へ向けた自殺対策に関する研修やゲートキーパー養成講座を実施します。	子育て・健康支援課 総務課
●地域の見守り活動において、悩みを抱え込んでいたり、虐待やいじめを受けているなどの自殺につながる可能性のある課題を発見した際に、迅速に支援につながるよう、関係機関との連携を強化します。	保険福祉課
●自殺対策強化月間や自殺予防週間における自殺予防に関する啓発を行うとともに、自殺対策や生きる支援に関する事業や支援について、情報提供を行います。	子育で・健康支援課
●誰もがいきいき暮らすことができるよう、生涯学習や生きがいづくりの機会を設けます。	保険福祉課 生涯学習課
●児童・生徒が命の大切さを学ぶとともに、悩みを抱え込んだり、虐待 やいじめを受けたりするなど、自殺につながる可能性のある課題を 抱え込むことの無いよう、相談先の周知や心の健康・自殺予防に関 する啓発に取り組みます。	学校教育課 総務課
●こころの健康相談などを実施し、こころの健康づくりに対する予防活動や精神保健の向上に努めます。	子育で・健康支援課

重点施策の推進に関する取り組み		
	取り組み内容	担当課
高齢	●高齢者福祉分野で実施している高齢者見守りネットワーク事業において、高齢者の異変にいち早く気づく体制を構築します。	保険福祉課
高齢者対策	●地域包括支援センターによる定期訪問を行い、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と早期支援につなげます。	保険福祉課
生活	●生活困窮者自立支援事業における自立相談支援事業について、就労や生活における相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計相談支援等を実施する自立相談支援事務所につなぎます。	保険福祉課
生活困窮者対策	●生活に困窮する被保護者を対象に、国の基準に応じて生活費 や医療費などの扶助費を給付し、最低限度の生活を保障する とともに、世帯の自立の助長を図ります。	保険福祉課
	●失業に直面したときに生じる生活上の問題に関連する相談に対応できるよう、連携体制を整えます。	保険福祉課

(5)権利擁護施策の推進

取り組み方針

- ●地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関連する事業の周知・啓発を進めます。
- ●高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待や、配偶者への暴力について、 住民一人ひとりだけでなく、地域の団体や事業所等への啓発活動を行うととも に、相談支援とその後の支援体制の充実を図ります。

一人ひとりのこころがけ

■虐待や暴力問題に対する意識を高め、虐待や暴力が疑われる場合は、速やかに関係機関に通報しましょう。

地域や団体でできること

●異常に気づいたり、虐待や暴力が 疑われる場合に、速やかに支援や 対策につながるよう、関係機関と連 携を強化しましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●町職員に対し権利擁護に関する研修会等を実施し、権利擁護に関する対応充実に努めます。	保険福祉課 子育で・健康支援課 総務課
●判断能力が不十分な要援護者に対し、「日常生活自立支援事業」の利用を支援するとともに、事業の周知・啓発を進めます。また、「みやこ町あんしんサポート事業」もあわせて実施し、きめ細かな支援体制の構築を進めます。	社会福祉協議会
●関係機関と連携し、虐待や配偶者等からの暴力(DV)防止に関する 啓発活動を行うとともに、各種相談窓口と支援事業の周知を進めな がら、相談支援体制の充実を図ります。	保険福祉課 子育で・健康支援課 社会福祉協議会 総務課
●子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、配偶者等からの暴力 (DV)を発見したり、地域で疑われる場合は、速やかに通報することや通報先について周知を行います。	保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会 総務課

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●高齢者虐待防止法に基づき、町及び地域包括支援センターで虐待の対応を行います。	保険福祉課
●コアメンバー会議の場で虐待認定をされたケースについては、行政と地域包括支援センターで役割分担をしながら、関係機関を含めて連携し対応に当たります。	保険福祉課
●介護事業所、施設、地域包括支援センター職員等を対象とした「高齢者虐待防止研修」を行い、関係機関等への啓発と対応に関する指導を行います。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み		
取り組み内容	担当課	
●障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。	子育で・健康支援課	
●虐待等の情報を把握できるよう、関係機関との連携を強化するとともに、虐待等の情報があった場合には、関係機関と協議し、擁護者の迅速な支援を行います。	子育で・健康支援課	

(6) 成年後見制度等の利用促進(みやこ町成年後見制度利用促進計画)

取り組み方針

●成年後見制度に関する周知を進めるとともに、中核機関を軸として関係機関が 連携を行うことで、必要な人が制度を利用できる体制づくりを進めます。

一人ひとりのこころがけ

●成年後見制度について理解を深め、家族や周りの人と利用について考えてみましょう。

地域や団体でできること

●成年後見制度の利用が必要と思われる人がいる場合は、中核機関や相談窓口につなぎましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●社会福祉協議会や地域包括支援センターと連携し、成年後見制度 など制度の利用が必要な人を把握し、利用につなげます。	保険福祉課 社会福祉協議会
●成年後見制度の認知度向上のため、制度の内容や利用方法について情報発信を行い、周知啓発に努めます。	保険福祉課 子育て・健康支援課
●行橋市、苅田町、みやこ町の1市2町で運営する中核機関「行橋・京都成年後見センターおれんじ」を中心とし、関係機関が連携した成年後見制度の利用支援に向けた体制を構築します。また、町内においても、地域包括支援センターや社会福祉協議会、障がい者相談員などの関係機関と連携して、制度の周知と利用促進に努めます。	保険福祉課 子育て・健康支援課
●成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用の負担が困難な人に対しては、助成制度や条件について周知を行います。	保険福祉課 子育て・健康支援課
●成年後見制度の利用に当たり、権利擁護や成年後見制度を担う人 を確保するとともに、担い手の育成や担い手への支援・周知を行い ます。	保険福祉課 子育て・健康支援課
●費用負担能力や身寄りのない人などでも成年後見制度を安心して 利用できるよう、申立費用や後見人等の活動に対する費用の助成 等の支援を行います。	保険福祉課 子育て・健康支援課

(7) 再犯防止の推進(みやこ町再犯防止推進計画)

取り組み方針

- ●犯罪や非行をした人が、地域において適切な支援を受けながら生活ができるよう、関係機関との情報共有や連携した支援を推進します。
- ●再犯防止の取り組みへの理解や社会復帰支援の取り組みの重要性について、 理解と協力が得られるよう、広報・啓発を進めます。

重点項目

- ①関係機関との連携強化と保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ②就労・住居の確保
- ③学校等と連携した就学支援の実施と特性に応じた効果的な指導の実施
- ④広報・啓発活動の推進と地域や民間による協力の推進

一人ひとりのこころがけ

●再犯防止や更生保護の取り組みについて理解を深めましょう。

地域や団体でできること

●再犯防止や更生保護について理解 を深め、地域で支える体制を作りま しょう。

①関係機関との連携強化と保健医療・福祉サービスの利用の促進	
取り組み内容	担当課
●自立した生活が困難な出所者等が、出所後速やかに支援を受ける ことができるよう、関係機関と連携しサービスや支援に向けた調整 を行います。	保険福祉課
●生活困窮者自立支援制度等の関係機関との連携、町が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、犯罪や 非行をした人の生活安定を図ります。	保険福祉課

②就労・住居の確保	
取り組み内容	担当課
●犯罪や非行から立ち直ろうとする人の状況により、生活困窮者自立 支援制度等の就労支援につなげます。	保険福祉課
●町内の公営住宅の募集状況などについて、広報紙やホームページ などを活用し、情報提供を行います。	建築課

③学校等と連携した就学支援の実施と特性に応じた効果的な指導の実施	
取り組み内容	担当課
●非行防止と健全育成に向け、小・中学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携し、児童生徒や保護者の相談支援を実施します。	学校教育課
■通学や進学を非行等により中断した未成年に対し、本人の意向を 踏まえ、関係機関と連携し就学を支援します。	学校教育課

④広報・啓発活動の推進と地域や民間による協力の推進	
取り組み内容	担当課
●「社会を明るくする運動」をはじめとした再犯防止に関する啓発の機会において、保護司会の活動について周知を行い、地域の理解を広げます。	保険福祉課
●保護司会が実施している再犯防止や非行防止、健全育成に関する 活動を支援します。	保険福祉課
●町内関係課や関係機関の、保護司の活動内容等についての理解を 深め、必要に応じて連携した支援が行える体制を目指します。	保険福祉課
●住民に対して保護司会の広報活動を行い、人材の確保に努めます。	保険福祉課

基本目標3 安定したサービス 分野を超えた連携

(1)誰一人取り残さない支援の充実

取り組み方針

●複合的な課題や制度の狭間において、悩みを抱え込んだり、孤独・孤立とならないよう、また、地域が異変にいち早く気づき支援につながるよう、見守り活動への支援や訪問を通した相談を実施し、誰一人取り残さない支援の充実を図ります。

一人ひとりのこころがけ

●様々な事情を抱えたり、制度の制 約を受けて必要なサービスを受け られていない人がいたら、相談窓 口の利用へつなげたり、気になるこ とがあれば、自ら相談しましょう。

- ●日頃から声を掛け合うなど、地域の 見守りを推進しましょう。
- ●公的サービスを補う住民主体の支援について、できることがないか検討してみましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●地域で見守り活動を行う団体へ支援を行うとともに、情報共有を行うことで、複合的な課題を抱える人の早期発見に努め、支援へとつなぎます。また、関係機関との情報共有や地域の課題を検討する機会を設けることで、地域の実情に沿った課題解決に取り組みます。	保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会
●複合的な課題や制度の狭間の二一ズに対応するため、関係機関や 福祉事業所、地域など、異分野、多専門職の連携体制を充実させ ていきます。	保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会
●引きこもりや窓口に出向いての相談が困難な人、声を上げられない 人に対応できるよう、訪問での相談など、柔軟な相談支援体制を確 保します。	保険福祉課社会福祉協議会
●子育て世代への訪問活動や居場所の提供、高齢者の生きがいと居場所づくりなど、幅広い世代の孤独・孤立対策を進めます。	保険福祉課 子育て・健康支援課
●各福祉サービス利用者の相談・苦情に対して、適切な対応・解決が 図れるよう、関係機関と連携して、福祉事業者の指導、評価体制の 充実に努めます。	保険福祉課 子育て・健康支援課

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●困窮した家庭や世帯に対し、健康増進・就労支援・家計支援等の制度を活用した社会参加や自立に向けた支援を行います。	保険福祉課 社会福祉協議会
●子どもの貧困の解消を目指し、子どもの成長段階に応じたサポート や総合的な生活支援、支援ネットワークの構築に取り組みます。	子育で・健康支援課
●障がい福祉サービスを利用していた方が、介護保険サービスへ円滑に移行できる共生型サービスの創設に向けて、制度の周知や指定に係る適切な助言を行います。	保険福祉課 子育て・健康支援課

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムについては、関係機関との連携を今後さらに推進していくとともに、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じたシステムを構築していきます。	保険福祉課
●地域包括支援センターの専門職が地域への訪問や実態把握等の 活動を十分に行えるよう、適切な人員体制の確保に努めます。	保険福祉課
●地域ケア会議を定期的に実施し、連携強化と包括的な支援体制の 構築に向けて取り組みます。	保険福祉課
●地域包括支援センターの効率的な運営を継続するため、運営協議会において定期的に事業実績の評価や協議を行います。	保険福祉課
●広報紙やパンフレットだけでなく、自治会等への説明、地域の会合・ 行事への参加、出前講座の活用等、あらゆる方法・機会を通じて地 域包括支援センターの周知を行います。	保険福祉課
●認知症などにより、行方がわからなくなる可能性が高い人を、事前登録により警察等関係機関と情報共有する事で迅速な捜索ができるようにする「SOSネットワーク事業」を実施します。また、ケース検討会議において、警察を含めた課題の共有や支援の方法について情報共有を行います。	保険福祉課
●見守りを必要とするひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続するために、地域包括支援センターをはじめ、民生委員・児童委員や配食サービス事業での見守り、町内店舗、事業所等の関係機関が相互に連携して効果的な支援が行えるよう見守り体制を構築します。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●障がいのある人やその家族を支える、福祉・保健・医療・教育・就労などの関係機関や福祉サービス事業者などの包括的な支援体制を ー層強化します。	子育で・健康支援課
●医師・看護師等の医療関係者との連携を強化し、地域における医療サービス提供体制を充実させます。また、近隣自治体や県との連携を強化し、地域全体の包括的な医療体制を構築します。	子育で・健康支援課
●医療的ケア児等の地域生活支援の向上に向けて、町内の連携だけでなく、近隣市町との連携した支援に向けて協議を進めます。	子育で・健康支援課
●障がいのある人の自立と社会参加を支援するために、一人ひとりの 状態に応じた適切なリハビリテーションが実施されるよう、専門員、 近隣自治体、関係機関等との連携を図り、情報提供や相談支援に 努めます。	子育で・健康支援課
●自立支援医療受給者証や重度障がい者医療証を適切に発行し、障がいのある人の医療負担軽減に努めます。	保険福祉課 子育て・健康支援課
●精神科を有する病院と連携し、精神疾患の早期発見・早期受診・早期治療をサポートすることで、円滑な社会復帰に向けた支援を行うとともに、県主催の精神障がいに関する講座への参加を促すことで、精神障がいやこころの健康等の課題に対応する職員の資質向上を推進します。また、精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、近隣市町と連携し、課題の共有を行います。	子育で・健康支援課
●在宅の精神障がい者を対象に、生活リズムや対人関係の改善を支援し、精神障がい者の社会復帰を促進します。	子育で・健康支援課
●難病患者に対して、総合的な相談支援や地域における受け入れ病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行い、安定した療養生活を確保し、難病患者及びその家族の生活の質の向上を目指します。	子育で・健康支援課
●発達障がいと診断されている、または疑いを持つ子どもを育てる保護者等の育児への不安を和らげるため、保護者が相談しやすい環境を整えるとともに、ペアレント・トレーニング等の実施について検討します。	子育で・健康支援課

(2) 相談支援体制の充実とネットワークづくり

取り組み方針

- ■悩みを抱えた人が、相談先がわからない、うまく支援につながらないといったことが起こらぬよう、関係機関の役割の明確化と共有を行うとともに、必要に応じて連携して相談から支援へとつながるよう、相談支援体制を充実させます。
- ●地域が抱える複雑化・多様化した課題に対し、分野を超えて支援をすることができるよう、情報共有や課題の検討を行う、関係機関の幅広いネットワークづくりに取り組みます。

一人ひとりのこころがけ

- ■困ったときや情報が欲しいときには、進んで相談窓口を利用しましょう。
- ●身近な相談先として、地域の民生委員・児童委員を把握しましょう。

地域や団体でできること

●地域の困りごとが適切につながる よう、行政や関係機関との連携を 強化しましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
■悩み事に応じた各分野の専門相談機関について、住民への周知と 利用促進に努めます。また、各分野の相談機関の横断的な連携を 図ります。	保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会
●分野を問わない相談先として、みやこ町緊急支援ネットワーク事業の機能強化と周知を進め、利用促進を図ります。また、窓口に行けない方については訪問を実施します。	保険福祉課 社会福祉協議会
●個人情報の適正な管理に努めるとともに、本人の意向等を考慮したうえで情報を共有し、支援が必要な方を適切な支援へとつなぎます。	保険福祉課 子育で・健康支援課 社会福祉協議会
●研修等により、各種相談員の資質や技術の向上に努めます。	保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会
●ケース検討会議や地域ケア会議の実施、生活支援体制整備事業等における協議体において、行政や社会福祉協議会、幅広い関係機関を交えて地域の課題を共有し、課題解決に向けて協議を行います。	保険福祉課 子育で・健康支援課 社会福祉協議会

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●高齢者の様々な支援施策を提供するため、生活圏や医療圏が同じ 行橋市や苅田町と広域的な連携を強化し、必要に応じて情報共有 等を行います。	保険福祉課
●地域における高齢者の生活支援等、サービス提供体制の構築に向けたコーディネーター(生活支援コーディネーター)の配置を進めます。	保険福祉課
●生活支援コーディネーターとサービスの提供主体が、定期的な情報 共有及び連携強化の場として協議体を設置し、地域における関係 機関のネットワーク化や生活支援サービスの創出に取り組みます。	保険福祉課
●認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築のため、「認知症初期集中支援チーム」を設置し、本人やその家族の様々な相談に対応します。訪問後、個人にあった支援方針を検討し、その方針に基づき、それぞれの立場で具体的な支援を行います。	保険福祉課
●医療・介護事業所等での認知症の人への対応力向上に向けて、在宅医療介護連携推進事業での多職種研修の実施や在宅医療介護連携支援センター設置による相談対応を実施します。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●障がいの特性を踏まえた身体・知的・精神障がい共通のケアマネジメント体制を構築し、福祉サービスの利用に関するコーディネート機能を備えた総合的な相談体制を確立します。	子育で・健康支援課
●「京都郡地域自立支援協議会」において、障がい者相談員や相談 支援事業所のネットワークの構築を図りながら、地域課題の共有や 地域生活支援に資する人材の育成、社会資源の開発に取り組み、 相談支援事業を充実させます。	子育で・健康支援課
●乳幼児健康診査等を通じた、障がいの早期発見に努めるとともに、 障がいが発覚した場合は、早期治療や適切な療育、療育相談が受 けられるよう、医療機関を含む関係機関との連携を強化します。	子育て・健康支援課
●障がい児福祉に関しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった小中学校に配置される相談員、また、障がいのある高齢者に関しては、地域包括支援センター等とも連携し、保護者や家族の相談から、必要に応じて適切に障がい福祉の支援につなげる連携体制の充実を図ります。	子育で・健康支援課

(3) 専門的な人材の育成

取り組み方針

- ●地域における支援体制を維持していくため、専門的人材の育成や福祉活動を率 先して担う多様な人材の育成を進めます。
- ●育成した担い手が地域で意欲的に活動できるよう、支援します。

一人ひとりのこころがけ

●福祉に関心を持ち、正しい知識を 持って地域で活動できるよう、研修 や講座に参加しましょう。

地域や団体でできること

●自らの知識や経験を活かして、地域内での支え合う力の向上を図りましょう。

地域全体に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
■福祉ニーズに対応できるよう、専門的人材の育成を福祉、医療、保健、教育、子育てなどの分野が連携して実施します。	保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会
■課題を抱える人への支援や対応を的確に行うことができるよう、専門資格の取得の支援を行います。	保険福祉課 子育て・健康支援課 社会福祉協議会

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●福岡県シルバー人材センター連合会と町の協働による「家事援助講習会」を実施します。受講修了者においては、訪問型サービスAによる家事支援の担い手として活動できるよう、みやこ町シルバー人材センターに会員登録を促します。	保険福祉課
●行政や地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、 認知症関連事業の企画調整から事業実施までを行うとともに、地域 包括支援センター等と連携しながら、本人やその家族が抱える認知 症に関する相談対応等を行います。	保険福祉課

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●障がい者支援の体制強化のため、保健師や看護師等の専門職の確保、人材の育成及び資質の向上に注力します。将来的な人手不足への対応として研修会等を通じてスキル向上に努めます。	子育で・健康支援課
●健康教育や在宅ケア等、保健サービスの充実に向け、保健師等の研修を行います。また、障がいのある人に関する知識を深めるための研修や講習会等への町職員の積極的な参加を奨励します。	子育で・健康支援課
●障がい児に対し適切な保育や指導が行えるよう、受け入れる保育 園や幼稚園などへ保育士の適切な人員を配置します。	子育で・健康支援課

(4) 高齢者福祉サービスの維持・充実

取り組み方針

- ●高齢になっても、住み慣れた地域で支援を受けながら暮らすことができるよう、在 宅医療・介護の連携による支援体制を構築します。
- ●ボランティアが主体となった高齢者の生活を支援するサービスや、介護保険事業 以外の高齢者福祉サービスの維持・充実を図ります。
- ※高齢者福祉サービス・介護保険サービスの見込み量については、第5章「高齢者 福祉施策の見込み量と介護保険料の算出」の項目で示します。

一人ひとりのこころがけ

■高齢者福祉サービスや介護保険サービスについての情報を収集し、適切に利用しましょう。

- ●地域全体で高齢者を支える取り組 みについて、検討してみましょう。
- ●運動教室を地域で実施し、地域ぐ るみでの介護予防に取り組みまし ょう。

高齢者福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に向けて、「京都医師会 在宅医療・介護連携支援センター」を中心に、関係機関の協議の場の開催、多職種協働による在宅医療の支援体制の構築、人材育成・普及啓発等を推進し、「①入退院支援」「②日常の療養支援」「③急変時の対応」「④看取り」の4つの場面に対応できる医療・介護の連携体制を目指します。	保険福祉課
●在宅医療や在宅介護の適切な利用に向けて、広報紙や町ホームページ、地域での講座等での周知・啓発を進めます。	保険福祉課
●高齢者が住み慣れた地域での在宅生活を継続できるよう、民間団体等が主体となった訪問型の生活支援サービスの提供や新たなサービスの創出に向けて検討を行います。	保険福祉課
●自立した在宅生活を送ることができるよう、ホームヘルプサービスや 配食、その他生活支援を行う高齢者福祉サービス事業を行います。	保険福祉課

(5) 障がい福祉サービスの維持・充実

取り組み方針

- ●障がいのある人やその家族が、必要とする支援を適切に受けながら、自立した 生活が継続できるよう、障がい福祉サービスの維持・充実を図ります。
- ※障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス・生活支援事業の見込み量については、第6章「障がい福祉サービス等の見込み量と目標の設定」の項目で示します。

一人ひとりのこころがけ

●障がいの有無に関わらず、互いの 個性を尊重し、思いやりの心を持ち ましょう。

地域や団体でできること

●障がいについての理解を深め、誰もが地域の活動やイベントに参加できるようにしましょう。

障がい福祉に関わる取り組み	
取り組み内容	担当課
●サービス等利用計画・障がい児支援利用計画に、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービス等を、可能な限り本人の 意思を反映しながら作成し、適切なサービス利用につなげます。	子育で・健康支援課
●障がい福祉サービスの適切な提供に向けて、サービスの維持・充実を図るとともに、地域生活支援事業を地域の特性や利用者の状況に合わせて、柔軟に展開します。	子育で・健康支援課
●障がいの程度や健康状態、本人の必要とするサービスの選択を支援できるよう、自立支援協議会の相談支援部会や研修会等での支援方針や課題の共有など、助言やケアマネジメント体制の充実に取り組みます。	子育て・健康支援課
●障がい児一人ひとりの発達に応じた柔軟な教育内容や支援システムの構築を行うとともに、教職員の専門性の向上に努めます。	学校教育課 子育て・健康支援課
●義務教育終了後の進路に関して、関係機関との連携のもとで学校や 教育委員会で就学相談を実施し、本人の希望に応じた進路指導や、 将来の自立を促進するための支援を行います。	子育て・健康支援課 学校教育課
●障がい児の実態に応じた個別の支援計画に基づき、教育・保育を 実施します。また、障がい児の入所基準については、柔軟に対応で きるよう努めます。	子育で・健康支援課
●通常の学級に在籍し、発達障がいを抱える子どもに適切な教育的 支援が必要な場合、特別支援教育コーディネーターを配置するとと もに、通級指導担当者への研修や関係機関との連携を通じて、特 別支援教育の体制整備に努めます。	学校教育課
●放課後児童クラブの開設を行うとともに、障がい児の受け入れを促進します。	子育で・健康支援課

第5章 高齢者福祉施策の見込み量と介護保険料の算出

1 日常生活圏域の設定

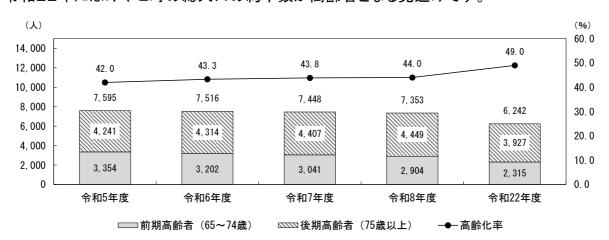
日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分するものです。

国では、2~3万人程度で1圏域とすることが望ましいという基本的な考え方を示されています。本町においては、人口が約1万8千人程度であることから、日常生活圏域を1圏域として設定します。

2 人口・要介護(要支援)認定者数の推計

(1)人口推計

本町の将来人口をみると、総人口は今後も減少を続ける一方で、高齢化率は上昇し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年には約43%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年にはみやこ町の総人口の約半数が高齢者となる見込みです。



(単位:人、%)

	実績		推計			
		令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
総人口		18,085	17,359	16,993	16,707	12,743
第1号被保険者数		7,595	7,516	7,448	7,353	6,242
	65~74 歳	3,354	3,202	3,041	2,904	2,315
	75 歳以上	4,241	4,314	4,407	4,449	3,927
第2号被保険者数 (40~64歳)		5,269	5,170	5,056	4,969	3,301
高齢化率		42.0	43.3	43.8	44.0	49.0

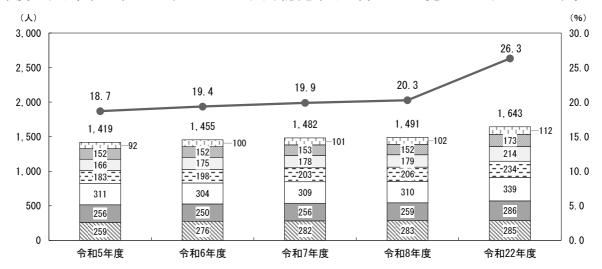
【実績】厚生労働省 令和5年「介護保険事業状況報告(9月月報)」

【推計】「日本の地域別将来推計人口」補正データ

(資料) 厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」将来推計機能を使用

(2)要介護(要支援)認定者数の推計

第1号被保険者に占める要介護認定者数は、令和5年現在1,419人で、本計画の最終年度となる令和8年には1,491人となり、認定率も上昇していく見込みとなっています。



要支援1 ■ 要支援2 ■ 要介護1 = 要介護2 ■ 要介護2 ■ 要介護5 ● 認定率

(単位:人、%)

	実績	推計						
	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年			
高齢者人口 (65歳以上)	7,595	7,516	7,448	7,353	6,242			
認定者数 (第1号被保険者)	1,419	1,455	1,482	1,491	1,643			
要支援1	259	276	282	283	285			
要支援2	256	250	256	259	286			
要介護1	311	304	309	310	339			
要介護2	183	198	203	206	234			
要介護3	166	175	178	179	214			
要介護4	152	152	153	152	173			
要介護5	92	100	101	102	112			
認定率	18.7	19.4	19.9	20.3	26.3			
認定者数 (第2号被保険者)	17	16	16	16	13			
認定者 合計	1,436	1,471	1,498	1,507	1,656			

【実績】厚生労働省 令和5年「介護保険事業状況報告(9月月報)」

【推計】「日本の地域別将来推計人口」補正データ

⁽資料)厚生労働省 地域包括ケア「見える化システム」将来推計機能を使用

[※]認定率は2号認定者を含まない

3 高齢者福祉施策の見込み量

(1)介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス)

多様な生活上の困りごとへの支援が必要となる単身高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の在宅生活を支えるため、支え手としてボランティアや民間団体等、多様な主体に拡げ、地域課題に応じた重層的なサービスの提供体制を構築します。

■訪問介護

訪問介護員が高齢者の居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。主に行橋・京都管内 の指定事業者が行います。

■訪問型サービス A(緩和した基準によるサービス) 家事支援等の一定の研修を受けたみやこ町シルバー人材センターの登録会員が、掃除や買い物などの生活援助を行います。

■訪問型サービス C(短期集中予防サービス)

3~6か月の短期間において、保健師や理学療法士、管理栄養士等の専門職が高齢者の居宅 を訪問し、状況を踏まえながら相談指導を行います。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合事業利用実数(人)	125	135	150	155	160
訪問介護利用実人数(人)	101	105	110	110	110
訪問型サービス A	24	20	25	30	25
利用実人数(人)	24	20	20	30	35
訪問型サービス C	0	10	15	15	15
利用実人数(人)		10	15	15	10

②介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービス)

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、生活機能の維持・向上を目的とした機能訓練等の提供体制の構築、高齢者の社会参加を積極的に促し、介護予防を推進します。

■通所介護

介護保険サービスと同様、利用者が送迎バスで事業所に通い、生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。主に行橋・京都管内の指定事業者が行います。

■通所型サービス C(短期集中予防サービス)

3~6か月の短期間においてリハビリを集中的に行い、生活機能を改善するための運動機能向上を目指します。町内 1 箇所で実施していますが、今後各地区でサービス展開できるよう体制の整備に向け、調整をします。

中体に大力性	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実数(人)	270	255	270	285	305
通所介護利用実人数(人)	266	250	260	270	285
通所型サービス C			10	15	00
利用実人数(人)	4	5	10	15	20

③介護予防・生活支援サービス事業

(その他の生活支援サービス)

■配食

栄養改善や見守りを目的とした配食サービス事業ですが、特に要支援認定者や事業対象者の方に対しては、基本チェックリスト等によるモニタリングや評価を行いながら、低栄養の予防や 高齢者の見守り強化に努めます。

中建し士白州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食利用実数(人)	61	60	65	70	75

④一般介護予防事業(介護予防把握事業)

閉じこもり等何らかの支援を要し、要介護状態となるおそれの高い高齢者を早期に把握するため、地域包括支援センターの地域担当相談員等が、町内の 75 歳・80 歳の方及び 81 歳以上で要介護認定を受けていない方を対象に個別訪問を行い、基本チェックリスト等による要介護リスク等を把握します。必要な場合は、町との情報共有を行いながら、自立支援や重症化防止のための介護予防活動へつなげていきます。

中体に大力性	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	和 6 年度 令和 7 年度	令和8年度
利用件数(件)	2,041	2,100	2,150	2,200	2,250

⑤一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)

介護予防教室やサロンの場、一般住民の集まる場所を活用するとともに、地域包括支援センターが行う介護予防把握事業の個別訪問時にも、チェックリスト等に基づいて準備したパンフレット等を配布することで、介護予防についての普及啓発を行います。また、令和元年度からは、近年特に介護予防に効果が高いと評価されているケア・トランポリンを利用した教室を実施しています。

中体に大力性	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室実施回数(回)	15	15	20	25	30
ケア・トランポリン	7	7	9	10	10
実施箇所数(箇所)	'	/	9	10	10

⑥一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。サロン活動への講師派遣 や新規の立ち上げ支援など、地域介護予防活動への支援や指導・助言等を行います。また、サロンに限らず、住民主体の多様な地域活動組織の育成支援として、生活支援コーディネーター等 による生活支援体制整備事業との連携を図ります。

さらに、高齢者の積極的な社会参加を促進するため、高齢者社会参加促進事業を実施し、サロン等高齢者の通いの場の拡充・拡大を図り、新たな仲間づくりや生きがい活動の場として、高齢者の介護予防及び地域づくりを推進します。

中体に大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者社会参加促進事業 登録箇所数(箇所)	31	33	34	35	36
高齢者社会参加促進事業 のべ参加人数(人)	5,134	5,500	5,700	5,900	6,100

⑦一般介護予防事業(一般介護予防事業評価事業)

効率的・効果的な総合事業実施のため、PDCA サイクルに沿った事業の推進を行っていきます。介護保険事業計画において定められた目標値の達成状況等の検証を行うとともに、保険者機能強化推進交付金に係る評価指標についても確認し、地域づくりの観点から総合事業全体の評価を行うことで、評価結果に応じた予算や施策の充実及び事業全体の改善に取り組んでいきます。

さらに、調査結果については、介護予防普及啓発事業における住民への情報提供に活用する 等、データの利活用の推進を行っていきます。

⑧一般介護予防事業(地域リハビリテーション活動支援事業)

地域における介護予防の取り組みについての機能を強化するため、地域包括支援センターと連携しながら、通所系・訪問系サービス、地域ケア会議、住民全体の通いの場等、各事業へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。予防事業の企画、運営などに、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職の意見を取り入れます。

(2)包括的支援事業

①地域ケア会議の推進

高齢者ができるだけ住み慣れた地域で生活ができるよう、介護支援専門員及び保健医療や福祉に関する専門職、その他関係機関など多様な関係者が協働し、高齢者の自立支援に向けた取り組みを検討する地域ケア会議を月に1回実施します。

また、個別ケースの検討により共有された地域課題を、さらに地域づくりや政策形成に結び付けることができるよう、町と地域包括支援センターが緊密に連携かつ役割分担をしながら、一体的に取り組みます。

中体に大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議開催回数(回)	12	12	12	12	12

②地域包括支援センターの周知

地域包括支援センターの名称や業務内容を、地域の住民・関係者に周知するため、広報紙やパンフレットだけでなく、自治会等への説明、地域の会合・行事への参加、出前講座の活用等、あらゆる方法・機会を通じた継続的な取り組みを行います。

中华人士力州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター	74.6	74.6	80.0	80.0	80.0
周知率(%)	74.0	/4.0	80.0	60.0	60.0

※その他の包括的支援事業に関連する施策:P33.35.37.40.41.62.59.56

(3) その他の高齢者施策

①認知症サポーター養成講座

住民が、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者やその家族に対してできる範囲で手助けすることができるよう、認知症サポーター養成講座やフォローアップ講座を実施します。

中建し七白州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター数(人)	4,419	4,600	4,800	5,000	5,200
ほっとサポーター数(人)	34	40	45	50	55

②養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由のため、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象に、養護老人ホームで生活できるよう入所手続きを行います。養護老人ホームは措置入所施設であるため、入所調査・判定が必要となります。措置の必要な方の生活の場所を確保するため、今後も適切な措置を継続していきます。

中体に十つ州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	5	4	5	6	7

③高齢者等住宅改造助成事業

世帯生計中心者の住民税及び前年度所得税非課税世帯のうち、介護保険にて住宅改修を限度額まで利用した方で、自宅を改造することにより自立が助長される方を対象に、階段やトイレ、浴室などの手すり設置、段差の解消など、高齢者に適するように住宅を改造する費用の一部を助成します。

中様に大白州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数(件)	0	1	5	5	5

④生活支援ホームヘルプサービス事業

高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯などで介護保険の要介護認定を受けておらず、日常生活 上援助が必要な方または疾病などにより一時的に援助が必要な方を対象に、本町が委託した事 業所のホームヘルパーが訪問し、家事支援サービスを行います。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実数(人)	0	1	4	4	4

⑤配食サービス事業

高齢者単身世帯・高齢者夫婦世帯などで調理が困難な方を対象に、栄養の偏りを改善して健康維持に努めることを目的としたバランスの良い食事を配達します。また、配達の際には声かけなどの安否確認も行います。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実数(人)	92	100	115	130	145

⑥いきがいデイサービス事業

介護保険の要介護認定を受けていない高齢者を対象に、通所によるデイサービスを提供します。デイサービスでは日常動作訓練や趣味活動などを行うことにより、社会的孤独感の解消及び 自立生活の助長を図ります。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
月平均利用実数(人)	146	120	130	140	150

⑦寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業

65 歳以上の高齢者等で、要介護状態または傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な方を対象に、生活支援の観点から寝具一式(掛布団・敷布団・毛布各 1 枚)を一週間程度預かり、洗濯・乾燥・消毒を工場で行い、返却するサービスを実施しています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実数(人)	2	3	10	10	10

⑧訪問理美容サービス事業

老衰、心身の障がい及び傷病などの理由により、理容院や美容院に出向くことが困難である 高齢者を対象に、町が契約を結んだ事業者が居宅を訪問し、理髪・整髪を行う出張サービスを提 供しています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実数(人)	9	4	8	8	8

⑨緊急通報装置設置事業

単身高齢者などを対象に、急病または災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため 緊急通報装置を貸与、設置します。また、委託事業者による定期連絡により、安否確認、健康状態の確認などを行います。

	実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
		令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	利用月平均数(台)	205	220	240	245	250

⑩高齢者日常生活用具給付事業

概ね 65 歳以上の心身機能の低下に伴い、特段の配慮が必要な単身高齢者などを対象に、日常生活の向上のため、電磁調理器などの日常生活用具を給付します。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実数(人)	0	0	3	3	3

⑪福祉タクシー利用券交付事業

在宅の重度心身障がい者及び虚弱高齢者等を対象に、福祉タクシー利用券を交付することにより、日常生活の利便性の向上及び社会活動の範囲拡大を図ります。福祉タクシー利用券は 1 か月当たり8枚(人工透析患者に対しては20枚)交付しています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実数(人)	131	116	130	130	130

(12)生活管理指導ショートステイ事業

介護保険の要介護認定を受けていないが、一時的に援助及び生活管理指導が必要な高齢者を対象として、宿泊可能な専用の施設において、短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行うことで、要介護状態への進行を予防するとともに家族介護の負担の軽減を図ります。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実数(人)	2	2	3	3	3

13高齢者補聴器購入費助成事業

聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、管理医療機器認定を取得した補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、日常生活のコミュニケーションを確保し、積極的な社会参加を促し健康寿命の延伸を図ります。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実数(人)	1	5	10	10	10

(4)高齢者等買い物支援事業

買い物が不便な地域の買い物困難者を対象にした移動販売等を行うことで、買い物の場を提供するとともに、地域の交流拠点や住民のコミュニケーションの場、住民同士の見守り機能の場として、地域の活性化を促進します。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数(箇所)	4	4	5	5	5

15介護予防住宅改修等支援事業

介護保険の要介護認定を受けていない在宅高齢者がいる町民税非課税世帯を対象として、 介護予防の観点から自宅での転倒防止等のため、住宅改修及び福祉用具購入の費用を補助す ることにより、高齢者の自立を支援し、在宅福祉の増進を図ります。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数(件)	11	14	15	16	17

16介護用品購入費支給事業

介護保険の要介護認定で要介護 3 以上に該当する判定を受けた前年度町民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族を対象として、紙おむつなどの介護用品購入費を支給することにより、介護に当たる家族の経済的負担の軽減及び在宅高齢者の福祉の増進を図っています。要介護 3 の方は 1 か月 5 千円、要介護 4 または 5 の方は 1 か月 7 千円を上限として支給します。

宝徳し士白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	平度 令和 6 年度 令和 7 年度	令和8年度	
利用実数(人)	11	13	15	17	19

⑪家族介護慰労金支給事業

介護保険の要介護認定で要介護 3 以上に該当する判定を受けた町民税非課税世帯の在宅 高齢者を介護している家族を対象として、慰労金を支給することによりその負担を軽減し、在宅高 齢者の福祉の増進を図っています。支給申請月の前月から過去 1 年間、介護保険給付を受けな かった在宅高齢者を介護している家族に、要介護 3 の方は年額 6 万円、要介護 4 または 5 の方 は年額 10 万円を支給します。

 実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
夫根とかり注	令和 4 年度 令和 5 年度 令和 6 年度 令	令和7年度	令和8年度		
利用実数(人)	0	0	1	1	1

18老人クラブ活動

老人クラブは、高齢者の経験や知識を自らの生活や地域の生活に生かす相互援助及び自主的な活動が期待されます。今後も高齢者の生きがいづくりの場としての老人クラブ活動を支援します。

宝徳を大向州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
老人クラブ数(クラブ)	57	56	56	56	56
会員数(人)	3,551	3,405	3,500	3,500	3,500

19敬老祝金支給事業

「敬老祝金」は、77歳の人に30,000円、80歳の人に10,000円、85歳の人に10,000円、88歳の人に30,000円、90歳の人に10,000円、95歳の人に10,000円、99歳の人に30,000円、100歳の人に100,000円、101歳以上の人に50,000円を、それぞれ年1回支給します。

※今後の支給については、内容を見直すことがあります。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
夫根とかりは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度 令和7年度	令和8年度	
支給者数(人)	1,096	1,066	1,200	1,200	1,200

20敬老会

70 歳以上の高齢者を対象に、長寿を祝い楽しんでいただくことを目的として開催される「敬老会」を開催しています。

 実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
夫棋とグ門性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数(人)	_	250	300	300	300

②就労支援の充実

就労は高齢者にとっての生きがいや社会参加の機会となるため、シルバー人材センターと連携を図り、高齢者のニーズに即した就労機会の確保を図ります。

中结し大白州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター会員数(人)	215	220	220	220	220

②広報紙等による認知症の正しい知識の普及啓発

高齢者に最も身近な町からの情報源である広報紙を活用し、認知症についての情報を提供するとともに、相談窓口を周知し、早期に対応できる環境を整えます。

また、認知症カフェ(オレンジカフェ)やアルツハイマー月間における認知症イベントを開催し、 認知症についての正しい知識の普及啓発を積極的に行います。

中体に大白州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度		令和8年度		
認知症カフェ実施箇所数(箇所)	3	3	3	4	4

②認知症予防教室の実施

多くの方に認知症予防に取り組んでもらえるよう、高齢者の通いの場や介護予防事業全般の 機会を利用し、認知症の理解及び予防について周知を行います。

特に認知症予防教室では、認知症に対する正しい知識と理解、認知症簡易テストなどを行い、認知症の予防に努めます。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
夫根とかりは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
教室参加者数(人)	15	15	20	25	25

②成年後見制度の利用促進

行橋・京都成年後見センターを中心に、弁護士会、司法書士会等の法律の専門職や、成年後 見制度に詳しい福祉の専門職等が連携を図ることにより、専門的な検討・判断ができる体制を整 えます。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
夫棋とかり注	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行橋・京都成年後見センタ 一の利用延べ件数(件)	127	110	120	130	140

②行方不明者のための SOS ネットワーク事業

行方がわからなくなる可能性が高い人を、事前登録により警察等関係機関と情報共有する事で迅速な捜索を可能とし、本人の安全を確保し、家族の安心を高めることに努めます。今後は、 捜索だけではなく、日常の見守り体制の構築にも取り組みます。

宝徳を大向州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	度 令和7年度	令和8年度
登録者数(人)	92	95	100	105	110

⑩特定健康診査の受診率向上及び健診後の保健指導

国民健康保険加入者に対して、生活習慣病の発症予防・早期発見と重症化を予防するため、 特定健康診査を実施します。自覚症状が無い時期から、特定健康診査を受診することの重要性 を周知し、受診しやすい体制等を整備し受診率の向上に努めます。

また、治療を放置することは、脳血管疾患や認知症等を引き起こし、介護を受ける原因になることをわかりやすく伝え、生活習慣改善の保健指導を行うとともに、受診が必要な場合は早期に受診できるように医療機関との連携に努めます。

中体に大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	4年度 令和 5 年度 令和 6 年度 令和 7 年度 令 43.1 43.1 47.5 50.0	令和8年度		
特定健康診査受診率(%)	43.1	43.1	47.5	50.0	52.5
特定保健指導実施率(%)	81.7	81.7	82.0	84.0	86.0

②各種がん検診の受診率向上

主要死亡原因の中で最も多い悪性新生物(がん)の早期発見と早期治療を行い、がんによる死亡者の減少に努めます。

今後も啓発を行い、個別検診を取り入れる等の多様な受診体制の整備を図りながら受診率の 向上を目指します。また、精密検査が必要と判断された方の早期受診を積極的に促し、早期治療につながるよう支援します。

中结节与州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん受診率 (%)	9.7	9.7	10.8	11.3	11.9
肺がん受診率 (%)	8.7	9.1	9.8	10.3	10.9
大腸がん受診率(%)	9.6	9.8	10.6	11.1	11.6
子宮頸がん受診率(%)	11.5	11.6	12.5	13.0	13.5
乳がん受診率 (%)	17.8	17.8	18.7	19.1	19.6

※がん検診受診率は地域保健・健康増進事業報告の対象年齢及び算出方法とする。

○算出方法 対象者数:当該年度末年齢別人口を基準

受診者数:肺がん・大腸がん・乳がんは 40~69 歳で算出

子宮頸がんは 20~69 歳で算出

胃がんは 50~69 歳で算出

但し、胃がん、子宮頸がん、乳がん検診受診率は次の方法で算出する

(「前年度の受診者数」+「当該年度の受診者数」-「2 年連続受診者数」)÷「当該年度の対象者数」×100

28メタボリックシンドローム該当者の割合の減少

メタボリックシンドロームに関する正しい知識の定着に向けて、保健指導の実施や広報・啓発 を実施し、糖尿病の危険因子であるメタボリックシンドローム該当者の減少を目指します。

中体に大白州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
メタボリックシンドローム該	00.4	00.5	22.0	20.0	01.6
当者割合(%)	23.4	23.5	22.8	22.2	21.6

②食生活改善の推進

生活習慣病の発症予防・重症化を予防するために、健康講座やエビデンスに基づく保健指導を実施します。特に、高血圧から引き起こされる脳血管疾患や腎疾患の発症を予防するために、効果的な減塩指導を定着させるとともに、高齢者においては、低栄養予防にも取り組みます。

さらに、地域で食生活の普及を担うボランティア(食生活改善推進員)の養成を行うとともに、 住民自らが取り組める食生活改善の方法等を、教室の開催や講演会、広報紙の掲載などで啓 発します。

中体に大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
食生活改善に関する講座等	0.5	25 20	0.5	0.5	0.5
の普及啓発活動の継続(回)	25	20	25	25	25

4 介護保険サービスの見込み量

支援が必要な高齢者が適切な介護サービスを受けられるよう介護保険サービスの見込み量を定めます。

実績と方向性の項目では、以下の分類で見込み量と見込みを立てています。

【予防】:要支援1・2の方が利用する介護予防サービスの見込み量と見込みです。

【介護】:要介護1~5の方が利用する介護サービスの見込み量と見込みです。

(1) 居宅サービス

①訪問介護

訪問介護は身体上または精神上の要因により日常生活に支障があっても、可能な限り居宅で 生活が営めるよう、身体の介護や家事の援助など生活全般の援助を行う事業です。町内では現 在、4事業所により実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根とカリは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【介護】利用者数(人/月)	173	177	193	197	204
【介護】利用回数(回/月)	4,841	4,708	5,667	5,735	5,920

②訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

利用者の居宅に浴槽を積んだ入浴車で訪問し、入浴サービスを提供します。看護師やホーム ヘルパーなどが同行します。現在、町内には「訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)」を行う事 業所はなく、京築圏域の事業者により実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根と万円住	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
【予防】利用回数(回/月)	0	0	0	0	0
【介護】利用者数(人/月)	9	11	16	17	18
【介護】利用回数(回/月)	49	63	102	109	115

③訪問看護(介護予防訪問看護)

かかりつけの医師の指示書に基づき、看護師などが利用者の自宅を訪問し、病状の観察、床ずれの処置など療養上の世話や必要な診療補助のサービスを行います。町内では現在、2 事業所により実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根とカドロ	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	36	39	42	43	44
【予防】利用回数(回/月)	278	266	344	350	357
【介護】利用者数(人/月)	71	68	79	81	85
【介護】利用回数(回/月)	729	784	915	936	979

④訪問リハビリテ―ション(介護予防訪問リハビリテーション)

かかりつけの医師の指示書に基づき、理学療法士などが利用者の自宅を訪問し、筋力などの維持回復や日常生活のために必要なリハビリテーションを行います。現在、町内には「訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)」を行う事業所はなく、京築圏域の事業者により実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根とカリは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	3	1	3	4	5
【予防】利用回数(回/月)	26	16	39	55	63
【介護】利用者数(人/月)	4	5	6	9	10
【介護】利用回数(回/月)	49	103	117	165	184

⑤居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが利用者の自宅を訪問して、療養上の管理や指導 を行います。町内を含め、主に京築圏域の事業者によって実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根と刀凹は	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	25	21	25	25	25
【介護】利用者数(人/月)	189	195	212	214	216

⑥通所介護

利用者が送迎車でデイサービスセンターに通い、日常動作訓練、入浴、食事の提供などが受けられるサービスです。町内では現在、9事業所により実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根とカリは	令和 4 年度 令和 5 年度 令和 6 年度 令和 7 年度 令 247 258 275 281	令和8年度			
【介護】利用者数(人/月)	247	258	275	281	290
【介護】利用回数(回/月)	3,217	3,331	3,735	3,827	3,946

⑦通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

利用者が送迎車で介護老人保健施設や病院・診療所などのデイケアセンターなどに通い、リハビリテーションなどが受けられるサービスです。町内では現在、1 事業所により実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
天限と万円住	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	45	39	45	48	50
【介護】利用者数(人/月)	56	51	60	63	64
【介護】利用回数(回/月)	524	408	606	638	648

⑧短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設に短期間入所し、日常生活の世話などのサービスが受けられます。町内では現在、3事業所で実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根と万円住	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	3	4	7	7	7
【予防】利用日数(日/月)	17	18	44	44	44
【介護】利用者数(人/月)	25	32	36	40	41
【介護】利用日数(日/月)	316	441	595	662	674

⑨短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所し、医師の指示に基づき、医療・看護の管理の下で日常 生活の世話や機能訓練など、その他必要な医療が受けられます。町内では現在、3 事業所で実 施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根とカリは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	1	0	2	2	2
【予防】利用日数(日/月)	5	0	11	11	11
【介護】利用者数(人/月)	4	1	5	6	8
【介護】利用日数(日/月)	32	7	44	52	65

⑩福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

手すり、歩行補助杖、スロープ、車いすや特殊ベッドなどの福祉用具の貸し出しが受けられます。現在、町内には「福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)」を行う事業所はなく、主に京築圏域の事業者により実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
天限とかりは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	232	229	237	240	242
【介護】利用者数(人/月)	300	303	323	326	331

⑪特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)

福祉用具のうち、腰掛便座(ポータブルトイレ)、特殊尿器(自動吸引式のもの)、入浴補助用具(浴用のイスやすのこなど)、簡易浴槽(空気式または折畳み式のもの)、移動用リフトの吊り具の部分などの販売を行います。現在、町内には「特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)」を行う事業所はなく、主に京築圏域の事業者により実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
天根と万円住	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	4	5	7	8	9
【介護】利用者数(人/月)	3	3	6	9	9

⑫住宅改修(介護予防住宅改修)

居宅での生活をしやすくするために、主に日常利用する部分である自宅の玄関、廊下、居室の段差解消や、便所、浴室への手すりの取り付けなどを行い、その改修に要する費用の一部を支給します。町内外の工務店などで住宅改修事業が行われています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
天限とカリは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	8	9	11	13	14
【介護】利用者数(人/月)	4	4	5	6	8

③居宅介護支援(介護予防支援)

在宅サービスを利用する際に、相談や情報提供、ケアプランの作成やサービス提供事業者との 調整などを介護支援専門員が行います。介護予防支援は計画的な介護予防を地域包括支援センターが行います。町内では現在、8事業所と地域包括支援センターで実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
天根とカリは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	280	274	287	291	295
【介護】利用者数(人/月)	411	419	441	450	458

(4)特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)

介護保険の指定を受けた特定施設と呼ばれるケアハウス、有料老人ホームなどへ入所している 人が、介護保険制度を利用して居宅介護(介護予防)サービスを受けることができます。町内では現 在、2事業所で実施されており、必要量は充足しています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
天限とかりは	令和 4 年度		令和8年度		
【予防】利用者数(人/月)	15	17	18	20	20
【介護】利用者数(人/月)	60	64	74	77	80

(2)地域密着型サービス

①定期巡回·随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護者の在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護が連携し行うサービスです。町内に施設はなく、利用者も見込めないため、令和6年度から令和8年度の整備計画はありません。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根と万円住	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度 令和7年度	令和8年度	
【介護】利用者数(人/月)	0	0	0	0	0

②夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受けて、要介護者の居宅へ訪問し、排泄などの介護その他日常生活上の支援を行うサービスです。主として人口規模 20~30 万人の都市部での利用を想定するサービスであり、現在、町内には施設はなく、利用者も見込めないため、令和6年度から令和8年度の整備計画はありません。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
天順とカドは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【介護】利用者数(人/月)	0	0	0	0	0

③認知症対応型通所介護(介護予防認知症対応型通所介護)

居宅要介護(要支援)者の認知症高齢者が、日帰りで介護施設に通い、また、認知症高齢者グループホームの共有スペースを利用し、入浴、排泄、食事などの介助、その他の日常生活上の手助け、機能訓練を受けるサービスです。町内では、1事業所で実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天限とカリは	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	0	0	1	1	1
【介護】利用者数(人/月)	0	0	1	1	1

④小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)

利用登録したサービス事業所に「通い」を中心として、居宅要介護(要支援)者の心身の状況、その置かれている環境や希望に応じて、随時、訪問介護、通所介護、短期間の泊まりを組み合わせたサービスを提供し、居宅での生活継続を支援します。町内では、1事業所で実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
天根と万円住	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【予防】利用者数(人/月)	3	3	7	7	7
【介護】利用者数(人/月)	16	15	22	22	22

⑤認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の人が少人数を一つのグループとして一緒に居住し、介護職員の介護を受けながら共同 生活を送ります。介護予防では要支援 2 の人を対象とします。町内では現在、7 事業所で実施され ており、必要量は充足しています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根とカリは	令和 4 年度	令和 5 年度 令和 6 年度 令和 7 年度 8 8 8	令和8年度		
【予防】利用者数(人/月)	8	8	8	8	8
【介護】利用者数(人/月)	77	76	79	80	82

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホームなどの地域密着型特定施設で、その入居者が入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を受けるサービスです。町内には現在施設はなく、利用者も見込めないため、令和6年度から令和8年度の整備計画はありません。

宝徳を大向州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【介護】利用者数(人/月)	0	0	0	0	0

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームで常に介護が必要で自宅での介護が難しい人が入所します。施設では日常生活の世話や機能訓練、その他の必要なサービスを受けられます。町内では、1 事業所で実施されており、必要量は充足しています。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
天根と万円住	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【介護】利用者数(人/月)	18	20	20	20	20

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、「訪問」「通い」「泊まり」「訪問看護」の一元 管理により、介護と看護を一体的に提供するものです。令和 6 年度から令和 8 年度の整備計画は ありません。

⑨地域密着型通所介護

利用者が送迎車でデイサービスセンターに通い、日常動作訓練、入浴、食事の提供などが受けられるサービスです。町内では、1事業所で実施されています。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
天根と万円住	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【介護】利用者数(人/月)	14	12	10	10	10
【介護】利用回数(回/月)	183	154	150	150	150

<町における必要利用定員総数>

町内の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のそれぞれの必要利用定員総数については、①既存施設の設置状況、②既存施設の利用状況、③新しい施設整備の動向、④施設利用者全体数の割合を参考に以下の通りの利用定員総数としました。

【必要利用定員総数】

サービフ括粘	見込み			
サービス種類 	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症対応型共同生活介護(人)	90	90	90	
認知症対応型共同生活介護(ユニット)	10	10	10	
地域密着型特定施設入居者生活介護(人)	0	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(人)	20	20	20	

(3) 施設サービス

①介護老人福祉施設

常に介護が必要で自宅での介護が難しい人が入所します。施設では日常生活の世話や機能訓練、その他の必要なサービスを受けられます。町内には現在3施設があります。

宝徳を大向州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【介護】利用者数(人/月)	117	116	117	117	117

②介護老人保健施設

病気やけがなどの治療の後、リハビリテーションなどを必要とする人が入所します。施設では 医学的管理の下で看護や介護、リハビリテーションなどが受けられます。町内には現在 3 施設が あります。

実績と方向性	実績	実績見込み			
天根と万円住	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【介護】利用者数(人/月)	130	125	128	128	128

③介護医療院

平成 30 年 4 月から創設された介護保険施設で、「日常的な医学管理が必要な重度介護者の受け入れ」や「看取りやターミナル」などの機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。町内に該当する施設はなく、京築圏域の事業者により実施されています。

宝徳して白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【介護】利用者数(人/月)	3	3	4	4	4

5 介護保険事業費の算定

(1)介護保険料に対する考え方(低所得者対策等)

①公費投入による乗率の設定

低所得者(住民税非課税世帯)の保険料負担を軽減するため、公費(国・県・町)を投入することで、乗率の引き下げを行っています。

②保険料段階の細分化

所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行う観点から、第9期計画期間よりこれまでの9段階を細分化した保険料段階(13段階)を設定します。

③介護給付費準備基金の活用

第9期までに発生している保険料の余剰金について、本町に設置している介護給付費準備基金を最低限必要と認められる額を除いて取り崩し、第9期の保険料上昇を抑制するために充当します。

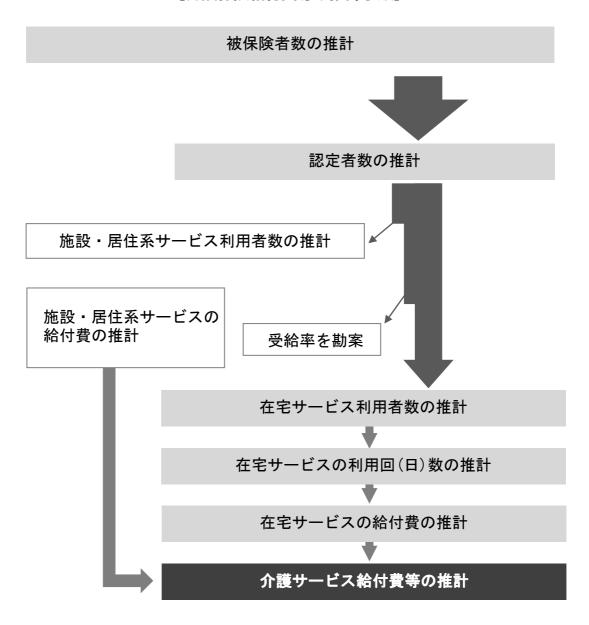
4)一定以上の所得のある利用者の自己負担引上げ

保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続の可能性を高めるため、介護保険サービスを利用した際の利用者負担の一部引き上げが行われます。年金収入額等によって1割負担、2割負担、もしくは3割負担となります。

(2) 介護保険給付費等の推計手順

現在の給付状況を勘案しながら、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22年度 を見据え、本計画期間の事業量の見込み量を算出しました。推計手順の概要は以下のと おりです。

【介護保険給付費等の推計手順】



(3)介護保険(予防)給付費の見込み

①介護予防サービス見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 22 年原
)介護予防サービス	I	ı			
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	(
	回数(回)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
介護予防訪問看護	給付費(千円)	14,681	15,039	15,378	15,05
	回数(回)	344	350	357	35
	人数(人)	42	43	44	4
人=#マル=+880	給付費(千円)	1,314	1,846	2,102	1,04
介護予防訪問リハビリテーシ	回数(回)	39	55	63	3
ョン	人数(人)	3	4	5	
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	3,920	3,924	3,924	3,61
	人数(人)	25	25	25	2
 介護予防通所リハビリテーシ	給付費(千円)	18,070	19,111	19,633	17,62
ョン	人数(人)	45	48	50	4
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	3,261	3,265	3,265	3,26
	日数(日)	44	44	44	4
	人数(人)	7	7	7	
介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)	1,014	1,015	1,015	1,74
(老健)	日数(日)	11	11	11	-
	人数(人)	2	2	2	
介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)				
(病院等)	日数(日)				
	人数(人)				
介護予防短期入所療養介護	給付費(千円)	0	0	0	
(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	16,511	16,731	16,888	17,58
	人数(人)	237	240	242	2
<u></u>	給付費(千円)	2,704	3,058	3,412	2,70
特定介護予防福祉用具購入費	人数(人)	7	8	9	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	11,717	13,853	14,948	10,6
	人数(人)	11	13	14	-
介護予防特定施設入居者生	給付費(千円)	15,215	17,002	17,002	16,28
活介護	人数(人)	18	20	20	-
2)地域密着型介護予防サービス					
ᄉᆖᄲᄝᄜᆖᇌᇷᄼᆉᆉᅮᅖᅚᄛᇎ	給付費(千円)	1,410	1,412	1,412	1,4
介護予防認知症対応型通所	回数(回)	13	13	13	1
介護	人数(人)	1	1	1	
介護予防小規模多機能型居	給付費(千円)	5,915	5,922	5,922	6,95
宅介護	人数(人)	7	7	7	
介護予防認知症対応型共同	給付費(千円)	22,110	22,138	22,138	22,13
生活介護	人数(人)	8	8	8	
) 人。群文胜士恒	給付費(千円)	15,533	15,769	15,986	16,30
3)介護予防支援	人数(人)	287	291	295	30
 計	給付費(千円)	133,375	140,085	143,025	136,41

[※]給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

[※]端数調整の関係上、合計が合わないことがある。

②介護サービス見込量

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 22 年月
)居宅サービス					
訪問介護	給付費(千円)	170,836	173,192	178,650	188,179
	回数(回)	5,667	5,735	5,920	6,23
	人数(人)	193	197	204	21
訪問入浴介護	給付費(千円)	15,384	16,392	17,216	14,41
	回数(回)	102	109	115	9
	人数(人)	16	17	18	1
訪問看護	給付費(千円)	45,575	46,649	48,723	47,78
	回数(回)	915	936	979	96
	人数(人)	79	81	85	8
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,829	6,701	7,457	7,08
	回数(回)	117	165	184	17
	人数(人)	6	9	10	1
居宅療養管理指導	給付費(千円)	38,569	38,962	39,325	44,09
	人数(人)	212	214	216	24
	給付費(千円)	316,803	326,345	336,461	359,90
	回数(回)	3,735	3,827	3,946	4,25
	人数(人)	275	281	290	31
 通所リハビリテーション	給付費(千円)	58,577	61,953	62,989	58,19
	回数(回)	606	638	648	61
	人数(人)	60	63	64	6
短期入所生活介護	給付費(千円)	55,573	62,106	63,313	63,31
	日数(日)	595	662	674	67
	人数(人)	36	40	41	4
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	6,828	7,972	9,889	9,88
	日数(日)	44	52	65	6
	人数(人)	5	6	8	
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)				
72777 1777772277 182 1777173 177	日数(日)				
	人数(人)				
	給付費(千円)	0	0	0	
(介護医療院)	日数(日)	0	0	0	
(V) (C) (C	人数(人)	0	0	0	
————————————————————— 福祉用具貸与	給付費(千円)	48,712	49,280	49,916	55,41
温压/11/12人员 7	人数(人)	323	326	331	36
——————————— 特定福祉用具購入費	給付費(千円)	2,525	3,585	3,585	3,25
19.2. 個區/19.2.17/19.2.1.1	人数(人)	6	9	9	0,20
	給付費(千円)	6,502	7,504	9,680	9,68
正 6 以沙县	人数(人)	5	7,304	3,000	3,00
 特定施設入居者生活介護	入数(人) 給付費(千円)	179,150	186,017	194,284	186,13
付足心政人占日土冶儿唛	ではほして口)	173,130	100,017	134,204	7

[※]給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 22 年度
(2)地域密着型サービス					
定期巡回•随時対応型訪問	給付費(千円)	0	0	0	0
介護看護	人数(人)	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	1,641	1,643	1,643	1,643
	回数(回)	13	13	13	13
	人数(人)	1	1	1	1
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	46,475	46,534	46,534	44,683
	人数(人)	22	22	22	21
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	250,619	253,965	260,392	260,392
	人数(人)	79	80	82	82
地域密着型特定施設入居者	給付費(千円)	0	0	0	0
生活介護	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施	給付費(千円)	65,504	65,587	65,587	65,587
設入所者生活介護	人数(人)	20	20	20	20
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	16,172	16,192	16,192	16,192
	回数(回)	150	150	150	150
	人数(人)	10	10	10	10
複合型サービス(新設)	給付費(千円)	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0
(3)施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費(千円)	352,164	352,610	352,610	409,763
	人数(人)	117	117	117	136
介護老人保健施設	給付費(千円)	475,477	476,079	476,079	563,771
	人数(人)	128	128	128	152
介護医療院	給付費(千円)	23,127	23,157	23,157	16,522
	人数(人)	4	4	4	3
介護療養型医療施設	給付費(千円)				
	人数(人)				
(4) 民字办藩士博	給付費(千円)	74,582	76,270	77,665	86,565
(4)居宅介護支援 ————————————————————————————————————	人数(人)	441	450	458	512
合計	給付費(千円)	2,255,624	2,298,695	2,341,347	2,512,475

[※]給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

[※]端数調整の関係上、合計が合わないことがある。

(4)標準給付費見込額の算出

総給付費に、特定入所者介護サービス費(財政影響額調整後)、高額介護サービス費 (財政影響額調整後)、高額医療合算介護サービス費、国民健康保険団体連合会への審 査支払手数料を加えた「標準給付費見込額」は、下表のとおり見込んでいます。

(単位:円)

	第 9 期						
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 22 年度		
標準給付費見込額	7,742,396,648	2,529,724,862	2,582,362,816	2,630,308,970	2,803,716,149		
総給付費	7,312,151,000	2,388,999,000	2,438,780,000	2,484,372,000	2,648,889,000		
特定入所者介護サービス 費等給付額	216,722,424	70,962,264	72,350,917	73,409,243	79,639,176		
高額介護サービス費等給 付額	183,280,676	59,870,748	61,133,955	62,275,973	65,409,125		
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	26,181,308	8,565,810	8,744,384	8,871,114	8,027,888		
算定対象審査支払手数料	4,061,240	1,327,040	1,353,560	1,380,640	1,750,960		
審査支払手数料一件当たり単価		40	40	40	40		
審査支払手数料支払件数	101,531	33,176	33,839	34,516	43,774		

[※]端数調整の関係上、合計が合わないことがある。

- ※特定入所者介護サービス費等給付費:施設サービスなどにかかる食費・居住費の利用者負担の軽減を図るために、所得段階 に応じて定められた食費・居住費の負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する 制度。
- ※高額介護サービス費等給付費:世帯で1か月に支払ったサービス利用の自己負担額の合計が、所得段階に応じて、定められ た負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する制度。
- ※高額医療合算介護サービス費等給付費:世帯で1年間に支払った医療費の自己負担額と介護保険サービス利用の自己負担 額の合計が、負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する制度。
- ※審査支払手数料:介護保険の給付に関わる審査等を行う国民健康保険団体連合会に対して支払う手数料。

(5)地域支援事業費

(単位:円)

		△和 00 左曲			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和 22 年度
地域支援事業費	648,467,763	207,311,973	216,007,582	225,148,208	196,545,223
介護予防·日常生活支援 総合事業費	444,040,884	138,359,751	147,853,201	157,827,932	126,237,818
包括的支援事業(地域包 括支援センターの運営) 及び任意事業費	108,114,459	36,467,885	36,044,567	35,602,007	34,676,405
包括的支援事業 (社会保障充実分)	96,312,420	32,484,337	32,109,814	31,718,269	35,631,000

(6) 第1号被保険者の基準額の推計

「標準給付費見込額」と「地域支援事業費」に対する、第1号被保険者負担割合相当額が、第1号被保険者保険料を算出する根拠となります。これに、調整交付金や介護給付費準備基金取崩額等を加減して、保険料収納必要額を算出し、それを被保険者の人数で除して保険料基準額を算出しました。

(単位:円)

		令和 22 年度			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度	□ 和 22 十度
標準給付費見込額(A)	7,742,396,648	2,529,724,862	2,582,362,816	2,630,308,970	2,803,716,149
地域支援事業費(B)	648,467,763	207,311,973	216,007,582	225,148,208	196,545,223
第1号被保険者負担分相当額(a) (A+B)×23%	1,929,898,815	629,518,472	643,625,192	656,755,151	780,067,957
調整交付金相当額(b)	409,321,877	133,404,231	136,510,801	139,406,845	145,428,645
調整交付金見込額(c)	594,081,000	193,169,000	198,214,000	202,698,000	324,346,000
準備基金取崩額等(d)	265,000,000				
保険料収納必要額(e) a+b-c-d	1,466,651,691				602,219,655
予定保険料収納率(f)	99.20%				99.20%
所得段階別加入割合補正後 被保険者数(g)	21,243	7,154	7,089	7,000	5,941
保険料の基準額(年額)(h) (e)÷(f)÷(g)	69,600				102,180
保険料の基準額(月額)	5,800				8,515

[※]端数調整の関係上、合計が合わないことがある。

[※]調整交付金:第1号被保険者のうち75歳以上である人の割合(後期高齢者加入割合)及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付されるもの。

[※]準備基金:市町村において第1号被保険者保険料の余剰金を積み立てておくための基金。

◆第1号被保険者保険料(令和6年度~令和8年度)◆

	住民税				基準に													
段階	世帯	本人		対象者	対する割合	月額(円)												
第1段階					護受給者 祉年金受給者	0.455	2,639											
73 1 72 76	非課稅		課税	80 万円以下	0.400	2,000												
第2段階	税	非 課 税	金収入	120 万円以下	0.685	3,973												
第3段階		税	と 合 計 所	120 万円超え	0.69	4,002												
第4段階			課税年金収入と合計所得金額の合計	80 万円以下	0.9	5,220												
第5段階												合 計	80 万円超え	1.0	5,800			
第6段階		課税	課税		課			120 万円未満	1.2	6,960								
第7段階							課	課	課	課	課:					120 万円以上 210 万円未満	1.3	7,540
第8段階	課稅														210 万円以上 320 万円未満	1.5	8,700	
第9段階	税												合計所	320 万円以上 420 万円未満	1.7	9,860		
第 10 段階					計所得金額	420 万円以上 520 万円未満	1.9	11,020										
第 11 段階							520 万円以上 620 万円未満	2.1	12,180									
第 12 段階				620 万円以上 720 万円未満	2.3	13,340												
第 13 段階				720 万円以上	2.4	13,920												

6 介護保険サービスの質の確保と適正化

(1)介護保険サービスの質の確保と適正化

介護保険制度は、公費と保険料を財源として運営され、介護や支援を必要とする高齢者を社会全体で支える制度です。このため、介護サービス事業所による不適切な請求や利用者の状態に合わないサービス利用について厳正に対処し、制度の適正な運営に努めます。

①介護認定審査の適正化

介護認定審査会は、要介護認定の申請者に対してのコンピュータによる一次判定結果に基づき、認定調査の特記事項や主治医意見書の内容を踏まえた二次判定を行い、要介護等状態区分を確定させる機関です。介護認定審査会の委員は、医師・歯科医師・看護師・保健師・理学療法士・福祉関係者などから構成されており、定期的な認定審査を行っています。今後も公平公正な要介護認定を確保するために、定期的な研修会を実施していくことが必要です。

②介護給付の適正化

介護給付の適正化を図ることは、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、介護保険制度の信頼感を高めることになります。介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。国の第6期介護給付適正化計画に基づき、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③医療情報との突合・縦覧点検の主要3事業を柱として、介護給付の適正化を推進していきます。

③サービスの質の向上

介護サービスは「人が支えるサービス」であり、「サービスの質の確保・向上」のためには、介護サービスを支える人材の資質の向上が不可欠です。定期的に介護従事者に対する研修等の 多様な学びの機会を提供し、資質の向上につなげます。

④相談体制·苦情相談窓口

現在、介護保険についての相談窓口は、地域包括支援センターと町の保険福祉課にて行っています。今後は、利用者がいつでも気軽に相談できるような仕組みづくりに向けて、民生委員児 童委員や関係機関との連携を図ります。

⑤サービス内容の適切な情報提供

高齢者が、必要なサービスを自ら選択・決定できるよう、介護保険についてのサービスの内容に関する客観的情報の提供に努めます。

【介護給付適正化計画】

介護保険法の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされています。

本町では、これまでの取り組みや指針の内容を踏まえ、主要3事業を中心とした適正化に関する取り組みと目標を以下のとおりとし、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図ります。

■介護給付等に要する費用の適正化への取り組みと目標

①要介護認定の適正化	目標値(点検率)				
()安川 設応との過止化	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
認定調査は全件直営調査員で行い、遠隔地等で委託したときは直営調査員による記載内容確認を行う。	100%	100%	100%		
認定調査票と主治医意見書の相互に矛盾がないか全件調査を行う。	100%	100%	100%		

②ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査	目標値(点検率)		極)
② フラブンの点検、住宅以修の点検、抽性用具期代・負子調査	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプランが適正に作成されているか事業所毎に点検する。 国民健康保険団体連合会により提供があった資料を基に、全件 調査を行う。また、ケアプラン内容に疑義がある場合、事業者と ケアプラン点検を行う。	100%	100%	100%
住宅改修等の申請時において、訪問調査票や主治医意見書の 内容から利用者の状態を把握し、住宅改修等の必要性の検討や見 積書の点検を実施する。また、必要に応じて現地確認する。	100%	100%	100%

③医療情報との突合・縦覧点検	目標値(実施率)		
② 医療情報との大口・鞭見点性	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムで突合リストに出力されたもののうち、医療保険の入院と介護保険サービスが重複請求されている疑義が生じた事業所に対して確認する。	100%	100%	100%
国保連介護給付適正化システムを活用して、複数のサービス を利用し、その合計日数が月当たりのサービス受給日数を超え る場合ケアプラン点検を実施する。	100%	100%	100%

第6章 障がい福祉サービス等の見込み量と目標の設定

1 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業の利用やグループホームあるいは一般住宅等へ移行する人の数を見込み、そのうえで、令和8年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとされています。

①国の目標設定の考え方

項目	内容
地拉孜仁老粉	令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移
│地域移行者数 │	行することを基本とする。
佐記1氏字粉の割ば	令和 8 年度末の施設入所者数を令和 4 年度末時点の施設入
施設入所者数の削減 	所者数から 5%以上削減することを基本とする。

②本町の考え方と目標

地域移行者数を国の考え方に基づき、本町の実情を考慮したうえで 2 人とします。また、施設入所者数の削減についても、国の考え方に基づき、本町の実情を考慮したうえで削減数を 2 人と設定します。

項目	令和8年度目標値
令和 4 年度末の入所者数	28 人
令和8年度末の入所者数	26 人
削減見込	2 人
地域移行者数	2 人

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、精神障がい者の精神 病床からの退院の促進を図ることとし、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地 域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床におけ る早期退院率に関する目標値を設定することとされています。

①国の目標設定の考え方

項目	内容
精神障がい者の退院 後1年以内の地域に おける平均生活日数	精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における 生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
精神病床における 1 年以上長期入院患者 数	令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期 入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の 1年以上長期入院患者数を、国の推計値を用いて目標値を設定 する。
精神病床における 早期退院率	入院後3か月時点の退院率、入院後6か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率に関する令和8年度における目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、入院後3か月時点の退院率を68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とすることを基本とする。

②本町の考え方

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築については、県が目標値を設定する項目のため、本町独自の目標値設定は行いません。しかし、県の目標値を基本とし、本町においても入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進に取り組みます。

③本町における関連する活動指標

項目	見込値		
填 口	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の 開催回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	26 人	26 人	26 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

各市町村や各圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとされているほか、強度行動障がいを有する人のニーズを把握するとともに、支援できる体制を構築することとされています。

① 国の目標設定の考え方

項目	内容
地域生活支援拠点	令和8年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の
	地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1
等の充実 	回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
強度行動障がいを	強度行動障がいを有する人に関し、各市町村または各圏域に
有する人への支援	おいて支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本
体制の整備	とする。

②本町の考え方と目標

地域生活支援拠点については、令和8年度末までに町内で1箇所以上の設置に向けて取り組んでいくこととします。

強度行動障がいを有する人への支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点や自立支援 協議会等で検討を行います。

③本町における関連する活動指標

福日	見込値		
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
コーディネーターの配置人数	圏域1人	圏域1人	圏域1人
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた 支援の実績等を踏まえた検証及び検討の有無	有	有	有

(4)福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人や一般就労の実績がある事業所の割合の目標値を設定することとされています。また、障がいのある人の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとされています。

①国の目標設定の考え方

項目	内容
一般就労への移行者数	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上が、就労移
川又小儿刀 10719111日 致	行支援事業等を利用して一般就労へ移行することを基本とする。
ア. 就労移行支援	令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とするこ
事業	とを基本とする。
イ. 就労継続支援	令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.29 倍以上とするこ
A型事業	とを基本とする。
ウ. 就労継続支援	令和 3 年度の一般就労への移行実績の 1.28 倍以上とするこ
B型事業	とを基本とする。
工. 就労移行支援事	一般就労へ移行した人の割合が 5 割以上の事業所を全体の
業所の割合	5 割以上とすることを基本とする。
就労定着支援事業所	令和 3 年度の就労定着支援の利用実績の 1.41 倍以上とする
利用者数	ことを基本とする。
就労定着率の高い就	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業
労定着支援事業所の	就方に有又接事業所のうら、就方に有学が / 割以工の事業 所を全体の 25.0%以上とすることを基本とする。
割合	川で王仲の 20.0%以工とすることを基本とする。

②本町の考え方と目標

国の考え方に基づき、本町の実情を踏まえたうえで目標値を以下のとおり設定します。

項目	令和8年度目標値
一般就労への移行者数	6 人
ア. 就労移行支援事業	3 人
イ. 就労継続支援 A 型事業	2 人
ウ. 就労継続支援 B 型事業	1人
エ. 就労移行支援事業所の割合	50%
就労定着支援事業所利用者数	6 人
就労定着率の高い就労定着支援事業所の割合	25%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がいのある児童やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることができるよう、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所でサービスを提供するための地域における支援体制を整備する目標を定めることとされています。

①国の目標設定の考え方

項目	内容
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各 市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置す
九主元廷又版にファーの改造	ることを基本とする。
 保育所等訪問支援を利用できる	令和8年度末までに、各市町村において、保育所
体制の確保	等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本
LT. (D.) ON HE IN	とする。
 主に重症心身障がい児を支援す	令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を
る児童発達支援事業所及び放課	支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイ
後等デイサービス事業所の確保	サービス事業所を各市町村または各圏域に少なく
及守 バッ こハ事未がの 唯体	とも1箇所以上確保することを基本とする。
	令和 8 年度末までに、各市町村または各圏域に
医療的ケア児支援のための関係	おいて、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の
機関の協議の場の設置	関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける
及びコーディネーターの配置	とともに、医療的ケア児等に関するコーディネーター
	を配置することを基本とする。

②本町の考え方と目標

児童発達支援センターについては圏域において 4 箇所、保育所等訪問支援事業所は 7 箇所整備されており、今後もサービスを必要とする児童に対して適切な支援が行えるようサービス提供体制の充実を図ります。特に、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす児童発達支援センターは、町内に 1 箇所以上の整備を図ります。

重症心身障がい児を支援する事業所については、児童発達支援事業所、放課後等ディサービスともに、圏域で3箇所(町内に1箇所)設置済みとなっています。

圏域において協議を行い、令和8年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るため協議の場を設置します。また、医療的ケア児支援に関するコーディネーターについては令和8年度までに1人の配置を目指します。

項目	令和 8 年度 目標値
児童発達支援センターの設置	町内1箇所
保育所等訪問支援の実施	実施
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所確保	町内1箇所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	町内1箇所

③本町における関連する活動指標

項目	見込値		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和8年度
医療的ケア児支援のための関係機関の	圏域1箇所	圏域1箇所	圏域1箇所
協議の場の設置	国 级「国加		国场 I 国加
医療的ケア児等に対する関連分野を調	圏域1人	町内1人	町内1人
整するコーディネーターの配置人数			

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村または各圏域において、基幹相談支援センターあるいはそれに準ずる、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することとされています。

①国の目標設定の考え方

項目	内容
	令和 8 年度末までに、各市町村または各圏域にお
	いて、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強
相談支援体制の充実・強化等	化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づく
	りの役割を担う基幹相談支援センターを設置すること
	を基本とする。

②本町の考え方と目標

基幹相談支援センターについては、現在のところ町内において設置されていないため、令和 8 年度末までの設置に向けて検討を行うとともに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善に取り組みます。

③本町における関連する活動指標

項目	見込値			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	令和 6 年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センターの設置	0 箇所	0 箇所	1 箇所	
主任相談支援専門員の配置人数	1人	1人	1人	
地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	1 🗇	1 🗇	1 🗇	
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	1 🗇	1 回	1 回	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 🗇	1 回	1 回	
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2 回	2 回	2 回	
協議会への参加事業所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	
協議会の専門部会の設置	1 部会	2 部会	2 部会	
専門部会の開催回数	6 回	9 回	9 回	

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加や、請求の過誤を無くすための取り組み等、適正な運営を行っている事業所を確保するための取り組みを実施する体制を構築することとされています。

①国の目標設定の考え方

項目	内容
	令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の
障がい福祉サービス等の質の向上	質を向上させるための取り組みに関する事項を実
	施する体制を確保することを基本とする。

②本町の考え方と目標

自立支援協議会において利用者が求める障がい福祉サービスの現状、課題及び提供体制の情報共有を行い、適切な障がい福祉サービスの提供に努めます。

③本町における関連する活動指標

項目	見込値				
境 口	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
各種研修への職員の参加	1 人/年	1 人/年	1 人/年		
障がい者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有体制の有無	無	有	有		
障がい者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有回数	0 回/年	1 回/年	1 回/年		
指導監査結果の関係市町村との共有体 制の有無	無	無	無		
指導監査結果の関係市町村との共有回 数	0 🛭	0 🛭	0 🛭		

2 障がい福祉サービスの見込み量

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

ヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

中体に大力性	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	25	24	26	29	32
利用時間(時間/月)	308	302	351	407	472

②重度訪問介護

ヘルパーが居宅を訪問し、重度の肢体不自由者等で常時介護を要する障がいのある人に、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を総合的に行うサービスです。

安练 L 士 白 州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
利用時間(時間/月)	161	157	154	151	149

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、ヘルパーが同行し、移動に必要な情報を 提供するともに、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

中体に大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	3	3	3	3	3
利用時間(時間/月)	45	46	48	51	54

4)行動援護

知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対して、ヘルパーが行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。近隣に事業所がなく、本町の利用実績がないため、事業量見込は0とします。

中建し七白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0

⑤重度障がい者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。近隣に事業所がなく、本町の利用実績がないため、事業量見込は0とします。

中体に大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常時介護が必要である障がい者に対して、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

中体に大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	50	49	49	49	48
利用日数(人日/月)	1,054	1,001	989	976	964

②自立訓練(機能訓練)

地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人等を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

中建して白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	1	1	1	1
利用日数(人日/月)	0	22	22	22	22

③自立訓練(生活訓練)

地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

中结し大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	5	4	5	5	5
利用日数(人日/月)	87	80	84	88	91

4就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	_	_	_	7	14
利用日数(人日/月)	_	_	_	7	14

⑤就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または 在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練 や、求職活動に関する支援等を行うサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	2	4	4	4	4
利用日数(人日/月)	44	71	71	71	71

⑥就労継続支援(A型)

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	35	37	37	37	37
利用日数(人日/月)	728	728	728	728	728

⑦就労継続支援(B型)

年齢や体力の面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援A型を利用することが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに、必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度 令和7年度 令和8年		
利用者数(人/月)	89	91	102	116	131
利用日数(人日/月)	1,760	1,794	1,868	2,105	2,372

⑧就労定着支援

就労に向けた一定の支援を受けて一般就労に移行した障がい者について、就労の継続を図るため、就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	1	0	1	3	6

⑨療養介護

医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、 看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の支援を行うサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	3	3	3	3	3

⑩短期入所(福祉型・医療型)

居宅で介助(介護)する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績と方向性		実績	実績見込み		見込み	
夫領	乙 方 円 注	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	利用者数(人/月)	6	7	7	7	7
翋 型	利用日数(人日/月)	36	46	52	59	66
医療型	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
型	利用日数(人日/月)	0	0	0	0	0

(3)居住系サービス

①自立生活援助

入所施設やグループホーム等から一人暮らしへ移行した障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により、生活上の問題を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行うサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	1	1	1	1

②共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人が、地域において自立した日常生活を営むために共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	48	51	51	51	52

③施設入所支援

生活介護、自立訓練及び就労移行支援等のサービスを受ける人に日中活動とあわせて、入所施設において、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	28	28	28	27	26

(4)相談支援

(1)計画相談支援

障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	195	202	209	216	223

②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	0	0	1	1	1

③地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

中体に大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	0	0	1	1	1

3 障がい児福祉サービスの見込み量

(1) 障がい児通所支援

①児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、 障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ の適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設 の援助等にも対応します。

中体に大力性	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	17	12	12	12	12
利用日数(人日/月)	213	133	133	133	133

②医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

中体に大力性	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	1	1	1
利用日数(人日/月)	0	0	1	1	1

③居宅訪問型児童発達支援

障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がいのある子どもに対して、発達支援が提供できるよう、障がいのある子どもの居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
夫根C刀円性 	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	1	1	1
利用日数(人日/月)	0	0	1	1	1

④放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等をすることにより、学校教育と相まって障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

中建し士白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	51	57	57	57	57
利用日数(人日/月)	828	808	808	808	808

5保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がいのある子ども、または今後利用する予定の障がいのある子どもが、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行うサービスです。

中体に大白州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	2	2	2
利用日数(人日/月)	0	0	4	4	4

(2)相談支援

①障がい児相談支援(障がい児支援利用援助・継続障がい児支援利用援助)

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障がい児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障がい児支援利用計画を作成するサービスです。

中结七十白州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/年)	77	81	81	81	81

4 地域生活支援事業の見込み量

(1)必須事業

①理解促進研修·啓発事業

地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行う事業です。障がい者等が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去し、障がい者等の理解を深めるため、主に広報活動を通じて地域住民への働きかけを強化します。特定の住民だけではなく、多くの住民が事業に関心を持つためにも、誰もが参加しやすいイベント等を開催し、障がい者理解の充実に努めます。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
夫棋とかり注	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等)に対して支援を行う事業です。前計画期間中の実績はありませんが、障がい者やその家族がお互いの悩みを共有し、情報交換できる交流会等の実施を検討します。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	無	無	有

③相談支援事業							
	障がいの	ある人やその乳	家族等の保健	福祉に対する	相談に応じ、		
	障がい福祉	サービスなどの	の必要な情報の	の提供と利用の	の援助、専門		
	サービス提信	烘機関の紹介	を行うとともに	、虐待の防止	や早期発見		
	のため関係機関と連絡・調整し、障がいのある人等の権利擁護の						
	ために必要な援助を行う事業です。						
相談支援事業	障がい福	祉サービス等:	利用計画につ	いての相談及	び作成等の		
	支援ができる	る指定特定相	談支援事業所	、指定障がい	児相談支援		
	事業所は4億	事業所は4箇所、障がいのある人の福祉に関する様々な問題につ					
	いて相談できる事業所は2箇所あり、今後も利用者の二一ズに応じ						
	たケアマネジ	ジメントが行える	る人材育成と	支援体制を整	備していきま		
	す。						
	相談支援	事業をはじめる	とする地域の際	章がい福祉に	関するシステ		
	ムづくりにお	いて、中核的な	な役割を果たす	す定期的な協	議の場です。		
地域自立支援協議会	本町では、苅	آ田町と共同で	ぶい京都郡地域	或自立支援協	議会」を設置		
	しており、今	後も障がい福	祉に関するシ	ステムづくりの	中核として、		
	機能の充実を	を図ります。					
中建し十九州	実績	実績見込み		見込み			
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和6年度	令和6年度		
相談支援事業(箇所)	4	4	4	4	4		
地域自立支援協議会(箇所)	1	1	1	1	1		

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見 人等の報酬等の全部または一部を補助する事業です。利用希望に対応できるサービス提供体 制を整えるとともに、事業の周知を図ります。

実績と方向性	実績	実績見込み		見込み	
夫棋とかり注	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用	_	_			
支援事業利用件数(件/年)	!	I	3	3	3

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図る事業です。前計画期間中の利用実績はありませんでしたが、利用希望に対応できるサービス提供体制を整えるとともに、事業の周知を図ります。

宝徳し古向州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見					4
支援事業申立件数(件/年)	0	0	0	0	1

⑥意思疎通支援事業						
	聴覚障がし	*者が公的機関	等に赴くときな	どで円滑な意見	思の疎通が困	
	難な場合に、手話通訳者を派遣する事業です。本町では、「京築手話が					
手話通訳者派遣事業	会」に事業を委託しています。					
	今後も希望者への派遣が行えるよう、事業を周知し、サービスの利					
	支援を図ります。					
	聴覚障がい者が公的機関等に赴くときなどで円滑な意思の疎通が					
亚 44年71老次决束类	難な場合に、要約筆記者を派遣する事業です。					
要約筆記者派遣事業 	令和 5 年 6 月に利用が 1 件あり、今後も利用ニーズに合わせたサー					
	ビス提供に努	めます。				
宇建し士白州	実績	実績見込み		見込み		
実績と方向性	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
手話通訳者派遣事業	17	17	17	17	17	
実利用件数(件/年)	17	17	17	17	17	
要約筆記者派遣事業	0	1	3	3	3	
実利用件数(件/年)			ა ა	<u></u>	ე ა	

⑦手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成事業

聴覚障がい者または音声・言語機能障がい者が、その他の人との社会生活上の意思疎通を 円滑にするため、意思伝達の手段として手話奉仕員や要約筆記奉仕員の養成を行う事業です。 前計画期間中の実績はありませんが、今後は手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成のためにも 講座の開催を検討します。

実績と方向性	実績	実績見込み	見込み		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	無	無	有	有	有

8日常生活用具給付等事業

介護·訓練支援用具

自立生活支援用具

在宅療養等支援用具

情報,意思疎通支援用具

排泄管理支援用具

居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)

在宅の障がいのある人などの日常生活を容易にするため、障がいに応じた用具(各種目の対象要件に該当する人を対象)として、①介護・訓練支援用具(特殊寝台、特殊マットなど)、②自立生活支援用具(入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置など)、③在宅療養等支援用具(電気式たん吸引機、視覚障がい者用体温計など)、④情報・意思疎通支援用具(点字器、人工咽頭など)、⑤排泄管理支援用具(ストマ装具など)、⑥居宅生活動作補助用具(移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの)の給付を行う事業です。なお、本町では、18歳未満で聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する事業である軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業を実施しています。

中様に大点性	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護·訓練支援用具 (件/年)	1	1	3	3	3
自立生活支援用具 (件/年)	1	1	3	3	3
在宅療養等支援用具 (件/年)	2	3	5	5	5
情報·意思疎通支援用具 (件/年)	5	5	5	5	5
排泄管理支援用具 (件/年)	345	333	400	400	400
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)(件/年)	0	0	2	2	2

9移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的として、ヘルパーが外出時に付き添い、外出先での介護やコミュニケーション支援を行うサービスです。前計画期間中の実績は、見込みを大きく上回って推移しており、利用者ニーズに対応できるサービス供給体制の整備に努めます。

宝徳し古向州	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託事業所数(箇所)	6	6	6	6	6
実利用者数(人/月)	8	8	8	9	9
延べ利用時間数(時間/年)	612	600	600	675	675

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センター I 型は、相談事業を実施することや専門職員を配置することにより、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を実施するサービスです。

地域活動支援センターⅡ型は、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練・社会適応訓練・入浴等を提供するサービスです。地域活動支援センターⅢ型は、地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護を行うサービスです。現在、行橋市内にある「地域活動支援センター美夜古」でⅢ型事業を行っていますが、今後も地域活動支援センターの機能を充実し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

中体に大白州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
I 型実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0
Ⅱ型実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0
Ⅲ型実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援する事業です。

中体に大力性	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
委託事業所数(箇所)	6	6	6	6	6
実利用者数(人/年)	5	5	5	5	5
利用回数(回/年)	375	300	300	300	350

②身体障がい者自動車改造助成事業

身体障がい者の社会参加の促進を目的として、本人が運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

字集にナウ州	実績	実績見込み	見込み		
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者件数(件/年)	0	0	1	1	1

③更生訓練費給付事業

就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している人に対して、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

中体に大力性	実績	実績見込み		見込み	
実績と方向性	令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	0	0	1	1	1

第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 町全体での連携の強化

この計画に基づく施策を推進するためには、住民、地域の関係団体、社会福祉協議会、 行政の福祉分野のみならず様々な分野が、計画で位置づけられたそれぞれの役割を認識 し、横断的な連携・協力をすることが必要です。また、町行政においては、住民の福祉の向 上を目指して福祉施策を総合的・全庁的に推進する責務があります。

みやこ町では、関係機関・団体等との役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、関係各課とも連携を図ることで、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

(2) 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、町内における社会福祉事業やその他の社会福祉を目的とする事業の増進、社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に活動しており、地域福祉のコーディネーターとして様々な事業を行っています。

町と社会福祉協議会が果たすべき役割を相互に理解し、これまで以上に連携を強化することで、住民意識の啓発や地域での取り組みの支援を行います。

(3) 計画の点検・評価

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、PDCAサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

また、本計画は地域の多様な二一ズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を 把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

そして、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報紙やホームページ等を活用して、住民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

資料編

1 みやこ町 生きる支援関連施策一覧

	事業名	担当課
	事業内容	担当味
	【検診事業】	
1	検診(健診)の機会を利用し、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要	 子育で・健康支援課
·	な場合には専門機関による支援につなぐことで、自殺リスク者の早期発見・] 日 () () () () () () () () () () () () ()
	早期対応に努めます。	
	【歯科検診事業】	
2	子どもに対する歯科検診は、家庭の生活状況や抱える問題等を把握する貴	 子育て・健康支援課
_	重な機会となり得ます。貧困家庭への支援や虐待防止等の各種施策と連動] 月 () (建脉又)及床
	させつつ、子育ての悩みやストレスを原因とする自殺の防止につなげます。	
	【休日夜間急患センター負担金】	
	通常時間外で応急処置が必要な方の中には、精神疾患の急激な悪化や家	
3	族の暴力等、自殺リスクに係わる問題を抱えているケースもあることが想定	子育で・健康支援課
	されます。必要な場合は支援先につなぐ等、休日夜間急患センターにおける	
	診療と自殺リスクの実態把握に努めます。	
	【地域保健活動】	
	地域全体の健康のレベルアップを図るために、町民との連絡会の開催や地	フタイ 焼肉土塩細
4	域保健活動ボランティア合同研修会を開催するなど、地域組織との連携を	子育て・健康支援課
	図りながら地域保健活動を推進します。	
	【身体の病気に関する悩みに対する支援】	
5	生活習慣病、難病、がん、認知症といった健康問題の背景にうつ病などの	 子育て・健康支援課
5	精神疾患が隠れている場合があることから、地域の医療機関やその他の関	丁月 (*)姓康又版林
	係機関と連携し、身体面・経済面などの不安感の軽減を図ります。	
	【不妊治療費助成・不育症医療費助成】	
6	子どものできない夫婦がストレスからの精神的不安定になりやすい状況で	子育で・健康支援課
	問題を抱えている場合には、必要な支援先につなぎます。	
	【障がい児発達支援事業】	
	障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から、保護者自身	
7	が疲弊し自殺リスクを抱える可能性もあります。対応職員が、家族の状況把	子育で・健康支援課
	握の際に自殺対策の視点を持ち、問題を抱えている場合には適切な窓口へ	
	つなぎます。	
	【障害者福祉手当支給事務•特別障害者手当等支給事務】	
8	手当の支給対象となる町民の中に自殺リスクの高い方がいた場合には、専	子育で・健康支援課
	門機関への紹介を行います。	

	【権利擁護の仕組みづくり】	
	判断能力に不安を抱える方の中には、精神疾患や知的障がい等を有し、自	フナー Mrt + 1533
9	殺リスクが高い方も含まれる可能性があります。	子育て・健康支援課
	事業の中で、当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い方の情	
	報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得ます。	
	【精神障がい者医療費助成】	
	精神障害者保健福祉手帳所持者で、一定の条件に該当する方の保険診療	
10	による入・通院医療費自己負担額を助成します。	子育て・健康支援課
	窓口での申請時に当事者や家族等との対面で対応する機会を活用すること	
	で、問題の早期発見、早期対応への接点になり得ます。	
	【健康教育】	
	保健師や管理栄養士等に対して自殺対策に関する研修を実施することで、	
11	住民の異変に気づき、必要時には適切な専門機関へつなぐ等、保健師や管	子育で・健康支援課
	理栄養士が地域のゲートキーパーとしての役割を担うことで、自殺の防止に	
	つなげます。	
	【母子保健事業】	
10	保健師や助産師等を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研	マカイ 焼床土塩無
12	修を実施することで、本人や家族との接触時に状態を把握し、問題があれ	子育で・健康支援課
	ば専門機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ります。	
	【障がい者相談支援事業】	
	各種障がいを抱えて地域で生活している人は、生活上の様々な困難に直面	
	する中で、自殺のリスクが高まる場合もあります。	
13	相談員を対象にゲートキーパー研修を行うことで、そうした方々の状況を察	子育で・健康支援課
	知・把握するうえでの視点を身につけてもらい、必要な場合には適切な支援	
	先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役の役割を担うことで、自殺の予	
	防につなげます。	
	7.TE 47.17.14. 对多士业】	
	【理解促進研修・啓発事業】	
	<u>は理解促進研修・啓発事業</u> 地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや	
14		子育で・健康支援課
14	地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや	子育で・健康支援課
14	地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。研修において自殺対策の	子育で・健康支援課
14	地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや 教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。研修において自殺対策の 視点を取り入れるほか、パンフレット配布時に自殺対策の啓発として、各種	子育で・健康支援課
	地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。研修において自殺対策の視点を取り入れるほか、パンフレット配布時に自殺対策の啓発として、各種事業・支援に関する情報も合わせて提供します。	
14	地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。研修において自殺対策の視点を取り入れるほか、パンフレット配布時に自殺対策の啓発として、各種事業・支援に関する情報も合わせて提供します。 【うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業の強化】	子育で・健康支援課
	地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。研修において自殺対策の視点を取り入れるほか、パンフレット配布時に自殺対策の啓発として、各種事業・支援に関する情報も合わせて提供します。 【うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業の強化】 働き盛り世代を主な対象とする、町の広報等を利用した、うつや睡眠障が	
	地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。研修において自殺対策の視点を取り入れるほか、パンフレット配布時に自殺対策の啓発として、各種事業・支援に関する情報も合わせて提供します。 【うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業の強化】 働き盛り世代を主な対象とする、町の広報等を利用した、うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業により、こころの健康リスクの早期発見を	
	地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。研修において自殺対策の視点を取り入れるほか、パンフレット配布時に自殺対策の啓発として、各種事業・支援に関する情報も合わせて提供します。 【うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業の強化】 働き盛り世代を主な対象とする、町の広報等を利用した、うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業により、こころの健康リスクの早期発見を進めます。	
15	地域住民に対して、障がい者の理解を深めるための研修や啓発(イベントや教室の開催、パンフレットの配布等)を行います。研修において自殺対策の視点を取り入れるほか、パンフレット配布時に自殺対策の啓発として、各種事業・支援に関する情報も合わせて提供します。 【うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業の強化】 働き盛り世代を主な対象とする、町の広報等を利用した、うつや睡眠障がい、飲酒リスク等に係る啓発事業により、こころの健康リスクの早期発見を進めます。 【町立診療所施設整備事業・へき地診療所運営事業・へき地患者輸送車運行事業】	子育で・健康支援課

	【保健師による家庭訪問・健康相談】	
17	乳幼児から高齢者まですべての町民を対象に、健康な生活の維持・増進の	子育で・健康支援課
	ため、家庭訪問や健康相談等の生活支援を行います。	
	【地域・家庭・職場における健康づくりの推進】	
18	地域・家庭・職場における健康活動を支援し、地域・家庭・職場における健康	子育で・健康支援課
	づくりを推進します。	
	【妊産婦への支援の充実】	
	妊娠届時等に把握した特定妊婦(出産後の子の養育について出産前に支	
19	援を行うことが特に必要と認められる妊婦)等に対し、支援検討会を実施し、	 子育で・健康支援課
19	支援計画に基づく支援を行います。医療機関等からの情報提供等により、	丁月で健康又接味
	精神疾患の既住がある、不安が強いと思われる妊産婦等を把握し、早期か	
	らの支援を行います。	
	【乳幼児健康診査未受診者フォローアップ】	
	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査	
	未受診者に対して、訪問(家庭・保育所等)を実施し、受診勧奨するととも	
20	に、養育に関する相談に応じます。また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ	子育で・健康支援課
	管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。さらに、未受診者のフォロ	
	一に関して、課内や児童相談所などの関係機関と連携し、養育支援を特に	
	必要とする家庭の把握に努めます。	
	【スポーツや健康・体力づくり活動の推進】	
21	各種運動やスポーツ事業等を推進し、心身の健康づくりや生きがいにつな	子育で・健康支援課
	げます。	
	【地域子育て支援拠点事業】	
22	就学前までの児童を持つ親の子育て相談を行い、必要な場合には専門機関に	子育で・健康支援課
	よる支援につなぐことで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	
	【保育所運営事業・時間外保育(延長保育)・	
	病児・病後児保育事業・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)】	
23	保育士、放課後児童クラブ員、医療機関職員等、様々な児童福祉の担い手	子育で・健康支援課
	を対象に、ゲートキーパー研修を行うことによって、自殺対策を支える人材	
	育成を推進します。	
	【乳児家庭全戸訪問事業】	
24	生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する	 子育で・健康支援課
27	情報提供や養育環境等の把握を行います。必要な場合には専門機関によ] 自《庭原文版》
	る支援につなぐことで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。	
	【養育支援訪問事業】	
25	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助	子育で・健康支援課
	言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。	

	【健診事業】	
	検診、健診の機会を利用し、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要	
26	な場合には専門機関による支援につなぐことで、自殺リスク者の早期発見・	保険福祉課
	早期対応に努めます。	
	【避難行動要支援者の避難支援体制の整備】	
	「避難行動要支援者名簿」を民生委員・児童委員等の活動を通して、住民に	
27	広く知ってもらい、災害時に支援を必要とする人の把握を進めるとともに、支	保険福祉課
	援が必要な人に対して災害時にスムーズに避難誘導が行える体制づくりを	
	行います。	
	【高額療養費の支給申請】	
	医療費の自己負担額が高額になる場合、家計の負担を軽減するために、一	
28	定の金額(自己負担限度額)を超えた分が払い戻されます。申請の手続き	保険福祉課
	の際に、家族の健康状態、経済状況を聞くことが可能なことから、必要に応	
	じてさまざまな支援機関につなげる等、支援への接点となり得ます。	
	【養育医療費助成】	
29	未熟児を産んだ親への支援として負担や不安感の軽減に寄与し得ます。ま	/只 [仝 行 九 钿
29	た、申請時に保護者が悩みを抱えている等の問題に気づき、支援につなぐ	保険福祉課
	等の対応が可能となり、接点となり得ます。	
	【子ども医療費助成】	
30	子育て中の親への支援として経済的な負担軽減に寄与し得ます。保護者と	保険福祉課
30	対面で応対する機会があれば、問題の早期発見・早期対応への接点となり	水灰油 亚赤
	得ます。	
	【福祉教育•福祉体験活動】	
31	福祉教育・福祉体験活動の推進を図り、福祉に対する意識を醸成するととも	社会福祉協議会
	に、学んだ福祉力を地域に還元し、福祉人材の育成に努めます。	
	【介護予防・日常生活支援総合事業 包括的支援事業 生活支援コーディネーター	
	の配置・協議体の検討 認知症サポーター養成講座 認知症地域支援推進員の配	
-	置 認知症初期集中支援推進事業 生活支援ホームヘルプサービス事業】	
32	地域包括支援センター職員や社会福祉協議会、サービス事業者、住民ボラ	保険福祉課
	ンティア、NPO、民間団体、生活支援コーディネーター、民生委員等、様々	
	な地域高齢者福祉の担い手を対象に、ゲートキーパー研修を行うことによっ	
	て、自殺対策を支える人材育成を推進します。	
	【地域ケア会議の推進生活支援コーディネーターの配置・協議体の検討(再掲) 行方不	
-	明者のための SOS ネットワーク事業 在宅医療連携にかかる施策の検討の推進】	
33	各種関係者会議、協議体において、高齢者の自殺実態や抱え込みがちな	保険福祉課
33	課題、虐待や介護と自殺との関係性等につき情報共有することで、高齢者	
	向けの自殺対策について理解を深めてもらい、関係者による取組の推進を	
	図ります。	

	【敬老会開催事業】		
34	高齢者が集える機会を設けることで、高齢者の状況を定期的に把握し、異	保険福祉課	
34	変があれば必要な支援策や専門機関につなぐ等、自殺リスク者の早期発	不以田址环	
	見・早期対応に努めます。		
	【老人クラブ連合会助成事業】		
35	会議や研修会で自殺問題に関する資料の配布を行い、住民の自殺問題に	保険福祉課	
	対する理解促進を図ります。		
36	【高齢者労働能力活用事業】	保険福祉課	
30	高齢者の就労を促進し、高齢者の生きがいづくりにつなげます。	体製価性味	
	【地域包括支援センター運営事業】		
	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営		
37	協議会やケア会議等で共有することで、自殺対策も念頭に置きつつ、高齢	保険福祉課	
	者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動		
	を図ります。		
	【福祉タクシー利用券交付事業】		
38	高齢者の行動範囲を拡大し、社会参加の促進を図る事で、高齢者の生きが	保険福祉課	
	いづくりにつなげます。		
	【緊急通報システム事業】		
39	通報システムの設置を通じて、連絡手段を確保し、状態把握に努めるととも	保険福祉課	
	に、必要時には他の機関につなぐ等の対応をするなど、支援への接点として		
	活用することで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。		
	【自立支援事業】		
	介護家族は、その負担の大きさが原因で自殺してしまうケースが少なくありま		
40	せん。介護家族の相談体制を充実させることで、異変があれば必要な支援策	保険福祉課	
40	や専門機関につなぐ等、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。ま	水灰油 症床	
	た、「家族介護慰労金支給事業」を推進することで、介護家族の経済的負担を		
	軽減し、介護の悩みやストレスを原因とする自殺の防止を図ります。		
	【配食サービス事業】		
	食事の調理が困難な高齢者に対し、定期的に居宅を訪問して栄養バランス		
41	のとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行い、異変があれば	保険福祉課	
	必要な支援策や専門機関につなぐ等、自殺リスク者の早期発見・早期対応		
	に努めます。		
	【介護用品購入支給事業 生活管理指導ショートスティ事業 家族介護慰労		
42	金支給事業】	保険福祉課	
42	介護家族の負担を軽減することで、家族介護の悩みやストレスを原因とする	小!太 田 小	
	自殺の防止につなげます。		

	V 1 100 000 111 000 116 V		
43	【老人保護措置事業】		
	入所手続きの際に、当人や家族等に対し、問題状況等の聞き取りを行うこと	保険福祉課	
	で、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなぐ機会として		
	活用することで、自殺リスク者の早期発見・早期対応に努めます。		
-	【訪問理美容サービス事業】		
44	理美容サービスを行う業者にゲートキーパーに関する情報提供を行うこと	保険福祉課	
	で、理美容業者が高齢者とその家族が抱える問題等に気づき、必要に応じ	NO. THE LEW	
	て適切な窓口へつなぐ等、気づき役、つなぎ役を担えるよう支援します。		
	【世代間交流の促進】		
45	様々な世代との交流の機会をつくることで、高齢者の地域活動の場を確保	保険福祉課	
	するとともに、高齢者の生きがいづくりにつなげます。		
	【成年後見制度の周知・促進 みやこ町成年後見制度利用支援事業】		
	制度を利用しやすいように、成年後見制度の手続きや利用に伴う費用や認		
	知症高齢者などの判断力が十分でない人の権利擁護について、任意後見		
46	制度も含めて推進が図られるよう啓発に努めます。また、介護予防・日常生	保険福祉課	
	活圏域ニーズ調査により、成年後見制度に関する実態を把握するとともに、		
	今後は、弁護士会や司法書士会等専門職と連携しながら、成年後見制度の		
	利用を促進していきます。		
	【認知症カフェ】		
47	認知症の当事者やその家族だけでなく、介護従事者や認知症に関心のある	保険福祉課	
	町民が気軽に集う「認知症カフェ」において、気分転換や悩みの共有、情報	体)类田址林	
	交換ができる機会を提供します。		
	【ひとり親医療費助成】		
	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤独になりがちであるなど、自殺につ		
48	ながる問題を抱え込みやすい傾向にあります。医療費の助成時に当事者と	保険福祉課	
	の直接的な接触があれば、彼らの抱える問題の早期発見と対応への接点と		
	なり得ます。		
	【登不校児童・生徒向け相談窓ロ一覧カードの作成・配布】		
49	不登校の児童・生徒が、悩んだときや困ったときに相談できる相談先を記載	学校教育課	
	した、相談窓口一覧カードを配布し周知します。		
	【小·中学校就学援助事業】		
	就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも様々な問題		
FO	を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられます。費	う	
50	用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞き取りを行う		
	ことで、自殺リスクの早期発見と対応を推進するとともに、関係機関への情		
	報提供を行います。		

	【図書購入事業・学校図書室利用促進事業】			
E 1	学校の図書館スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強	尚·拉· 松· 李· 크		
51	化月間時に、「いのち」や「こころの健康」をテーマとした展示や関連図書の	学校教育課		
	特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ります。			
	【体力アップアドバイザー事業】			
EO	部活動の監督指導は、教員にとって少なからず負担となっている側面があり	尚·拉· 松· 东 钿		
52	ます。外部指導者と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備すること	学校教育課		
	で、教員に対する支援を強化します。			
	【児童・生徒支援講師雇用事業】			
	子どもたちの人間力を豊かに育てるため、豊かな心及び健やかな身体を育			
53	み、並びに豊かな学力を身につけることを基本目標として、きめ細かな指導	学校教育課		
	を行うため各種事業で非常勤講師の雇用を推進します。また、非常勤講師			
	を雇用することで、教職員の負担軽減を図ります。			
	【スクールソーシャルワーカー派遣事業】			
	さまざまな課題を抱えた児童生徒およびその保護者等が自殺リスクを抱え			
54	ている場合も想定されます。スクールソーシャルワーカーとその他関係機関	学校教育課		
	の連携による支援を強化することで、児童生徒およびその保護者の自殺防			
	止を図ります。			
	【児童·生徒学校給食費補助事業】			
	町立等小中学校に3人以上在籍する保護者に第3子以降の給食費の免除			
55	を行うことで、子育て世代の経済的負担を軽減し、経済的理由による自殺の	学校教育課		
33	防止につなげます。また、費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭	丁以 扶 月 环		
	状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見につなげるととも			
	に関係機関との情報提供を行います。			
	【修学奨励事業・修学奨励事業(るるか)】			
56	支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞	学校教育課		
30	き取りを行うことで、金銭面の援助に留まらず、必要な場合には専門機関に	子及教育師		
	よる支援につなげ、自殺の防止につなげます。			
57	【いじめ問題対策連絡協議会】			
	関係機関(学校、スクールカウンセラー、児童相談所、人権擁護委員会、警	学校教育課		
	察、子育て支援課、教育委員会)が連携し、いじめの防止・早期発見・対策	一大仪 仪目标		
	について協議します。			
	【子どもや保護者に関わる職種を対象としたゲートキーパー研修の実施】			
58	保育所・認定こども園、児童館、小・中学校の職員等を対象に子どもの SOS	学校教育課		
	に気づき、対応できる技術をつける研修会の実施に向けて検討を行います。			

	【臨床心理相談活用事業】			
59	いじめ問題や不登校等の専門性を必要とする教育相談など、児童生徒、保	学校教育課		
	護者、教職員等の心のケアを図るために臨床心理相談員を活用してカウン			
	セリング等を行います。			
	【教育相談事業】			
60	児童・生徒の教育や子育てに関する課題について、保護者からの相談に対	学校教育課		
	することで解決をめざします。個別のカウンセリングに加え、学校や関係諸	2 162 465 L 4 BELT		
	機関との連携を行います。			
	【SOS 相談カードの配布】			
61	すべての児童生徒に対して、無料で相談できる SOS 相談窓口カードを配布	学校教育課		
	して、リスクの回避を図ります。			
62	【情報教育事業の推進(インターネットや携帯電話等の健全な利用、ネットいじめ防止等)】	学校教育課		
52	児童生徒を対象に、情報モラル教育を推進します。	」以及日本		
	【いじめに関するアンケートの実施】			
63	各学校において、自身がいじめの被害に遭っているか、周囲でいじめが起き	学校教育課		
	ているかについてのアンケートを実施します。			
	【PTA 活動の支援・育成に関する事務】			
64	PTAの役員会において、生きる支援に関する様々な相談先の掲載されたリ	学校教育課		
	ーフレットを配布します。			
65	【教職員メンタルヘルス対策】	学 达 <u></u>		
	精神科医や産業医、保健師によるメンタルヘルス面談を実施します。	学校教育課		
6.6	【いじめ防止一斉キャンペーンの啓発】	尚 扶 朴 本钿		
66	各学校において、人権週間等に、いじめ防止に係る啓発を図ります。	学校教育課		
	【図書館資料整備事業】			
	図書館を啓発活動の拠点とし、自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際			
67	に自殺対策(生きることの包括的な支援)関連の展示やリーフレットの配布を	生涯学習課		
	行うことで、住民の自殺問題に関する理解促進や支援先の情報提供等を推			
	進します。			
	【住環境に関する苦情や相談】			
68	住環境をめぐる近隣トラブルの苦情や相談への対応において、心身の不調	住民課		
	や福祉課題を把握した場合は、関係機関などと連携して支援につなぎます。			
69	【年金相談】			
	複雑多様な各種年金制度の相談に応じる中で、生活困窮や障がいなどの	住 足钾		
บษ	悩みを抱えた人に気づき、悩みに応じた関係部署や関係機関への案内を行	住民課		
	います。			
	【防災訓練の実施・自主防災組織結成の推進】			
70	防災訓練や自主防災組織の新規結成を通して、地域住民のつながりを強化	総務課		
	し、生きやすい地域づくりにつなげます。			

【職員のストレスチェック】 全職員に対しストレスチェックを実施し、外部機関で分析してストレスの程度を把握し、ハイリスク者に対して相談を促したり、職場環境の改善を検討します。 「隣保館運営事業】 生活相談支援にあたる職員が、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応ができるよう、職員に対し各種研修会等に参加させ、自殺対策を支える人材育成を推進します。 「人権啓発】 様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 自殺対策に関するチラシを作成することで、自殺問題に関する住民の理解促進を図ります。 「人権のつどい] 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 「人権のつどい] 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を抱め事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 「人権の花運動の実施] 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 「男女共同参画推進事業 〕
把握し、ハイリスク者に対して相談を促したり、職場環境の改善を検討します。 「隣保館運営事業
【隣保館運営事業】 生活相談支援にあたる職員が、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応ができるよう、職員に対し各種研修会等に参加させ、自殺対策を支える人材育成を推進します。 【人権啓発】
生活相談支援にあたる職員が、必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応ができるよう、職員に対し各種研修会等に参加させ、自殺対策を支える人材育成を推進します。 【人権啓発】 様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。自殺対策に関するチラシを作成することで、自殺問題に関する住民の理解促進を図ります。 【人権のつどい】 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 【人権の花運動の実施】 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育班進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 総務課
ができるよう、職員に対し各種研修会等に参加させ、自殺対策を支える人材育成を推進します。 【人権啓発】 様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 自殺対策に関するチラシを作成することで、自殺問題に関する住民の理解促進を図ります。 【人権のつどい】 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 【人権の花運動の実施】 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 文性に対する最力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 総務課
ができるよう、職員に対し各種研修会等に参加させ、自殺対策を支える人材育成を推進します。 [人権啓発] 様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 自殺対策に関するチラシを作成することで、自殺問題に関する住民の理解促進を図ります。 [人権のつどい] 74 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 [人権の花運動の実施] 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権SOSミニレター」事業の啓発に努めます。 [男女共同参画推進事業] 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題やDV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 [暴力に関する広報掲載等] 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 [企業に対する人権教育推進] 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場
【人権啓発】
様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別 の撤廃に努めます。 自殺対策に関するチラシを作成することで、自殺問題に関する住民の理解 促進を図ります。 [人権のつどい] 74 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を 進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 [人権の花運動の実施] 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相 手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の 早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 [男女共同参画推進事業] 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同 参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連 性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 [暴力に関する広報掲載等] 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用 し啓発活動に努めます。 [企業に対する人権教育推進] 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテー マとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 生涯学習課
73 の撤廃に努めます。 自殺対策に関するチラシを作成することで、自殺問題に関する住民の理解 促進を図ります。 【人権のつどい】
自殺対策に関するチラシを作成することで、自殺問題に関する住民の理解 促進を図ります。 【人権のつどい】 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を 進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 【人権の花運動の実施】 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相 手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の 早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同 参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連 性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用 し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテー マとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 生涯学習課
 促進を図ります。 【人権のつどい】 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。
【人権のつどい】 74 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 【人権の花運動の実施】 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権SOSミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題やDV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 ケ性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場生涯学習課生涯学習課
 74 人権週間(12/4~12/10)の時期を目途に、様々な人権課題の正しい理解を進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 【人権の花運動の実施】 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場生涯学習課生涯学習課
進める事で自殺の原因の一つである差別の撤廃に努めます。 【人権の花運動の実施】 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相 手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の 早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場生涯学習課
【人権の花運動の実施】 子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相 手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の 早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 生涯学習課
子供たちが協力し、人権の花「ひまわり」を育てる事で、「命の大切さ」や「相手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場生涯学習課
75 手への思いやり」の心をはぐくむ取組を支援します。また、いじめや虐待の早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場生涯学習課
早期発見につなげるため、法務局が実施する「子どもの人権 SOS ミニレター」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場と ※務課
一」事業の啓発に努めます。 【男女共同参画推進事業】
【男女共同参画推進事業】 県や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場生涯学習課
保や人権団体等が主催する男女共同参画に関する研修の中で、男女共同参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】
参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 [暴力に関する広報掲載等] 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場と ***********************************
参画にかかわる問題(女性の就労問題や DV、セクハラなど)と自殺の関連性や自殺対策について学び、自殺問題に理解のある人材を育成します。 【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場
【暴力に関する広報掲載等】 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用 し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテーマとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 生涯学習課
77 女性に対する暴力をなくす運動(11/12~11/25)に合わせて、広報等を活用 総務課 し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】
し啓発活動に努めます。 【企業に対する人権教育推進】 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテー 総務課 マとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 生涯学習課
【企業に対する人権教育推進】
78 人権教育研究会の社会啓発・企業部会での自殺に関する人権課題をテー 総務課 マとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 生涯学習課
78 マとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 生涯学習課
│ │ マとする研修を検討します。また、企業が内部で人権教育研修を開催する場 │ │ 生涯学習課 │ │ │
│ │ ☆に、教材や資料の情報提供を行います。
HI-TANTI ANTO ANTO INMANCITY OF 70
【性的マイノリティ支援に関する情報収集】
79 性的マイノリティ支援に関する情報収集を進め、効果的な啓発活動について 総務課
検討します。
検討します。 【性的マイノリティに関する無理解・偏見などをなくす取組】

	【様々なハラスメントに関する普及啓発】		
81	公式ウェブサイト等において、各種ハラスメントに関する情報を提供し、理解	総務課	
	促進・普及啓発を行います。		
	【ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供・普及啓発】		
	ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報をチラシや公式ウェブサイト		
82	において周知します。また、働きやすい職場づくりを進めるため、人権教育	総務課	
	研究会の社会啓発・企業部会で、ワーク・ライフ・バランス推進への取組事		
	例等をリーフレットやセミナー等で紹介し、意識啓発を図ります。		
	【男女共同参画に関する事業】		
83	男女共同参画に関するチラシや冊子で、自殺対策(生きることの包括的な支	総務課	
	援)に関連する情報を取り上げ、相談機関の情報を掲載し、全戸に配布し町	花/分 床	
	民に対し啓発を行います。		
	【DV 相談事業】		
	女性の身上や生活の相談・助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相		
84	談対応等を行い、女性保護を図るため、配偶者等暴力相談員を配置しま	総務課	
	す。定期的に町内で女性相談員による相談窓口を開設し相談しやすい体制		
	に努めることで早期の指導支援を実施し自殺の防止につなげます。		
	【人権相談】		
85	人権擁護委員による特設人権相談所を開設し、家庭内のもめごと、近隣等	総務課	
	のトラブル、いじめ、差別、セクハラ、パワハラ等に関する相談を行います。		
	【公共交通整備事業】		
86	相談機関の窓口一覧情報等を駅やコミュニティバス車内に掲示することによ	行政経営課	
	り、相談先情報等の周知を図ります。		
	【相談窓口情報の一元的な周知】		
87	ホームページや広報紙において、多分野の相談窓口の情報を一元的にわ	行政経営課	
	かりやすく周知します。		
88	【公共交通整備事業・地域公共交通の利便性の向上】		
	地域公共交通の利便性の向上により、交通手段を確保することで、生きや	行政経営課	
	すい地域づくりにつなげます。		
89	【地域コミュニティ支援事業】		
	支援員が自殺リスクのありそうな住民の発見や相談対応、適切な機関につ	知小ナナベハニー	
	なぐ等、気づき役・つなぎ役としての役割を駐在員と連携して担えるよう、自	観光まちづくり課	
	殺対策を支える人材育成を推進します。		
	【商工会との協働・連携】		
90	商工会に対し、会員企業の研修に自殺対策に関する内容を加えるよう働き	観光まちづくり課	
	かけます。		
91	【労働相談】		
	労働問題に関する相談に応じ、あわせてサポートする窓口を案内します。	観光まちづくり課	

	【経営相談】		
92	事業主を対象に、労働条件の整備等の相談に応じます。	観光まちづくり課	
	【長時間労働の是正】		
93	長時間労働の傾向がある事業者に対し、改善に向けた相談に応じます。	観光まちづくり課	
	【消費者被害防止事業】		
	消費生活上の困難を抱える人々は、自殺リスクの高いグループでもありま		
94	す。消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応	観光まちづくり課	
	していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を行います。		
	【若者就職相談】		
95	就職で悩んでいる若者やその家族を対象に、若者の就職をサポートする窓	観光まちづくり課	
	口を案内します。		
	【納税相談】		
-	町税等(町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢		
96	者医療保険料、介護保険料)の納付に関する相談を行うほか、関連する相	税務課	
	談に対応できるような連携体制を整えます。		
	【町税等の納付相談】		
	経済的困窮で町税等の納付が滞っている場合には、納付相談に応じ分納		
97	又は減免制度に関する説明等を行っています。また、納付相談で得た当事	税務課	
	者の状況から、必要に応じてさまざまな支援機関につなげる等、支援への接		
	点となり得ます。		
	【自殺の危険箇所改善への取組】		
	自殺危険箇所における危険防止のため、柵等の取り付け等は定期的な点		
98	検と対応を行い、啓発ポスター等の掲示などについては担当課の対応に協	都市整備課	
	力します。町有施設以外に対しては所有者や管理者への理解を求めていき		
	ます。		
	【快適空間づくり】		
	公園・緑地空間に期待できるものとして、こころと体の癒し効果があり、特に	*** ** ** ** = #	
99	緑豊かなみやこ町の公園を適正に管理することで、生きることの包括的な支	都市整備課	
	援につながります。		
100	【水道料金徴収業務】	11.14==	
100	滞納者に対する給水停止の執行において、接触する上での窓口となり得ます。	上下水道課	
	【認定農業者等育成事業・新規就農者研修支援事業・新規就農者に対して		
101	の生活支援】	ᄪᆉᅲᇆᅃᆖ	
101	新規就農者等を対象とした技術研修の中で、配布する資料の中に生きる支	農林業振興課	
	援に関する相談先一覧を含めることを検討します。		

2 用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

「外へ(out)手を伸ばす(reach)」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきました。最近では様々な分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりをみせています。不登校や非行、ニート、ひきこもりなどの若者への対応では、主に訪問支援をアウトリーチといっています。

●NPO(法人)

NPOとは、Non-Profit OrganizationまたはNot-for-Profit Organizationの略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人です。

【か行】

●共同生活援助(グループホーム)

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。グループホームとも呼ばれます。

●居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行うサービスです。

●居宅介護支援

介護を必要とする人が、居宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の意向などにそってケアプランを作成したり、様々な介護サービス提供事業者との連絡・調整などを行うサービスです。

●軽費老人ホーム

身寄りがない、または、家庭環境や経済状況などの理由により、家族との同居が困難な高齢者 が比較的低額な料金で入居できる福祉施設です。

●行動援護

障害者総合支援法に基づく、行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、 食事などの介護のほか、行動する際に必要な援助を行うサービスです。

【さ行】

●サロン

互いに支え合って暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所です。

●自主防災組織

地域住民が自主的に協力連携して「自分たちの地域は自分たちで守る」という考え方にたって、 日頃から災害に備えた取り組みを行うとともに災害時は、被害を最小限にする活動を行う団体(組織)です。

●児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人で、民生委員が児童委員を兼ねています。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

●児童発達支援

児童福祉法に基づく、障がいのある子どもが日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、ならびに集団生活に適応することができるよう、障がいのある子ども本人の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うサービスです。

●児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児 童のために、地方自治体から支給される手当です。

●市民後見人

一般の町民による後見人のことをいいます。家庭裁判所から選任され、専門組織による養成と活動支援を受けながら、地域における第三者後見人の立場で、町民としての特性を活かした後見活動を行います。

●社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められています。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられます。

●障がい者支援施設

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対し、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障がい福祉サービスを行う施設です。具体的には、障がいのある人に対し、夜間から早朝にかけては「施設入所支援」を提供するとともに、昼間は生活介護などの日中活動系サービスを行う社会福祉施設です。

●障がい者相談員

障がいのある人の福祉の増進を図るべく、障がいのある人の生活上の様々な相談に応じる相談 員。必要な制度を活用できるよう援助するなど、行政機関とのパイプ役になったり、障がいのある人 のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力し行っています。また、 障がいのある人に対する地域住民の理解を深めるため、各種の啓発活動にも取り組んでいます。 【た行】

●地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とをすすめるための手法のひとつです。主に、多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図る(地域ケア個別会議)取り組みから、地域に共通した課題を明確化し、課題解決に必要な資源開発や地域づくりに関連した政策形成につなげる(地域ケア推進会議)ことを目的としています。

●地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、また、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制として、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供されるケアシステムです。

●地域包括支援センター

市町村が設置することができ、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。業務内容としては、三職種(主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師)を中心に、高齢者の総合相談支援や権利擁護業務のほか、管内の居宅介護支援事業所及び関係機関とのネットワークづくりを行います。

●DV

ドメスティック・バイオレンスの略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のことです。

【な行】

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、 日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用 援助及び日常的な金銭管理などを行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、 定期的な支援を行います。

●認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになる病気です。大きく、脳血管性のものと、アルツハイマー病に区別されます。

●認知症サポーター

認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。講師である キャラバン・メイトと町が協働で行う認知症サポーター養成講座により養成します。

【は行】

●バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが生活していくうえで障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することです。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方です。

●避難行動要支援者(名簿)

平成25年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人です。また、同法では、避難行動要援護者名簿の作成を市町村に義務づけることが規定されました。

●福祉避難所

高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人が円滑に利用でき、また、相談、助言その他の支援を受けることができる体制の整備された避難所のことです。

●保護司

社会奉仕の精神をもって、犯罪をした人の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努める役割を担っている人です。具体的には、保護観察所と連携しながら、保護観察 (犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための遵守事項を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助けなどを行うこと)や釈放後にスムーズな社会復帰をすすめるための生活環境の調整、犯罪予防活動などを行っています。

●ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・研修会開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動などを行なう組織です。

【ま行】

●民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねています。 職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者ま たは社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への 協力などです。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

バリアフリーは、障がいによりもたらされる障壁(バリア)に対処するという考え方であるのに対し、 ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々 が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のことです。

3 みやこ町地域福祉総合計画審議会設置条例

令和5年6月26日 条例第25号

(設置)

第1条 みやこ町における総合的な福祉施策に関する計画(以下「地域福祉総合計画」という。)の策定及び 推進に関する事項を調査及び審議するため、みやこ町地域福祉総合計画審議会(以下「審議会」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に定める事項について調査及び審議する。
 - (1) 地域福祉総合計画の策定に関する事項
 - (2) 地域福祉総合計画の評価及び進捗管理に関する事項
 - (3) その他町長が必要と認める事項

(地域福祉総合計画)

- 第3条 地域福祉総合計画とは、次に掲げる計画を総称するものをいう。
 - (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画
 - (2) 社会福祉法第109条の規定に基づく市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画
 - (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画
 - (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく市町村介護保険事業計画
 - (5) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく市町村障害者計画
 - (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88 条の規定に基づく市町村障害福祉計画
 - (7) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく市町村障害児福祉計画
 - (8) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画
 - (9) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条の規定に基づく市町村 が策定する計画
 - (10) その他町長が必要と認める計画

(組織)

- 第4条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、18人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医療機関関係者
 - (3) 各種団体関係者
 - (4) 行政機関関係者
 - (5) 住民代表者
 - (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

- 第5条 委員の任期は、前条の規定により委嘱を受けた日から3年以内とする。ただし、欠員を生じた場合の 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第6条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見等を聴き、又は資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、みやこ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年みやこ町条例第43号)の定めるところにより支給する。

第10条 審議会の庶務は、保険福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(みやこ町障害者施策推進協議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) みやこ町障害者施策推進協議会条例(平成18年みやこ町条例第133号)
 - (2) みやこ町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例(平成20年みやこ町条例第5号)
 - (3) みやこ町障害福祉施策検討委員会設置条例(令和2年みやこ町条例第6号)
 - (4) みやこ町地域福祉計画審議会設置条例(令和2年みやこ町条例第12号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に策定された条例第3条各号の計画に相当する計画の評価は、審議会が行う。 (みやこ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 みやこ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

4 みやこ町地域福祉総合計画審議会委員名簿

	選出委員	団 体	備考
1	村山 浩一郎	公立大学法人 福岡県立大学	会長
2	寺島 正博	公立大学法人 福岡県立大学	
3	藤野 善久	学校法人 産業医科大学	
4	野口 隆義	医療法人 のぐちクリニック	
5	川寄 茂美	社会福祉法人 犀川福祉会	
6	鶴﨑 亜希子	社会福祉法人豊勝会 みやこ町地域包括支援センター	
7	武田 光雄	みやこ町身体障害者福祉協会	
8	石谷 英樹	社会福祉法人 青空福祉会 こすもす園・京都	副会長
9	福井 貢	みやこ町民生委員児童委員協議会	
10	中川 英秋	みやこ町老人クラブ連合会	
11	中嶋 純男	社会福祉法人 みやこ町社会福祉協議会	
12	中谷 秀俊	みやこ町区長会	
13	岩本 治也	福岡県京築保健福祉環境事務所	
14	神川 舞	みやこ町教育委員会	

5 策定経過

期日	内容
令和 4 年 10 月~令和 5 年 2 月	在宅介護実態に関するアンケート調査実施
令和 5 年 2 月	介護予防・日常生活圏域ニーズに関するアンケート調査 実施
令和 5 年 9 月	地域福祉に関するアンケート調査 障がい福祉に関するアンケート調査
令和 5 年 9 月 21 日(木)	第1回みやこ町地域福祉総合計画審議会
令和 5 年 10 月~11 月	関係団体紙面インタビュー
令和 5 年 12 月 4 日(月)	関係団体グループインタビュー
令和 5 年 12 月 19 日(火)	第2回みやこ町地域福祉総合計画審議会
令和 6 年 2 月 22 日(木)	第3回みやこ町地域福祉総合計画審議会
令和 6 年 3 月 4 日(月)~3 月 8 日(金)	パブリックコメント

第1期みやこ町地域福祉総合計画

発 行 令和6年3月

みやこ町

〒824−0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

TEL 0930-32-2511

FAX 0930-32-4563

みやこ町社会福祉協議会

〒824−0217

福岡県京都郡みやこ町犀川古川50番地

TEL 0930-42-1000

FAX 0930-42-1719

